

第12章 環境影響評価準備書からの相違点

環境影響評価書の作成にあたっては、環境影響評価法第20条1項に基づく神奈川県知事意見を勘案するとともに、同法第18条第1項に基づく環境の保全の見地からの意見に配意して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。

環境影響評価準備書からの主な相違点を、表12-1に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っている。

表 12-1(1) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.3-9 ① 地形・地質等の制約条件	<ul style="list-style-type: none"> 活断層は、回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長ができる限り短くする。また、近接して平行することは避けて計画する。 トンネル坑口については、地形・地質的に安定した箇所を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 活断層は、回避する、もしくは、やむを得ず通過する場合は通過する延長ができる限り短くする。また、近接して平行することは避けて計画する。 トンネル坑口については、地形・地質的に安定した箇所を選定する。 トンネルの勾配は、原則として湧水の自然流下による排水が可能となるよう設定する。
p.3-21 (3) 各施設	—	追記
p.3-24 図3-4-6-3 地下駅の概要	断面図	上段が平面図、下段が断面図
p.3-26 ⑤ 換気施設等	また、必要に応じて本線及び換気施設の関連設備を置く設備棟を併設する。	<p>また、必要に応じて防災・非常用設備、換気施設等関連設備、受電・配電設備、機器監視設備等の本線及び換気施設の関連設備を置く設備棟を併設する。この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがない構造となっている。</p>
p.3-27 ⑦ 保守基地	保守基地は、路線沿線に50km程度の間隔で設置する計画であり、関東車両基地に併設する計画としている。敷地面積は、約3haを想定している。保守基地の概要を図3-4-6-9に示す。	<p>保守基地は、路線沿線に50km程度の間隔で設置する計画であり、関東車両基地に併設する計画としている。敷地面積は、約3haを想定している。保守基地は、構造物や電気設備の検査、交換等に必要な保守用車両について、留置、検査、整備を行うための施設であり、保守用車両（規格は通常の大型トラックと同程度）を留置するためのスペースの他、車庫、検修庫、作業庫、資材庫等を設置する。なお、整備等に使用する機器は従来の新幹線と同様のものを考えており、それらは建屋の中に設置する。保守基地の概要を図3-4-6-9に示す。</p>
p.3-27 ⑧ 保守用車留置施設	川崎市宮前区梶ヶ谷に設置を予定している非常口においては、地下に保守用車留置施設を併設する計画である。保守用車留置施設の概要を図3-4-6-10に示す。	<p>川崎市宮前区梶ヶ谷に設置を予定している非常口においては、地下に保守用車留置施設を併設する計画である。保守用車留置施設の大きさとしては、地上部分として非常口を含めて約1.4haの規模、大深度地下部分として延長約460mの保守用車留置場所を考えている。保守用車留置施設の概要を図3-4-6-10に示す。</p>

表 12-1(2) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.3-32 ウ. 山岳トンネル部 (非常口含む)	<p>山岳トンネルの施工に際しては、坑口部からの施工を開始することを基本とするが、一部区域においては、図3-4-6-16に示すように、非常口からトンネル本坑へ掘り進める。</p> <p>工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する予定としている。なお、工事施工ヤードの面積は0.5~1.0haを標準として考えている。</p>	<p>山岳トンネルの施工に際しては、坑口部からの施工を開始することを基本とするが、一部区域においては、図3-4-6-16に示すように、非常口からトンネル本坑へ掘り進める。<u>非常口のトンネル断面は本坑より小さい30~60m²程度を考えており、本坑と同様の方法で施工を行うが、防水工や覆工コンクリートについては必要に応じて設置する。</u></p> <p>工事の実施にあたり、必要に応じて工事用道路及び非常口等に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等を設置する予定としている。<u>また、周辺に住居等が存在する場合は、非常口出口に防音扉を設置する。</u>なお、工事施工ヤードの面積は0.5~1.0haを標準として考えている。</p>
p.5-1 5-1 計画段階配慮事項	—	追記
p.7-1-6 表7-1-3(4) 環境影響評価の項目及びその選定理由等	(廃棄物等、建設工事に伴う副産物) 高架橋・橋梁、地下駅、車両基地の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生することから選定した。	(廃棄物等、建設工事に伴う副産物) 高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、 <u>変電施設</u> の工事に伴い建設発生土及び建設廃棄物が発生することから選定した。
p.7-2-5 表7-2-1(2) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(大気質、工事の実施(建設機械の稼働)、調査の基本的な手法、5.調査期間等) 連続1週間×4季	(大気質、工事の実施(建設機械の稼働)、調査の基本的な手法、5.調査期間等) 連続1週間×4季 <u>(一部の地点は通年)</u>
	(大気質、工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)、調査の基本的な手法、5.調査期間等) 連続1週間×4季	(大気質、工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)、調査の基本的な手法、5.調査期間等) 連続1週間×4季 <u>(一部の地点は通年)</u>
p.7-2-7 表7-2-1(3) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(騒音、換気施設騒音、予測の基本的な手法、2.予測の基本的な手法) 事例の引用及び解析とする。	(騒音、換気施設騒音、予測の基本的な手法、2.予測の基本的な手法) <u>換気装置のパワーレベルを推定し、消音装置による減音量及び一般的な音の伝搬による距離減衰を考慮して、換気施設からの騒音レベルを求める。</u>
p.7-2-13 表7-2-1(6) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、1.調査すべき項目) 生物化学的酸素要求量(BOD)の状況、気象の状況	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、1.調査すべき項目) 生物化学的酸素要求量(BOD)の状況、 <u>全窒素及び全燐</u> の状況、気象の状況

表 12-1(3) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 7-2-13 表 7-2-1(6) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、2. 調査の基本的な手法) 文献調査；公共用水域の水質測定結果等の文献、資料を収集し、経年変化を把握するため過去5ヶ年分のデータを整理する。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、2. 調査の基本的な手法) 文献調査；生物化学的酸素要求量(BOD)については、公共用水域の水質測定結果等の文献、資料を収集し、経年変化を把握するため過去5ヶ年分のデータを整理する。 全窒素及び全燐については、津久井湖の河川流入量、水質測定結果等の文献、資料を収集し、経年変化を把握するため過去3ヶ年分のデータを整理する。
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、3. 調査地域) 対象事業実施区域及びその周囲の内、地下駅、車両基地を対象に鉄道施設の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがある河川とする。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、3. 調査地域) 対象事業実施区域及びその周囲の内、地下駅、車両基地を対象に鉄道施設の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがある河川または湖沼とする。
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、4. 調査地点) 現地調査；調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、水の汚れの現況を適切に把握することができる地点とする。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、4. 調査地点) 現地調査；生物化学的酸素要求量(BOD)については、調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、水の汚れの現況を適切に把握することができる地点とする。 全窒素及び全燐については、串川が串川導水路を経由して津久井湖へ流入することを考慮し、導水路入口である串川取水堰付近とする。
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、5. 調査期間等) 低水時及び豊水時の2回とする。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、調査の基本的な手法、5. 調査期間等) 低水時及び豊水時の2回とする。全窒素及び全燐の調査については、平成26年3月18日に行った。
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、1. 予測項目) 鉄道施設の供用に係る生物化学的酸素要求量(BOD)	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、1. 予測項目) 鉄道施設の供用に係る生物化学的酸素要求量(BOD)、全窒素及び全燐
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、2. 予測の基本的な手法) 完全混合式を用いて定量的に予測する。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、2. 予測の基本的な手法) 生物化学的酸素要求量(BOD)については、完全混合式を用いて定量的に予測する。 全窒素及び全燐については、津久井湖に流入する河川による負荷量と車両基地の排水による負荷量の割合により予測する。
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、3. 予測地域) 鉄道施設の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる地域を設定する。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、3. 予測地域) 生物化学的酸素要求量(BOD)については、鉄道施設の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる地域を設定する。 全窒素及び全燐については、鉄道施設の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがある津久井湖とする。
	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、5. 予測対象時期) 鉄道施設の供用開始後の豊水時及び低水時とする。	(水質、水の汚れ、存在及び供用、予測の基本的な手法、5. 予測対象時期) 生物化学的酸素要求量(BOD)については、鉄道施設の供用開始後の豊水時及び低水時とする。 全窒素及び全燐については、影響が最大となる鉄道施設の供用開始後とする。

表 12-1(4) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

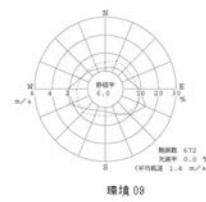
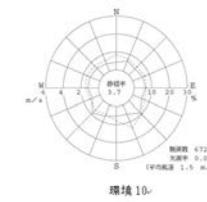
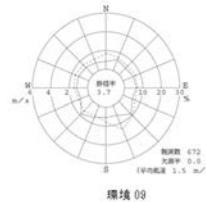
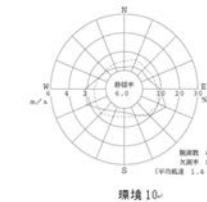
評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 7-2-21 表 7-2-1(10) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(文化財、存在及び供用、予測の基本的な手法、2. 予測の基本的な手法) 事業の実施に伴う文化財への影響を定性的に予測する。	(文化財、存在及び供用、予測の基本的な手法、2. 予測の基本的な手法) <u>鉄道施設の存在に係る土地の改変の可能性のある区域と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失又は改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測する。</u>
p. 7-2-27 表 7-2-1(13) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(動物、工事の実施、調査の基本的な手法、5. 調査期間等) 鳥類(一般鳥類) : 5季(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季)	(動物、工事の実施、調査の基本的な手法、5. 調査期間等) 鳥類(一般鳥類) : 5季(春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季) <u>繁殖期とは個別の鳥類の繁殖する時期を意味するものではなく、春季と夏季の間の期間を言う。</u>
p. 7-2-29 表 7-2-1(14) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(植物、工事の実施、調査の基本的な手法、2. 調査の基本的な手法) 植生: コドラーート法	(植物、工事の実施、調査の基本的な手法、2. 調査の基本的な手法) 植生: コドラーート法、 <u>植生分布調査</u>
	(植物、存在及び供用、調査の基本的な手法、2. 調査の基本的な手法) 植生: コドラーート法	(植物、存在及び供用、調査の基本的な手法、2. 調査の基本的な手法) 植生: コドラーート法、 <u>植生分布調査</u>
p. 7-2-33 表 7-2-1(16) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	(人と自然との触れ合いの活動の場、工事の実施、予測の基本的な手法、3. 予測地域) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い、自然公園法等、自然環境の保全に係る法令等に指定された地域内にある主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とする。	(人と自然との触れ合いの活動の場、工事の実施、予測の基本的な手法、3. 予測地域) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とする。
p. 7-2-37 7-2-2 予測及び評価の前提とする区域	—	追記
p. 7-3-3 表 7-3-1(3) 主な技術的助言の内容	—	追記
p. 8-1-1-14 図 8-1-1-3(2) 風配図	環境 09 と環境 10 の風配図が逆  	環境 09 と環境 10 の風配図を入れ替え  
p. 8-1-1-30 ②予測式	—	なお、本予測では神奈川県内全ての予測地点において ERT の PSDM モデルを採用した。
p. 8-1-1-33 e) 予測対象時期等	—	都市トンネル部、山岳トンネル部、地上部、地下駅部の工事における建設機械の稼働は、日稼働時間を昼間 8~17 時 (12 時台を除く) の 8 時間/日、一部夜間 20~5 時 (0 時台を除く) の 8 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。山岳トンネル部の一部の工事においては建設機械の稼働を、日稼働時間を昼間 7~18 時 (12 時台を除く) の 10 時間/日、一部夜間 18~5 時 (23 時台を除く) の 10 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。

表 12-1(5) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-35 表 8-1-1-18 予測に使用した気象及び大気質データ	バックグラウンド濃度を記載	気象データ及び大気質データ(バックグラウンド濃度)を記載
p. 8-1-1-39~42 図 8-1-1-6(1)~(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-1-43 表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況	(排出ガス対策型建設機械の採用/適否の理由) 排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(排出ガス対策型建設機械の採用/適否の理由) <u>排出ガス対策型建設機械を使用する。また必要に応じて周辺環境への影響を考慮し、出来る限り二次対策型又は三次対策型の機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の選定/適否の理由) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(工事規模に合わせた建設機械の選定/適否の理由) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
	(建設機械の点検及び整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(建設機械の点検及び整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
	—	環境保全措置として「揮発性有機化合物の排出抑制」を追記
p. 8-1-1-44 表 8-1-1-22(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>排出ガス対策型建設機械を使用する。また必要に応じて周辺環境への影響を考慮し、出来る限り二次対策型又は三次対策型の機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-1-44 表 8-1-1-22(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-1-44 表 8-1-1-22(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-1-45 表 8-1-1-22(7) 環境保全措置の内容	—	追記

表 12-1(6) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-1-47 ①回避又は低減に係る評価	<p>本事業では、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を低減させるため、表 8-1-1-22 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。</p>	<p>建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果並びに現況値に対する寄与率の程度を表 8-1-1-24 に示す。</p> <p>二酸化窒素については、地点番号 19 (相模原市緑区牧野)において最大着地濃度地点で寄与率 86.5%と最大となり、直近の住居等の位置で寄与率 77.7%となる。また、その他の地点についても最大着地濃度地点で 15.5%~86.4%、直近の住居等の位置で 5.1%~68.3%となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</p> <p>浮遊粒子状物質については、地点番号 19 (相模原市緑区牧野)において最大着地濃度地点で寄与率 52.0%と最大となり、直近の住居等の位置で寄与率 23.3%となる。また、その他の地点についても最大着地濃度地点で 1.8%~39.3%、直近の住居等の位置で 0.6%~13.9%となる。</p> <p>なお、「資料編 1-6 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について」に示す通り、これら予測値には気象データの期間代表性及び地域代表性、バックグラウンド濃度の期間代表性に起因する誤差が考えられるものの、その影響は気象データについては二酸化窒素で寄与濃度の誤差が最大 15.8%程度、浮遊粒子状物質で寄与濃度の誤差が最大 20.6%程度、バックグラウンド濃度については二酸化窒素で概ね 0.001ppm 程度、浮遊粒子状物質で概ね 0.003mg/m³ 程度に収まると試算される。</p> <p>本事業では、これらの状況に加え、表 8-1-1-22 に示した環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。</p> <p>なお、川崎市麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地の非常口計画地付近における工事用道路の設置に伴う工事の実施による影響については、その工事規模や工事内容などの観点から、非常口 (都市部) の工事ヤード周辺の予測結果より小さいものと考えているが、工事の実施にあたっては、必要に応じて上記と同様の環境保全措置を実施し、環境影響の低減に努めるものとする。</p>

表 12-1(7) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-48 表 8-1-1-24(1) 予測結果及び建設機械の稼働による寄与率の状況(二酸化窒素)	—	追記
p. 8-1-1-49 表 8-1-1-24(2) 予測結果及び建設機械の稼働による寄与率の状況(浮遊粒子状物質)	—	追記
p. 8-1-1-58 e)予測対象時期等	—	<u>都市トンネル部、山岳トンネル部、地上部及び地下駅部の工事における資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、日稼働時間を昼間 8~17 時 (12 時台を除く) の 8 時間/日、一部夜間 20~5 時 (0 時台を除く) の 8 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。山岳トンネル部の一部の工事においては資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間を、日稼働時間を昼間 7~18 時 (12 時台を除く) の 10 時間/日、一部夜間 18~5 時 (23 時台を除く) の 10 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。</u>
p. 8-1-1-58 表 8-1-1-27 予測対象時期 注釈	—	<u>※1. 川崎市麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地の非常口計画地付近に設置を計画する工事用道路における車両の運行に伴う影響については、地点番号 06 で代表して予測するものとする。</u>
p. 8-1-1-62 表 8-1-1-30 予測に使用した気象及び大気質データ	バックグラウンド濃度を記載	気象データ及び大気質データ(バックグラウンド濃度)を記載
p. 8-1-1-65~68 図 8-1-1-10(1)~(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-1-69 表 8-1-1-32 環境保全措置の検討の状況	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
	(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮/適否の理由) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの変更、法定速度の順守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮/適否の理由) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの変更等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記

表 12-1(8) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-69 表 8-1-1-33(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
p. 8-1-1-70 表 8-1-1-33(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの変更、法定速度の順守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの変更等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
p. 8-1-1-70 表 8-1-1-33(3) 環境保全措置の内容 表 8-1-1-33(5) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-1-71 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響を低減させるため、表 8-1-1-32 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果並びに現況値に対する寄与率の程度を表 8-1-1-35 に示す。 二酸化窒素については、地点番号 18 (相模原市緑区牧野)において寄与率 11.0%と最大となり、その他の地点についても 0.1%～8.9%となる。 浮遊粒子状物質については、地点番号 18 (相模原市緑区牧野)において寄与率 0.6%と最大となり、その他の地点についても 0.0%～0.4%となる。 なお、「資料編 1-7 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う予測地点より勾配及びカーブが急な箇所並びに道路の幅員が十分でない箇所への影響について」に示す通り、これら予測値には道路の勾配に起因する誤差が考えられるものの、予測濃度差が測定最小単位 (二酸化窒素 0.001ppm、浮遊粒子状物質 0.001mg/m ³) を上回ることは考えられず、評価対象の二酸化窒素年間 9.8%値、浮遊粒子状物質年間 2%除外値にも大きな差が生じることはなく、予測及び評価結果に大きな違いが生じることはない。 本事業では、工事用道路を含めて、これらの状況に加えて、表 8-1-1-33 に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。 なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺 35 号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。

表 12-1(9) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-72 表 8-1-1-35(1) 予測結果並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による寄与率の状況(二酸化窒素)	—	追記
p. 8-1-1-73 表 8-1-1-35(2) 予測結果並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による寄与率の状況(浮遊粒子状物質)	—	追記
p. 8-1-1-78 ②予測式	(・年平均値の算出式) $\bar{C} = \sum_k \sum_j \sum_i C_1(D_i, V_j, a_k) \cdot f_1(D_i, V_j, a_k) + \sum_k C_2(a_k) \cdot f_2(a_k)$ —	(・年平均値の算出式) $\bar{C} = \sum_k \sum_j \sum_i C_1(D_i, V_j, a_k) \cdot f_1(D_i, V_j, a_k) + \sum_k C_2(a_k) \cdot f_2(a_k)$ なお、本予測では地形を考慮し ERT の PSD M モデルを採用した。
p. 8-1-1-80 表 8-1-1-41 車両基地ボイラーの排出ガス等諸元	(排出ガス量/乾き排ガス量) 64,326 (排出ガス量/湿り排ガス量) 64,326 (煙突出口大気汚染物質濃度/窒素酸化物) 135 (煙突出口大気汚染物質濃度/浮遊粒子状物質) mg/m ³ —	(排出ガス量/乾き排ガス量) 47,233 (排出ガス量/湿り排ガス量) 47,233 (煙突出口大気汚染物質濃度/窒素酸化物) 80 (煙突出口大気汚染物質濃度/浮遊粒子状物質) g/m ³ (表下付記) ※1 : 稼働時期は 1月～3月
p. 8-1-1-81 表 8-1-1-42 予測に使用した気象及び大気質データ	バックグラウンド濃度を記載	気象データ及び大気質データ(バックグラウンド濃度)を記載
p. 8-1-1-82 表 8-1-1-45 鉄道施設(車両基地)の供用による二酸化窒素濃度変化の予測結果	(最大濃度地点/車両基地の寄与濃度) 0.00065 (最大濃度地点/環境濃度) 0.00365 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 17.8 (直近の住居等/車両基地の寄与濃度) 0.00042 (直近の住居等/環境濃度) 0.00342 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 12.3	(最大濃度地点/車両基地の寄与濃度) 0.00048 (最大濃度地点/環境濃度) 0.00348 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 13.8 (直近の住居等/車両基地の寄与濃度) 0.00016 (直近の住居等/環境濃度) 0.00316 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 5.1
p. 8-1-1-82 表 8-1-1-46 鉄道施設(車両基地)の供用による浮遊粒子状物質濃度変化の予測結果	(最大濃度地点/車両基地の寄与濃度) 0.00207 (最大濃度地点/環境濃度) 0.01807 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 11.5 (直近の住居等/車両基地の寄与濃度) 0.00146 (直近の住居等/環境濃度) 0.01746 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 8.4	(最大濃度地点/車両基地の寄与濃度) 0.00279 (最大濃度地点/環境濃度) 0.01879 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 14.8 (直近の住居等/車両基地の寄与濃度) 0.00090 (直近の住居等/環境濃度) 0.01690 (最大濃度地点/環境濃度/寄与率) 5.3
p. 8-1-1-83 図 8-1-1-12 予測結果図	—	追記

表 12-1(10) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-84 表 8-1-1-47 環境保全措置の検討の状況	(排出ガス処理施設の点検及び整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検及び整備により、排出ガス処理施設を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(排出ガス処理施設の点検及び整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、排出ガス処理施設を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-1-84 表 8-1-1-48(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、排出ガス処理施設を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、排出ガス処理施設を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-1-86 表 8-1-1-50(1) 基準又は目標との整合の状況(二酸化窒素)	(最大濃度地点/年平均値) 0.00365 (直近の住居等/年平均値) 0.00342	(最大濃度地点/年平均値) 0.00348 (直近の住居等/年平均値) 0.00316
p. 8-1-1-86 表 8-1-1-50(2) 基準又は目標との整合の状況(浮遊粒子状物質)	(最大濃度地点/年平均値) 0.01807 (最大濃度地点/日平均値の年間2%除外値) 0.045 (直近の住居等/年平均値) 0.01746 (直近の住居等/日平均値の年間2%除外値) 0.044	(最大濃度地点/年平均値) 0.01879 (最大濃度地点/日平均値の年間2%除外値) 0.046 (直近の住居等/年平均値) 0.01690 (直近の住居等/日平均値の年間2%除外値) 0.043
p. 8-1-1-90 e)予測対象時期等	予測対象時期等は、建設機械の稼働による環境影響が最も大きくなると想定される時期とした。	予測対象時期等は、建設機械の稼働による環境影響が最も大きくなると想定される時期とした。 <u>また、建設機械の稼働の日稼働時間及び月稼働日数は、「(1) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様とした。</u>
p. 8-1-1-90 f)予測条件の設定	予測対象ユニットは、工事計画により想定した工種及び予想される工事内容を基に選定した種別の中から鉄道施設ごとに、最も粉じんの影響が大きくなるものを選定した。	予測対象ユニットは、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づき、工事計画により想定した工種及び予想される工事内容を基に選定した種別の中から鉄道施設ごとに、最も粉じんの影響が大きくなるものを選定し、 <u>そのユニット数は各ユニットの日当り施工能力に対する計画施設の施工規模から算出した。</u>
p. 8-1-1-94～97 図 8-1-1-15(1)～(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-1-98 表 8-1-1-55 環境保全措置の検討の状況	(工事の規模に合わせた建設機械の設定/適否の理由) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(工事の規模に合わせた建設機械の設定/適否の理由) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
	(仮囲いの設置/適否の理由) 仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(仮囲いの設置/適否の理由) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>

表 12-1(11) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-1-98 表 8-1-1-56(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画</u> することで、粉じん等の発生を低減できる。
p. 8-1-1-99 表 8-1-1-56(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さ</u> の検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。
p. 8-1-1-100 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、建設機械の稼働による粉じん等の影響を低減させるために、表 8-1-1-54 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-1-1-56 に示した環境保全措置を <u>確実に実施</u> することから、 <u>建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響の低減</u> が図られていると評価する。
p. 8-1-1-104 e) 予測対象時期等	予測対象時期等は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最も大きくなると想定される時期とした。	予測対象時期等は、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最も大きくなると想定される時期とした。 <u>また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の日稼働時間及び月稼働日数は、「(1) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様とした。</u>
p. 8-1-1-106～109 図 8-1-1-18(1)～(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-1-112 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等の影響を低減させるために、表 8-1-1-61 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-1-1-63 に示した環境保全措置を <u>確実に実施</u> することから、 <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響の低減</u> が図られていると評価する。
p. 8-1-2-16 b) 予測式	—	ΔL_p : 透過音を考慮した回折補正量 (dB) $\Delta L_{d,slit}$: 遮音壁をスリット開口と考えた時の回折補正量 (dB) R_p : 遮音壁の透過損失 (dB) ※遮音壁の透過損失は、一般の遮音壁や防音パネルを仮設物として設置した場合の 20dB とした。
p. 8-1-2-16 脚注	—	工事範囲境界の説明を追記
p. 8-1-2-17 b) 予測式	—	その際、面音源は、建設機械の回転半径等を考慮し、工事範囲境界から 5m 地点の離れを想定した上で設定した。
p. 8-1-2-18 c) 予測対象時期	—	予測の対象とした建設機械の稼働は、日稼働時間を 8～17 時 (12 時台を除く) の 8 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。
p. 8-1-2-22～25 図 8-1-2-5(1)～(4) 予測結果図	—	追記

表 12-1(12) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-2-26 表 8-1-2-14 環境保全措置の検討の状況	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/適否の理由) 遮音効果が大きいことから、環境保全措置として採用する。	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/適否の理由) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の設定/適否の理由) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/適否の理由) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
	(建設機械の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(建設機械の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-2-27 表 8-1-2-15(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 遮音による低減効果が見込まれる。	(環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</u>
p. 8-1-2-27 表 8-1-2-15(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-2-27 表 8-1-2-15(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-2-29 a)回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」を実施する。したがって、実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	<u>建設機械の稼働による各地点の騒音レベルの予測値は 74dB～83dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</u> <u>事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。</u> <u>なお、川崎市麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地の非常口計画地付近における工事用道路の設置に伴う工事の実施による影響については、その工事規模や工事内容などの観点から、非常口（都市部）の工事ヤード周辺の予測結果より小さいものと考えているが、工事の実施にあたっては、必要に応じて上記と同様の環境保全措置を実施し、環境影響の低減に努めるものとする。</u>

表 12-1(13) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-2-33 ①予測対象時期	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8~17時（12時台を除く）の8時間/日、月稼働日数は22日/月と想定した。
p. 8-1-2-33 表 8-1-2-18 予測対象時期 注釈	—	※川崎市麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地の非常口計画地付近に設置を計画する工事用道路における車両の運行に伴う影響については、地点番号06で代表して予測するものとする。
p. 8-1-2-36~39 図 8-1-2-7(1)~(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-2-40 表 8-1-2-21 環境保全措置の検討の状況	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記
p. 8-1-2-40 ①環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。
p. 8-1-2-40 表 8-1-2-22(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-2-41 表 8-1-2-22(3) 環境保全措置の内容	—	追記

表 12-1(14) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-2-43 イ) 評価結果 a) 回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による各地点で予測される騒音レベルのうち、事業の実施に伴う寄与分は現況値の小さい地点で最大 5.4dBとなるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 事業の実施に当たっては、 <u>工事用道路を含めて</u> 、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「 <u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u> 」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。 なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺 35 号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。
p. 8-1-2-46 b) 予測式	$LRa = (PWLexit / N - 11 - 20 \log_{10}(r_a) + \Delta L_d)$ $LRb = (PWLexit / N - 11 - 20 \log_{10}(r_b) + \Delta L_d)$	$LRa = (PWLexit - 10 \log_{10} N - 11 - 20 \log_{10}(r_a) + \Delta L_d)$ $LRb = (PWLexit - 10 \log_{10} N - 11 - 20 \log_{10}(r_b) + \Delta L_d)$
	$\overline{LR} = 10 \log_{10} 10 \left\{ \sum_{i=1}^N 10^{LRi/10} \right\}$	$\overline{LR} = 10 \log_{10} \left\{ \sum_{i=1}^N 10^{LRi/10} \right\}$
p. 8-1-2-49 表 8-1-2-31 予測結果	(注釈) ※宮前区梶ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、各々の距離は換気施設と予測地点との距離に比して、十分に離れているため、前提とする換気施設の稼働台数を 1 台として予測を行った。	(注釈) ※宮前区梶ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、 <u>その両方に近接する住居等はなく、いずれの換気施設についても、住居等の存在する方向からは、遠方の換気施設はその影響を無視できるほど十分に距離があるため、予測の前提とする換気施設の稼働台数は直近の 1 台とした。</u>
p. 8-1-2-50～53 図 8-1-2-11(1)～(4) 予測結果図	—	追記

表 12-1(15) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-2-54 表 8-1-2-32 環境保全措置の検討の状況	(換気施設の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(換気施設の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>換気設備の異常な騒音、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-2-55 表 8-1-2-33(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>換気設備の異常な騒音、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-2-57 a)回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「環境対策型換気施設の採用」、「消音装置の設置」、「換気ダクトの曲がり部の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」を実施する。したがって、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響を低減できるものと評価する。	事業の実施に当たっては、「環境対策型換気施設の採用」、「消音装置の設置」、「換気ダクトの曲がり部の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（換気施設）の供用に係る騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。
p. 8-1-2-63 b)各音源の音響パワーレベル	—	追記
p. 8-1-2-63 c)環境対策工	高さ 2.0m の防音壁の設置を基本とし、現在の土地利用状況に応じ、騒音対策上必要な場合は高さ 3.5m の防音壁又は防音防災フードを設置することを予測の前提とした。なお、防音壁の高さは施工基面から上の部分の高さであり、防音防災フードはコンクリート製とした。	高さ 2.0m の防音壁の設置を基本とし、現在の土地利用状況に応じ、騒音対策上必要な場合は高さ 3.5m の防音壁又は防音防災フードを設置することを予測の前提とした。防音壁の高さは施工基面から上の部分の高さであり、 <u>防音壁、防音防災フードとも</u> コンクリート製とした。 <u>なお、山梨リニア実験線における防音壁は約 10cm の厚みがあり、高架橋両側に設けた支柱の間に、線路方向にコンクリート板を設置している。また、防音防災フードは約 20 cm の厚みがあり、線路方向の幅は約 2~3m で、円弧状に 3 分割（長さ約 10m）したコンクリートの部材を PC 鋼材で結合する構造である。</u>
p. 8-1-2-67~70 図 8-1-2-17 予測結果図	—	追記

表 12-1(16) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-2-71 表 8-1-2-42 環境保全措置の検討の状況	(防音防災フードの目地の維持管理の徹底/適否の理由) 防音防災フードの目地の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(防音防災フードの目地の維持管理の徹底/適否の理由) <u>防音防災フード間目地の取り付けボルトの緩みや目地材の腐食の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めや目地材の交換を行うことにより、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-2-71 表 8-1-2-42 環境保全措置の検討の状況	(桁間の目地の維持管理の徹底/適否の理由) 桁間の目地の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(桁間の目地の維持管理の徹底/適否の理由) <u>桁間目地の目地材の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-2-71 表 8-1-2-42 環境保全措置の検討の状況	(沿線の土地利用対策/適否の理由) 新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力を要請することで距離減衰により住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(沿線の土地利用対策/適否の理由) 新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進するよう関係機関に協力を要請することで、鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-1-2-72 表 8-1-2-43(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 防音防災フードの目地の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>防音防災フード間目地の取り付けボルトの緩みや目地材の腐食の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めや目地材の交換を行うことにより、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-2-72 表 8-1-2-43(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 桁間の目地の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>桁間目地の目地材の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-2-73 表 8-1-2-43(6) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、距離減衰により住居等における騒音を低減できる。	(環境保全措置の効果) 新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）を配置する等の土地利用対策を推進することで、 <u>鉄道施設との距離を確保することにより、住居等における騒音を低減できる。</u>

表 12-1(17) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																
p. 8-1-2-74 ① 評価結果 a) 回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「防音壁、防音防災フードの設置」、「防音防災フードの目地の維持管理の徹底」、「桁間の目地の維持管理の徹底」、「防音壁の改良」、「個別家屋対策」及び「沿線の土地利用対策」の実施により、騒音の低減に努める。したがって、事業者により実行可能な範囲内で、環境影響を低減できるものと評価する。	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に伴う各地点の予測値は表 8-1-2-41 に示す通りとなるが、これらはあくまでピーク値であり、その値が観測されるのは列車が走行する極めて短い時間にとどまる。 事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「防音壁、防音防災フードの設置」、「防音防災フードの目地の維持管理の徹底」、「防音壁の改良」、「個別家屋対策」及び「沿線の土地利用対策」の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。																																
p. 8-1-3-16 ④ 予測対象時期	—	予測の対象とした建設機械の稼働は、日稼働時間を 8~17 時(12 時台を除く)の 8 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。																																
p. 8-1-3-16 表 8-1-3-12 予測対象時期	(地点番号 03、予測対象時期) 工事開始後 3 年目	(地点番号 03、予測対象時期) 工事開始後 5 年目																																
p. 8-1-3-17 表 8-1-3-13 建設機械の基準点振動レベル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械</th> <th>規格</th> <th>基準点振動レベル(dB)</th> <th>資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削機</td> <td>RT200</td> <td>68</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>クローラークレーン</td> <td>150t</td> <td>40</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>1.4m³</td> <td>63</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>ラフテレンクレーン</td> <td>35t</td> <td>40</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械	規格	基準点振動レベル(dB)	資料	掘削機	RT200	68	②	クローラークレーン	150t	40	③	バックホウ	1.4m ³	63	③	ラフテレンクレーン	35t	40	③	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械</th> <th>規格</th> <th>基準点振動レベル(dB)</th> <th>資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>掘削機</td> <td>RT200, 150</td> <td>68</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>クローラークレーン</td> <td>80~90t</td> <td>40</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械	規格	基準点振動レベル(dB)	資料	掘削機	RT200, 150	68	②	クローラークレーン	80~90t	40	③
建設機械	規格	基準点振動レベル(dB)	資料																															
掘削機	RT200	68	②																															
クローラークレーン	150t	40	③																															
バックホウ	1.4m ³	63	③																															
ラフテレンクレーン	35t	40	③																															
建設機械	規格	基準点振動レベル(dB)	資料																															
掘削機	RT200, 150	68	②																															
クローラークレーン	80~90t	40	③																															
p. 8-1-3-18 表 8-1-3-14(1) 建設作業振動の予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>工種</th> <th>主な建設機械</th> <th>予測結果(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">官前区大蔵</td> <td rowspan="6">掘削工</td> <td>ラフテレンクレーン(35t)</td> <td rowspan="6">65</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(0.45m³)</td></tr> <tr> <td>クローラークレーン(150t)</td></tr> <tr> <td>バックホウ(0.45m³)</td></tr> <tr> <td>バックホウ(1.4m³)</td></tr> <tr> <td>バックホウ(1.4m³)</td></tr> </tbody> </table>	所在地	工種	主な建設機械	予測結果(dB)	官前区大蔵	掘削工	ラフテレンクレーン(35t)	65	バックホウ(0.45m ³)	クローラークレーン(150t)	バックホウ(0.45m ³)	バックホウ(1.4m ³)	バックホウ(1.4m ³)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>工種</th> <th>主な建設機械</th> <th>予測結果(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">官前区大蔵</td> <td rowspan="3">基礎工</td> <td>掘削機(RT200, 150)</td> <td rowspan="3">64</td> </tr> <tr> <td>クローラークレーン(80~90t)</td></tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車(90~110m³/h)</td></tr> </tbody> </table>	所在地	工種	主な建設機械	予測結果(dB)	官前区大蔵	基礎工	掘削機(RT200, 150)	64	クローラークレーン(80~90t)	コンクリートポンプ車(90~110m ³ /h)									
所在地	工種	主な建設機械	予測結果(dB)																															
官前区大蔵	掘削工	ラフテレンクレーン(35t)	65																															
		バックホウ(0.45m ³)																																
		クローラークレーン(150t)																																
		バックホウ(0.45m ³)																																
		バックホウ(1.4m ³)																																
		バックホウ(1.4m ³)																																
所在地	工種	主な建設機械	予測結果(dB)																															
官前区大蔵	基礎工	掘削機(RT200, 150)	64																															
		クローラークレーン(80~90t)																																
		コンクリートポンプ車(90~110m ³ /h)																																
p. 8-1-3-20~23 図 8-1-3-4(1)~(4) 予測結果図	—	追記																																
p. 8-1-3-24 表 8-1-3-15 環境保全措置の検討の状況	(工事の規模に合わせた建設機械の設定/適否の理由) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。 (建設機械の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事の規模に合わせた建設機械の設定/適否の理由) 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。 (建設機械の点検・整備による性能維持/適否の理由) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。																																

表 12-1(18) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書												
p. 8-1-3-25 表 8-1-3-16(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できる。</u>												
p. 8-1-3-25 表 8-1-3-16(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>												
p. 8-1-3-27 a)回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として、「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」を実施する。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	<u>建設機械の稼働による各地点の振動レベルの予測値は 63dB～71dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</u> <u>事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。</u> <u>なお、川崎市麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地の非常口計画地付近における工事用道路の設置に伴う工事の実施による影響については、その工事規模や工事内容などの観点から、非常口（都市部）の工事ヤード周辺の予測結果より小さいものと考えているが、工事の実施にあたっては、必要に応じて上記と同様の環境保全措置を実施し、環境影響の低減に努めるものとする。</u>												
p. 8-1-3-27 表 8-1-3-18 評価結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>工種</th> <th>予測地点における振動レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮前区犬藏</td> <td>掘削工</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	工種	予測地点における振動レベル(dB)	宮前区犬藏	掘削工	65	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>工種</th> <th>予測地点における振動レベル(dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮前区犬藏</td> <td>基礎工</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	工種	予測地点における振動レベル(dB)	宮前区犬藏	基礎工	64
所在地	工種	予測地点における振動レベル(dB)												
宮前区犬藏	掘削工	65												
所在地	工種	予測地点における振動レベル(dB)												
宮前区犬藏	基礎工	64												
p. 8-1-3-30 オ)予測対象時期	—	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8～17 時（12 時台を除く）の 8 時間/日、月稼働日数は 22 日/月と想定した。												
p. 8-1-3-30 表 8-1-3-19 予測対象時期	—	※川崎市麻生区片平・町田市能ヶ谷七丁目境界地の非常口計画地付近に設置を計画する工事用道路における車両の運行に伴う影響については、地点番号 06 で代表して予測するものとする。												
p. 8-1-3-33～36 図 8-1-3-6(1)～(4) 予測結果図	—	追記												

表 12-1(19) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-3-37 表 8-1-3-22 環境保全措置の検討の状況	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記
p. 8-1-3-37 ①) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。環境保全措置の内容を表 8-1-3-23 に示す。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。環境保全措置の内容を表 8-1-3-23 に示す。
p. 8-1-3-37 表 8-1-3-23(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-3-38 表 8-1-3-23(3) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-3-39 a) 回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による各地点で予測される振動レベルのうち、事業の実施に伴う寄与分は現況値の小さい地点で最大 16.2dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。</u> <u>事業の実施に当たっては、工事用道路を含めて、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。</u> <u>なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺 35 号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</u>

表 12-1(20) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-3-45 表 8-1-3-31 予測結果	(注釈) ※宮前区桿ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、各々の距離は換気施設と予測地点との距離に比して、十分に離れているため、前提とする換気施設の稼働台数を 1 台として予測を行った。	(注釈) ※宮前区桿ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、 <u>その両方に近接する住居等ではなく、いすれの換気施設についても、住居等の存在する方向からは、遠方の換気施設はその影響を無視できるほど十分に距離があるため、予測の前提とする換気施設の稼働台数は直近の 1 台とした。</u>
p. 8-1-3-46~49 図 8-1-3-9(1)~(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-3-50 表 8-1-3-32 環境保全措置の検討の状況	(換気施設の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(換気施設の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>換気設備の異常な振動、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、換気施設の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-3-51 表 8-1-3-33(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>換気設備の異常な振動、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、換気施設の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-3-52 a)回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「環境対策型換気施設の採用」、「防振装置の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」を実施する。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	事業の実施に当たっては、「環境対策型換気施設の採用」、「防振装置の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設（換気施設）の供用に係る振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。
p. 8-1-3-57~60 図 8-1-3-13(1)~(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-3-61 表 8-1-3-41 環境保全措置の検討の状況	(桁支承部の維持管理の徹底/適否の理由) 桁支承部の適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(桁支承部の維持管理の徹底/適否の理由) <u>桁支承の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 12-1(21) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-3-61 表 8-1-3-41 環境保全措置の検討の状況	(ガイドウェイの維持管理の徹底/適否の理由) ガイドウェイの適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(ガイドウェイの維持管理の徹底/適否の理由) <u>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-3-61 表 8-1-3-42(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 桁支承部の適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>桁支承の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-3-62 表 8-1-3-42(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) ガイドウェイの適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-3-63 a) 回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「桁支承部の維持管理の徹底」及び「ガイドウェイの維持管理の徹底」の実施により振動の低減に努める。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に伴う各地点の予測値は表 8-1-3-39 に示す通りとなるが、これらはあくまでピーク値であり、その値が観測されるのは列車が走行する極めて短い時間にとどまる。 事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「桁支承部の維持管理の徹底」及び「ガイドウェイの維持管理の徹底」の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行(地下を走行する場合を除く。)に係る振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。
p. 8-1-3-68~71 図 8-1-3-17(1)~(4) 予測結果図	—	追記
p. 8-1-3-72 表 8-1-3-48 環境保全措置の検討の状況	(ガイドウェイの維持管理の徹底/適否の理由) ガイドウェイの適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(ガイドウェイの維持管理の徹底/適否の理由) <u>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 12-1(22) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-3-72 表 8-1-3-49 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) ガイドウェイの適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。
p. 8-1-3-73 a)回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「ガイドウェイの維持管理の徹底」の実施により振動の低減に努める。したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に伴う各地点の予測値は表 8-1-3-47 に示す通りとなるが、これらはあくまでピーク値であり、その値が観測されるのは列車が走行する極めて短い時間にとどまる。 事業の実施に当たっては、これらの状況に加え、「ガイドウェイの維持管理の徹底」の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行(地下を走行する場合に限る。)に係る振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。
p. 8-1-4-5 d)予測地点	—	微気圧波は、一般的に坑口中心から離れるごとに値は小さくなる。20m 地点は、微気圧波の基準値である「坑口中心から 20m 地点で原則 50Pa 以下」との整合性の検討を行うため、50m、80m は段階的に微気圧波が小さくなることを示すため予測を実施した。
p. 8-1-4-6 表 8-1-4-5 環境保全措置の検討の状況	(緩衝工の設置/適否の理由) 適切に緩衝工を設置することにより微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。	(緩衝工の設置/適否の理由) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の緩衝工を設置することにより、微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-1-4-6 表 8-1-4-6(1) 環境保全措置の内容	(緩衝工の維持管理/適否の理由) 適切な点検、整備により緩衝工の性能を維持することで、微気圧波を低減することができることから、環境保全措置として採用する。	(緩衝工の維持管理/適否の理由) 緩衝工の性能を維持するため、開口部の飛来物等による閉塞の有無、開口部の腐食の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、飛来物の撤去や開口部の補修等を行うことで、微気圧波を低減することができるから、環境保全措置として採用する。
	(環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。	(環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。

表 12-1(23) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-4-7 表 8-1-4-6(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により緩衝工の性能を維持することで、微気圧波を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>緩衝工の性能を維持するため、開口部の飛来物等による閉塞の有無、開口部の腐食の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、飛来物の撤去や開口部の補修等を行うことで、微気圧波を低減できる。</u>
p. 8-1-4-8 b) 評価結果 ①回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」の実施により、環境負荷の低減に努める。よって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。	本事業では、「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」の環境保全措置を確実に実施することから、トンネル及び防音防災フードの出入口から発生する微気圧波による環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 8-1-4-8 b) 評価結果 ②基準又は目標との整合性の検討	—	なお、車両基地への出入口においても適切な延長の緩衝工を設置することにより発生する微気圧波が低減され、基準値との整合が図られる。
p. 8-1-4-10 d) 予測地点	—	微気圧波は、一般的に坑口中心から離れるほどその値は小さくなる。20m地点は、微気圧波の基準値である「坑口中心から 20m 地点で原則 50Pa 以下」との整合性の検討を行うため、50m は段階的に微気圧波が小さくなることを示すため予測を実施した。
p. 8-1-4-11 表 8-1-4-13 環境保全措置の検討の状況	(多孔板の設置/適否の理由) 適切に多孔板を設置することにより微気圧波の低減効果が期待できることから、環境保全措置として採用する。	(多孔板の設置/適否の理由) <u>微気圧波対策が必要な箇所である非常口(都市部、山岳部)及び地下駅に、周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の多孔板を設置することにより、微気圧波の低減効果が期待できることから、環境保全措置として採用する。</u>
	(多孔板の維持管理/適否の理由) 適切な点検・整備により多孔板の性能を維持することで、微気圧波を低減することができることから、環境保全措置として採用する。	(多孔板の維持管理/適否の理由) <u>多孔板の性能を維持するため、目詰まりの有無、多孔板の腐食の有無、取り付けボルトの緩み等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、目詰まりの除去や多孔板の交換、取り付けボルトの増締め等を行うことで、微気圧波を低減することができる</u> ことから、環境保全措置として採用する。
	(緩衝工の設置/適否の理由) 適切に緩衝工を設置することにより微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。	(緩衝工の設置/適否の理由) <u>微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の緩衝工を設置することにより、微気圧波の低減効果が期待でき、また、山梨リニア実験線においても微気圧波の低減対策として実績があることから、環境保全措置として採用する。</u>
	(緩衝工の維持管理/適否の理由) 適切な点検・整備により緩衝工の性能を維持することで、微気圧波を低減することができることから、環境保全措置として採用する。	(緩衝工の維持管理/適否の理由) <u>緩衝工の性能を維持するため、開口部の飛来物等による閉塞の有無、開口部の腐食の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、飛来物の撤去や開口部の補修等を行うことで、微気圧波を低減することができる</u> ことから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(24) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-4-12 表 8-1-4-14(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所である非常口(都市部、山岳部)及び地下駅に適切に多孔板を設置することにより、微気圧波を低減できる。	(環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所である非常口(都市部、山岳部)及び地下駅に、 <u>周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の多孔板を設置することにより、微気圧波を低減できる。</u>
p. 8-1-4-12 表 8-1-4-14(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により多孔板の性能を維持することで、微気圧波を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>多孔板の性能を維持するため、目詰まりの有無、多孔板の腐食の有無、取り付けボルトの緩み等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、目詰まりの除去や多孔板の交換、取り付けボルトの増締め等を行うことで、微気圧波を低減できる。</u>
p. 8-1-4-12 表 8-1-4-14(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。	(環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、 <u>周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。</u>
p. 8-1-4-12 表 8-1-4-14(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により緩衝工の性能を維持することで、微気圧波を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>緩衝工の性能を維持するため、開口部の飛来物等による閉塞の有無、開口部の腐食の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、飛来物の撤去や開口部の補修等を行うことで、微気圧波を低減できる。</u>
p. 8-1-4-13 b) 評価結果 ①回避又は低減に係る評価	事業の実施に当たっては、環境保全措置として「多孔板の設置」、「多孔板の維持管理」、「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」の実施により、環境負荷の低減に努める。よって、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。	<u>本事業では、「多孔板の設置」、「多孔板の維持管理」、「緩衝工の設置」及び「緩衝工の維持管理」の環境保全措置を確実に実施することから、列車の走行に係る非常口(都市部、山岳部)及び地下駅から発生する微気圧波による環境影響の低減が図られていると評価する。</u>
p. 8-1-4-13 b) 評価結果 ②基準又は目標との整合性の検討	なお、換気設備に当たっては、できる限り住居等が換気口中心から 20m 以内に存在しない位置に計画し、20m 以内に住居が存在する場合にも適切に多孔板及び緩衝工を設置することにより、基準値との整合が図られるることを確認した。	なお、換気設備に当たっては、できる限り住居等が換気口中心から 20m 以内に存在しない位置に計画し、20m 以内に住居が存在する場合にも適切な <u>延長の多孔板及び緩衝工を設置することにより、基準値との整合が図られる</u> ことを確認した。
p. 8-1-5-4 ア) 予測式	$LRa = (PWL_{exit}/N \cdots$ $LRb = (PWL_{exit}/N \cdots$	$LRa = (PWL_{exit} - 10 \log_{10} N \cdots$ $LRb = (PWL_{exit} - 10 \log_{10} N \cdots$
p. 8-1-5-8 表 8-1-5-8(1) 予測結果(換気口中心から 20m)	(注釈) ※宮前区桟ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、各々の距離は換気施設と予測地点との距離に比して、十分に離れているため、前提とする換気施設の稼働台数を 1 台として予測を行った。	(注釈) ※宮前区桟ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、 <u>その両方に近接する住居等ではなく、いずれの換気施設についても、住居等の存在する方向からは、遠方の換気施設はその影響を無視できるほど十分に距離があるため、予測の前提とする換気施設の稼働台数は直近の 1 台とした。</u>

表 12-1(25) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-1-5-8 表 8-1-5-8(2) 予測結果(換気口中心から50m)	(注釈) ※宮前区梶ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、各々の距離は換気施設と予測地点との距離に比して、十分に離れているため、前提とする換気施設の稼働台数を1台として予測を行った。	(注釈) ※宮前区梶ヶ谷においては、非常口及び資材搬入口にそれぞれ換気施設が設置されるが、 <u>その両方に近接する住居等ではなく、いづれの換気施設についても、住居等の存在する方向からは、遠方の換気施設はその影響を無視できるほど十分に距離があるため、予測の前提とする換気施設の稼働台数は直近の1台とした。</u>
p. 8-1-5-9 表 8-1-5-9 環境保全措置の検討の状況	(換気施設の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、低周波音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(換気施設の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>換気設備の異常な騒音や振動、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、低周波音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-5-9 表 8-1-5-10(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、低周波音の発生を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>換気設備の異常な騒音や振動、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、低周波音の発生を低減できる。</u>
p. 8-1-5-13 ア) 回避又は低減に係る評価	予測の結果、環境保全措置として「環境対策型換気施設の採用」、「消音装置の設置」、「換気施設の点検・整備による性能維持」の実施により、環境負荷の低減に努める。よって、事業者により実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。	本事業では、「環境対策型換気施設の採用」、「消音装置の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」の環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設(換気施設)の供用に係る低周波音による環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 8-2-1-3 表 8-2-1-3 現地調査地点	—	追記
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-19 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-23 表 8-2-1-17 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-37 表 8-2-1-32 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-42 表 8-2-1-35 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-52 表 8-2-1-44 環境保全措置の検討の状況	(処理設備の点検・整備による性能維持/適否の理由) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	(処理設備の点検・整備による性能維持/適否の理由) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる</u> ことから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(26) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-1-16 表 8-2-1-12(6) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-20 表 8-2-1-15(3) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-24 表 8-2-1-18(4) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-39 表 8-2-1-33(6) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-43 表 8-2-1-36(3) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-53 表 8-2-1-45(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
p. 8-2-1-16 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-12 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-12 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の濁りの影響の回避又は低減が図られている</u> と評価する。
p. 8-2-1-20 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事に係る水の濁りの影響を回避又は低減させるため、表 8-2-1-15 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-15 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>トンネルの工事に係る水の濁りの影響の回避又は低減が図られている</u> と評価する。
p. 8-2-1-25 b) 評価結果 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の工事の設置に係る水の濁りの影響を低減させるため、表 8-2-1-18 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-18 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>工事施工ヤード及び工事用道路の設置に係る水の濁りの影響の回避又は低減が図られている</u> と評価する。
p. 8-2-1-36 g)予測結果	文献調査では、環境基準の超過はなく、さらに切土工等又は既存の工作物の除去の内、高架橋、橋梁の施工等のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、法令等に基づく排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の汚れの影響は小さいものと予測する。	文献調査では、環境基準の超過はなく、さらに切土工等又は既存の工作物の除去の内、高架橋・橋梁の施工等のコンクリート打設に伴い発生するアルカリ排水は、必要に応じ、「 <u>水質汚濁防止法に基づく排水基準（昭和 46 年総理府令第 35 号、改正 平成 24 年環境省令第 15 号）</u> 」及び「 <u>水質汚濁法に基づく上乗せ排水基準（昭和 46 年神奈川県条例第 52 号、改正 平成 23 年条例第 15 号）</u> 」等に基づいて定められた排水基準を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域の水の汚れの影響は小さいものと予測する。

表 12-1(27) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-23 表 8-2-1-17 環境保全措置の検討の状況	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生する濁水は必要に応じ、 <u>発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-12(1) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-24 表 8-2-1-18(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、 <u>発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</u>
p. 8-2-1-14 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-19 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-23 表 8-2-1-17 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-37 表 8-2-1-32 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-42 表 8-2-1-35 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-1-16 表 8-2-1-12(7) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-20 表 8-2-1-15(4) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-25 表 8-2-1-18(5) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-39 表 8-2-1-33(7) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-43 表 8-2-1-36(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い</u> 下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。
p. 8-2-1-19 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生する濁水は、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理/適否の理由) <u>工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>

表 12-1(28) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-1-19 表 8-2-1-15(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p. 8-2-1-26 ア. 調査すべき項目	調査項目は、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）においては、水素イオン濃度（pH）の状況、気象の状況、自然由来の重金属等の状況、鉄道施設（駅、車両基地）の供用においては、生物化学的酸素要求量（BOD）の状況、気象の状況とした。	調査項目は、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）においては、水素イオン濃度（pH）の状況、気象の状況、自然由来の重金属等の状況、鉄道施設（駅、車両基地）の供用においては、生物化学的酸素要求量（BOD）の状況、全窒素及び全燐の状況、気象の状況とした。
p. 8-2-1-27 オ) 全窒素及び全燐の状況 ウ) 全窒素及び全燐の状況及び気象の状況	—	追記
p. 8-2-1-28 エ. 調査地点	現地調査地点は、調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、水素イオン濃度（pH）及び生物化学的酸素要求量（BOD）の現況を適切に把握することができる地点とし、水の濁りと同様、表 8-2-1-2、表 8-2-1-3 及び図 8-2-1-1 に示す。	現地調査地点は、調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し、水素イオン濃度（pH）及び生物化学的酸素要求量（BOD）の現況を適切に把握することができる地点とし、 <u>調査地点は水の濁りと同様、表 8-2-1-2、表 8-2-1-3 及び図 8-2-1-1 に示す。全窒素及び全燐については、串川が串川導水路を経由して津久井湖へ流入することを考慮し、導水路流入口である串川取水堰付近にて調査を行った。</u> 調査地点は、表 8-2-1-3 及び図 8-2-1-1 に示す。
p. 8-2-1-28 オ. 調査期間	なお、水の汚れの現地調査期間は、水の濁りの現地調査期間と同様とし表 8-2-1-4 に示す。	なお、水の汚れの現地調査期間は、水の濁りの現地調査期間と同様とし、表 8-2-1-4 に示す。 <u>全窒素及び全燐の調査は、平成26年3月18日に行った。</u>
p. 8-2-1-28 ア) 文献調査	文献調査の結果は、表 8-2-1-22、表 8-2-1-23 及び表 8-2-1-24 に示す。	文献調査の結果は、表 8-2-1-22、表 8-2-1-23、表 8-2-1-24、 <u>表 8-2-1-25 及び表 8-2-1-26</u> に示す。
p. 8-2-1-32 表 8-2-1-25 文献調査結果(津久井湖の全窒素及び全燐) 表 8-2-1-26 文献調査結果(津久井湖へ流入する河川の流入量)	—	追記
p. 8-2-1-33 表 8-2-1-29 現地調査結果(全窒素及び全燐) 表 8-2-1-30 現地調査結果(気象の状況)	—	追記

表 12-1(29) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-1-37 表 8-2-1-32 環境保全措置の検討の状況 p. 8-2-1-42 表 8-2-1-35 環境保全措置の検討の状況	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生するアルカリ排水、自然由來の重金属に汚染された排水、酸性化排水は、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るための処理等をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-1-37 表 8-2-1-33(1) 環境保全措置の内容 p. 8-2-1-42 表 8-2-1-36(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水、自然由來の重金属に汚染された排水、酸性化排水は、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るための処理等をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p. 8-2-1-39 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの影響を低減させるため、表 8-2-1-28 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では表 8-2-1-33 に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る水の汚れの影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 8-2-1-44 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事に係る水の汚れの影響を低減させるため、表 8-2-1-31 に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-36 に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事に係る水の汚れの影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 8-2-1-47 表 8-2-1-39 排出量及び生物化学的酸素要求量(BOD)	(生物化学的酸素要求量 BOD) 10	(生物化学的酸素要求量 BOD) 3
p. 8-2-1-48 表 8-2-1-40 車両基地排水量内訳	—	追記
p. 8-2-1-48 表 8-2-1-41 予測結果	(10 串川支川/豊水時/予測結果) 1.98 (10 串川支川/低水時/予測結果) 1.49 (11 串川/豊水時/予測結果) 1.89 (11 串川/低水時/予測結果) 1.98	(10 串川支川/豊水時/予測結果) 0.89 (10 串川支川/低水時/予測結果) 0.76 (11 串川/豊水時/予測結果) 0.87 (11 串川/低水時/予測結果) 1.02
p. 8-2-1-50~52 b)全窒素及び全燐	—	追記
p. 8-2-1-52 表 8-2-1-44 環境保全措置の検討の状況	(鉄道施設からの排水の適切な処理/適否の理由) 鉄道施設（車両基地）から排出する水は必要に応じて処理等の対策により、法令等に基づく排水基準に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(鉄道施設からの排水の適切な処理/適否の理由) 鉄道施設（車両基地）から排出する水は、発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBOD、全窒素及び全燐を低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(30) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-1-52 表 8-2-1-45(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 鉄道施設から排出する水は必要に応じて処理等の対策により、法令等に基づく排水基準に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 鉄道施設（車両基地）から排出する水は、 <u>発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBOD、全窒素及び全燐を低減させるための処理</u> をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p. 8-2-1-54 表 8-2-1-46(2) 環境の保全に関する環境基準（湖沼）	—	追記
p. 8-2-1-55 b) 評価結果 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（車両基地）の供用に係る水の汚れの影響を低減させるため、表 8-2-1-37 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-1-44 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>鉄道施設（車両基地）の供用に係る水の汚れの影響の低減が図られている</u> と評価する。
p. 8-2-1-55 表 8-2-1-47 水の汚れの評価結果	(10 串川支川/予測結果(最大)) 1.98 (11 串川/予測結果(最大)) 1.98	(10 串川支川/予測結果(最大)) <u>0.89</u> (11 串川/予測結果(最大)) <u>1.02</u>
p. 8-2-1-55 B) 全窒素及び全燐	—	追記
p. 8-2-2-8 表 8-2-2-3 環境保全措置の検討の状況	(河川内工事における工事排水の適切な処理/適否の理由) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(河川内工事における工事排水の適切な処理/適否の理由) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて <u>水質の改善を図るための処理</u> をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-2-8 表 8-2-2-4 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排出することで、水底の底質への影響を低減することができる。	(環境保全措置の効果) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて <u>水質の改善を図るための処理</u> をしたうえで排出することで、水底の底質への影響を低減することができる。
p. 8-2-2-9 イ. 評価結果 ア)回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う水底の底質への影響を低減させるため、表 8-2-2-4 に示した環境保全措置を実施することから、水底の底質への影響は事業者により実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-2-4 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>切土工等又は既存の工作物の除去に伴う水底の底質への影響の低減が図られている</u> と評価する。
p. 8-2-3-5～8 図 8-2-3-1(1)～(4) 文献調査地点	文献調査地点	削除
p. 8-2-3-7～10 図 8-2-3-2(1)～(4) 現地調査地点	現地調査地点	削除
p. 8-2-3-9～13 図 8-2-3-1(1)～(5) 調査結果図(水質の文献調査)	—	追記

表 12-1(31) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-3-17~20 図 8-2-3-2(1)~(4) 調査結果図(水質の現地調査)	—	追記
p. 8-2-3-22~25 図 8-2-3-3(1)~(4) 調査結果図(水位の文献調査)	—	追記
p. 8-2-3-28~31 図 8-2-3-4(1)~(4) 調査結果図(水位の現地調査)	—	追記
p. 8-2-3-41 ①評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(地下駅)の存在に伴う地下水への影響を低減させるため、表 8-2-3-13 に示した環境保全措置を実施することから、地下水への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-3-13 に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(地下駅)の存在に係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 8-2-3-49 表 8-2-3-14(1) 地下水の水位の予測結果(浅層地下水)	(地下水の水位の最大変化量(m)/上昇) +0.072 (地下水の水位の最大変化量(m)/低下) -0.070	(地下水の水位の最大変化量(m)/上昇) +0.073 (地下水の水位の最大変化量(m)/低下) -0.067
p. 8-2-3-49 表 8-2-3-14(2) 地下水の水位の予測結果(深層地下水)	(地下水の水位の最大変化量(m)/上昇) +0.060 (地下水の水位の最大変化量(m)/低下) -0.065	(地下水の水位の最大変化量(m)/上昇) +0.062 (地下水の水位の最大変化量(m)/低下) -0.064
p. 8-2-3-46 図 8-2-3-11 予測検討範囲図	—	予測検討範囲に非常口(山岳部)による範囲を追加
p. 8-2-3-48 ②水位への影響	したがって破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在による地下水の水位への影響は小さいと予測する。	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設(山岳トンネル、非常口(山岳部))の存在による地下水の水位への影響は、トンネル区間全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。
p. 8-2-3-56 表 8-2-3-15 環境保全措置の検討の状況(トンネルの工事)	(適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 山岳部のトンネルにおいて、工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切な対策を実施することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	(適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 山岳部のトンネルにおいて、工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。
p. 8-2-3-57 ①評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の存在に伴う地下水の水質及び水位への影響を低減させるため、表 8-2-3-16 に示した環境保全措置を実施することから、地下水への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-3-16 に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事及び鉄道施設(都市トンネル、山岳トンネル、非常口(都市部、山岳部))の存在に係る環境影響の低減が図られていると評価する。

表 12-1(32) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-4-3~6 図 8-2-4-2(1)~(4) 飲料用水の利用状況	—	調査結果を追記
p.8-2-4-8~11 図 8-2-4-3(1)~(4) 農業用水の利用状況	—	調査結果を追記
p.8-2-4-14~17 図 8-2-4-4(1)~(4) 水産用水の利用状況	—	調査結果を追記
p.8-2-4-19~22 図 8-2-4-5(1)~(4) 工業用水の利用状況	—	調査結果を追記
p.8-2-4-24~27 図 8-2-4-6 (1)~(4) 主な湧水等の状況	—	調査結果を追記
p.8-2-4-28 表 8-2-4-6 湯泉の利用状況	(泉質、施設名) —	(泉質、施設名) 追記
p.8-2-4-29~32 図 8-2-4-7(1)~(4) 温泉の利用状況	—	調査結果を追記
p.8-2-4-34 表 8-2-4-7 環境保全措置の検討の状況	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生する濁水は必要に応じて沈殿・瀝過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	(処理設備の点検・整備による性能維持/適否の理由) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。	(処理設備の点検・整備による性能維持/適否の理由) 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができるから、環境保全措置として採用する。
p.8-2-4-35 表 8-2-4-8(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて沈殿・瀝過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.8-2-4-35 表 8-2-4-8(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。

表 12-1(33) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-2-4-36 ①評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在に係る水資源への影響を低減させるため、表 8-2-4-8 に示した環境保全措置を実施することから、地下水への影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表 8-2-4-8 に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設（地下駅）の存在に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p. 8-2-4-39 (山岳部のトンネル区間)	以上より、破碎帯や土被りの小さい箇所等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による地下水の水位への影響は小さいと予測する。	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による地下水の水位への影響は、トンネル区間全般としては小さいものの、破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものと予測する。
p. 8-2-4-40 表 8-2-4-9 環境保全措置の検討の状況	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により排出する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。 (処理設備の点検・整備による性能維持/適否の理由) 処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。 (適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理/適否の理由) 工事により発生する濁水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。 (処理設備の点検・整備による性能維持/適否の理由) 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。 (適切な構造及び工法の採用/適否の理由) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、 <u>覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-2-4-41 表 8-2-4-10(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事により排出する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 工事により排出する濁水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できる。
p. 8-2-4-41 表 8-2-4-10(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。
p. 8-2-4-41 表 8-2-4-10(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を検討し採用することにより影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、 <u>覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、影響を低減できる。</u>

表 12-1(34) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8.2-4-44 表 8-2-4-11(1) 事後調査の内容	(調査項目) 地下水の水位 (調査内容) ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地域・地点 トンネル計画路線周辺の主な井戸 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年建設省河川局）	(調査項目) 井戸の水位 湧水の水量 (調査内容) 1. 井戸の利用状況等（井戸の形式、使用量、標高等） ○調査期間 工事着手前 ○調査地域・地点 予測検討範囲及びその周囲の個人井戸を中心とした水源 ○調査方法 聞き取り調査等 2. 井戸の水位、湧水の水量（水温、pH、電気伝導率、透視度） ○調査期間 ・工事着手前：トンネル工事前の1年間、月1回の観測を考えている。 ・工事中：月1回の観測を基本とすることを考えている。 ・工事完了後：トンネル工事完了後3年間、4季の観測を基本とすることを考えている。なお、状況に応じて調査期間は別途検討する。 ○調査地域・地点 ・準備書における文献調査及び現地調査で把握した井戸 ・予測検討範囲内で、上記「井戸の利用状況等の調査」を踏まえ、井戸の分布状況、標高、地形や地質、トンネルとの位置関係等を考慮の上、一定の集落の単位で調査地点を検討する。 ・地域の意見を踏まえ、必要に応じて予測検討範囲の周囲についても調査地点を検討する。 ・自治体からの調査の要請のあった井戸についても検討する。 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年建設省河川局）に準拠

表 12-1(35) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8. 2-4-44 表 8-2-4-11(2) 事後調査の内容	(調査項目) 地表水の流量 (調査内容) ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地域・地点 トンネル計画路線周辺の主な河川 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年建設省河川局）	(調査項目) 地表水の流量 (調査内容) <u>1. 地表水の流量（水温、pH、電気伝導率、透視度）</u> ○調査期間 ・工事着手前：トンネル工事前の1年間、月1回の観測を考えている。 ・工事中：月1回の観測を基本とすることを考えている。 ・工事完了後：トンネル工事完了後3年間、4季の観測を基本とすることを考えている。なお、状況に応じて調査期間は別途検討する。 ○調査地域・地点 ・工事着手前：トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等。 ・工事中：工事着手前の調査地点を基本とし、工事の進捗状況等を踏まえ必要に応じて調査地点を増減させることを考えている。 ・工事完了後：工事中の調査地点を基本とし、状況を踏まえて必要に応じて調査地点を増減させることを考えている。 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年建設省河川局）に準拠
p. 8-2-4-45 ①評価結果 a) 回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在に係る水資源への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、その影響を低減させるため、表 8-2-4-10 に示した環境保全措置を実施することから、水資源への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部））の存在に係る水資源への影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、表 8-2-4-10 に示した環境保全措置を確実に実施することから、水資源に係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 8-3-1-12 ①評価結果 a) 回避又は低減に係る評価	工事施工ヤード及び工事用道路の設置により、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表 8-3-1-8 に示す環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で重要な地形及び地質への影響を回避又は低減できるものと評価した。	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置により、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、「地形の改変区域をできる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画」及び「地形の改変区域をできる限り小さくする工法又は構造の採用」の環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質に係る環境影響が回避又は低減されていると評価する。

表 12-1(36) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-3-1-13 ウ)予測地域	なお、駅は「第3章 3-4-6 対象事業建設等事業の工事計画の概要」に示した計画規模に応じた範囲、非常口(山岳部)は図8-3-1-1(3)及び図8-3-1-1(4)に示した円の中心から半径100mの範囲、変電施設は図8-3-1-1(3)に示した円の中心から半径150mの範囲を改変の可能性がある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として、「第3章 3-4-2 対象鉄道建設等事業実施区域の位置表3-4-2-1」に示す範囲を設定した。 なお、非常口(山岳部)は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径100mの範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径100mの範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径150mの範囲を設定した。
p. 8-3-1-15 イ)評価結果 a)回避又は低減に係る評価	鉄道施設(トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、非常口(山岳部)、変電施設)の存在により、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表8-3-1-11に示す環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で重要な地形及び地質への影響を回避又は低減できるものと評価した。	鉄道施設(トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、非常口(山岳部)、変電施設)の存在により、重要な地形及び地質の一部が改変されるが、「地形の改変区域をできる限り小さくした鉄道施設の構造の選定」の環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質に係る環境影響が回避又は低減されていると評価する。
p. 8-3-1-22 イ)評価結果 a)回避又は低減に係る評価	鉄道施設(車両基地、非常口(都市部))の存在により、安定性の検討が必要な傾斜地が生じるが、表8-3-1-15に示す環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で傾斜地の安定性への影響を回避又は低減できるものと評価した。	鉄道施設(車両基地、非常口(都市部))の存在により、安定性の検討が必要な傾斜地が生じるが、「地盤改良及び補強材の適切な配置」及び「法面等の防護」の環境保全措置を確実に実施することから、傾斜地の安定性に係る環境影響が回避又は低減されていると評価する。
p. 8-3-2-4 表8-3-2-3 環境保全措置の検討の状況	—	環境保全措置として「地質の状況等に応じた山留め工法等の採用」を追記
	—	環境保全措置として「山留め材及び周辺地盤の計測管理」を追記
p. 8-3-2-4 イ)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、切土工又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(地下駅)の存在による地盤沈下に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「止水性の高い山留め工法等の採用」、「適切な施工管理」及び「防水シート等の止水対策の採用」を実施する。	本事業では、切土工又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(地下駅)の存在による地盤沈下に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「止水性の高い山留め工法等の採用」、「地下水等の継続的な監視」、「防水シート等の止水対策の採用」、「地質の状況等に応じた山留め工法等の採用」及び「山留め材及び周辺地盤の計測管理」を実施する。
p. 8-3-2-5 表8-3-2-4(4) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-3-2-5 表8-3-2-4(5) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-3-2-6 イ)評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去、鉄道施設(地下駅)の存在に伴う地盤沈下を低減させるため、表8-3-2-4に示した環境保全措置を実施することから、地盤沈下は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-3-2-4に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去、鉄道施設(地下駅)の存在に伴う地盤沈下の回避又は低減が図られていると評価する。

表 12-1(37) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-3-2-8 表 8-3-2-5 環境保全措置の検討の状況	—	環境保全措置として「地質の状況等に応じた山留め工法等の採用」を追記
	—	環境保全措置として「山留め材及び周辺地盤の計測管理」を追記
p. 8-3-2-8 ①)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在による地盤沈下に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「適切な構造及び工法の採用」及び「適切な施工管理」を実施する。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在による地盤沈下に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「適切な構造及び工法の採用」、「地下水等の継続的な監視」、「地質の状況等に応じた山留め工法等の採用」及び「山留め材及び周辺地盤の計測管理」を実施する。
p. 8-3-2-9 表 8-3-2-6(3) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-3-2-9 表 8-3-2-6(4) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-3-2-10 ①)評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在に伴う地盤沈下を低減させるため、表8-3-2-6に示した環境保全措置を実施することから、地盤沈下は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-3-2-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在に伴う地盤沈下の回避又は低減が図られていると評価する。</u>
p. 8-3-3-1 表 8-3-3-2(1) 自然由来の重金属等(溶出量試験)の試験方法	(ふつ素) JIS K 0102 34.1 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) 付表 1	(ふつ素) JIS K 0102 34.1 又は JIS K0102 34.1c (注 ⁽⁶⁾ 第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略できる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) 付表 6
p. 8-3-3-2 表 8-3-3-2(2) 自然由来の重金属等(含有量試験)の試験方法	(ふつ素) JIS K 0102 34.1 又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) 付表 6	(ふつ素) JIS K 0102 34.1 又は JIS K0102 34.1c (注 ⁽⁶⁾ 第 3 文を除く。) に定める方法及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) 付表 6
p. 8-3-3-2 表 8-3-3-3 現地調査地点	—	調査深度の列を追加
p. 8-3-3-8 表 8-3-3-5(1) 自然由来の重金属等の溶出量試験結果	—	対象地質、調査深度の列を追加
	(ふつ素) 地点番号 02 <0.008 地点番号 03 <0.008	(ふつ素) 地点番号 02 < <u>0.08</u> 地点番号 03 < <u>0.08</u>
p. 8-3-3-8 表 8-3-3-5(2) 自然由来の重金属等の含有量試験結果	—	対象地質、調査深度の列を追加

表 12-1(38) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書						
p. 8-3-3-8 表 8-3-3-5(2) 自然由来の重金属等の含有量試験結果	※土壤溶出量基準	※土壤含有量基準						
p. 8-3-3-9 表 8-3-3-5(3) 酸性化可能性試験結果	—	対象地質、調査深度の列を追加						
p. 8-3-3-10 ウ)予測地域	なお、変電施設は中心から半径 150m の範囲を、車両基地は図 8-3-3-1 に図示した範囲及び地下駅は「第 3 章 3-4-6 対象事業建設等事業の工事計画の概要」に示した計画規模に応じた範囲を、改変の可能性がある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として、「第 3 章 3-4-2 対象鉄道建設等事業実施区域の位置 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 150m の範囲を設定した。						
p. 8-3-3-10 カ)予測結果	土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分する。	土壤汚染が明らかとなった際には、「土壤汚染対策法」等の関連法令等に基づき適切に処理、処分する。						
p. 8-3-3-11 表 8-3-3-6 環境保全措置の検討の状況	(有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理／適否の理由) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。汚染土壤が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	(有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理／適否の理由) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。汚染土壤が明らかとなった際には、関連法令等に基づき対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。						
	(仮置き場における発生土の適切な管理／適否の理由) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の拡散を回避できることから、環境保全措置として採用する。	(仮置き場における発生土の適切な管理／適否の理由) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の拡散を回避できることから、環境保全措置として採用する。						
	(工事排水の適切な処理／適否の理由) 処理施設により工事排水を適切に処理することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理／適否の理由) 工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るために処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。						
p. 8-3-3-12 イ)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th> <th>実施の適否</th> <th>適否の理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td> <td>適</td> <td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td> </tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。
環境保全措置	実施の適否	適否の理由						
発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。						
本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による土壤汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として「有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理」、「仮置場における掘削土砂の適切な管理」、「工事排水の適切な処理」及び「薬液注入工法における指針の順守」を実施する。	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による土壤汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として「有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理」、「仮置場における掘削土砂の適切な管理」、「工事排水の適切な処理」、「薬液注入工法における指針の順守」及び「発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。							

表 12-1(39) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																
p. 8-3-3-12 表 8-3-3-7(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壌に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壌汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき <u>対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。</u>																
p. 8-3-3-12 表 8-3-3-7(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、	(環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、																
p. 8-3-3-12 表 8-3-3-7(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 処理施設により工事排水を適切に処理することで、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。</u>																
p. 8-3-3-13 表 8-3-3-7(5) 環境保全措置の内容	—	<table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> <tr> <td>実施内容</td><td> <table border="1"> <tr> <td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td></tr> <tr> <td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する工事の実施箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるよう、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	実施内容	<table border="1"> <tr> <td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td></tr> <tr> <td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する工事の実施箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> </table>	種類・方法	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	位置・範囲	発生土を有効利用する工事の実施箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるよう、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社																	
実施内容	<table border="1"> <tr> <td>種類・方法</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td></tr> <tr> <td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する工事の実施箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> </table>	種類・方法	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	位置・範囲	発生土を有効利用する工事の実施箇所	時期・期間	工事中											
種類・方法	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底																	
位置・範囲	発生土を有効利用する工事の実施箇所																	
時期・期間	工事中																	
環境保全措置の効果	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるよう、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できる。																	
効果の不確実性	なし																	
他の環境への影響	なし																	
p. 8-3-3-13 ①評価結果 a) 回避又は低減に係る評価	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う土壤汚染を回避又は低減させるため、表 8-3-3-7 に示した環境保全措置を実施することから、土壤汚染は事業者により実行可能な範囲内で回避できるものと評価した。	本事業では、表 8-3-3-7 に示した環境保全措置を <u>確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う土壤汚染の回避はできるものと評価した。</u>																
p. 8-3-3-14 ④予測地域	なお、非常口（都市部、山岳部）は、図 8-3-3-1 に示した円の中心から半径 100m の範囲を、改変の可能性がある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として、「第 3 章 3-4-2 対象鉄道建設等事業実施区域の位置 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口（都市部、山岳部）は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径 100m の範囲を設定した。																
p. 8-3-3-15 表 8-3-3-8 環境保全措置の検討の状況	(発生土に含まれる重金属等の定期的な調査／適否の理由) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	(発生土に含まれる重金属等の定期的な調査／適否の理由) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して <u>対象物質の種類や含有状況等に合わせた現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</u>																
	(仮置場における発生土の適切な管理／適否の理由) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	(仮置場における発生土の適切な管理／適否の理由) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。																

表 12-1(40) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書														
p. 8-3-3-15 表 8-3-3-8 環境保全措置の検討の状況	(工事排水の適切な処理／適否の理由) 処理施設により工事排水を適切に処理することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	(工事排水の適切な処理／適否の理由) 工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。														
	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>環境保全措置</th><th>実施の適否</th><th>適否の理由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td><td>適</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</td></tr> </tbody> </table>	環境保全措置	実施の適否	適否の理由	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。								
環境保全措置	実施の適否	適否の理由														
発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	適	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。														
p. 8-3-3-16 イ)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事による土壤汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として「発生土に含まれる重金属等の定期的な調査」、「仮置場における発生土の適切な管理」、「工事排水の適切な処理」及び「薬液注入工法における指針の順守」を実施する。	本事業では、トンネルの工事による土壤汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として「発生土に含まれる重金属等の定期的な調査」、「仮置場における発生土の適切な管理」、「工事排水の適切な処理」、「薬液注入工法における指針の順守」及び「発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。														
p. 8-3-3-16 表 8-3-3-9(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置の効果) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して対象物質の種類や含有状況等に合わせた現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。														
p. 8-3-3-16 表 8-3-3-9(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。														
p. 8-3-3-16 表 8-3-3-9(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 処理施設により工事排水を適切に処理することで、土壤汚染を回避できる。	(環境保全措置の効果) 工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。														
p. 8-3-3-17 表 8-3-3-9(5) 環境保全措置の内容	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th><td>東海旅客鉄道株式会社</td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施内容</td><td>発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底</td></tr> <tr> <td>位置・範囲</td><td>発生土を有効利用する工事の実施箇所</td></tr> <tr> <td>時期・期間</td><td>工事中</td></tr> <tr> <td>環境保全措置の効果</td><td>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できる。</td></tr> <tr> <td>効果の不確実性</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>他の環境への影響</td><td>なし</td></tr> </tbody> </table>	実施主体	東海旅客鉄道株式会社	実施内容	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底	位置・範囲	発生土を有効利用する工事の実施箇所	時期・期間	工事中	環境保全措置の効果	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できる。	効果の不確実性	なし	他の環境への影響	なし
実施主体	東海旅客鉄道株式会社															
実施内容	発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底															
位置・範囲	発生土を有効利用する工事の実施箇所															
時期・期間	工事中															
環境保全措置の効果	発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壤汚染を回避できる。															
効果の不確実性	なし															
他の環境への影響	なし															

表 12-1(41) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																																														
p. 8-3-3-17 ①評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事に伴う土壤汚染を回避又は低減させるため、表 8-3-3-9 に示した環境保全措置を実施することから、土壤汚染は事業者により実行可能な範囲内で回避できるものと評価した。	本事業では、表 8-3-3-9 に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>トンネルの工事に伴う土壤汚染の回避はできるものと評価する。</u>																																																																																														
p. 8-3-4-6 表 8-3-4-3 予測条件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市区町村名</th> <th>所在地</th> <th>予測条件</th> <th>赤緯</th> <th>投影面の高さ</th> </tr> <tr> <th>緯度(北緯)</th> <th>経度(東経)</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市宮前区</td> <td>大蔵</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 33'</td> <td>地上 4.0m</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生区</td> <td>東百合丘</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 31'</td> <td>地上 4.0m</td> </tr> <tr> <td>川崎市麻生区</td> <td>片平</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 29'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td>町田市</td> <td>船ヶ谷</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 17'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区</td> <td>小倉・川尻</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 17'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td>相模原市緑区</td> <td>鳥屋</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 13'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注釈) 注 2. 日影投影面の高さは、川崎市建築基準条例第 7 条及び相模原市建築基準条例第 6 条による規制(表 8-3-4-5)を準用し、第二種中高層住居専用地域、近隣商業地域は地上 4.0m、用途地域の指定のない区域(容積率 8/10)は地上 1.5mとした。</p>	市区町村名	所在地	予測条件	赤緯	投影面の高さ	緯度(北緯)	経度(東経)				川崎市宮前区	大蔵	36° 00'	139° 33'	地上 4.0m	川崎市麻生区	東百合丘	36° 00'	139° 31'	地上 4.0m	川崎市麻生区	片平	36° 00'	139° 29'	地上 1.5m	町田市	船ヶ谷	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m	相模原市緑区	小倉・川尻	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m	相模原市緑区	鳥屋	36° 00'	139° 13'	地上 1.5m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点番号</th> <th>市区町村名</th> <th>所在地</th> <th>予測条件</th> <th>赤緯</th> <th>投影面の高さ</th> </tr> <tr> <th>緯度(北緯)</th> <th>経度(東経)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>川崎市宮前区</td> <td>大蔵</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 33'</td> <td>地上 4.0m</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>川崎市麻生区</td> <td>東百合丘</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 31'</td> <td>地上 4.0m</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>川崎市麻生区</td> <td>片平</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 29'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>町田市</td> <td>船ヶ谷</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 17'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>相模原市緑区</td> <td>小倉・川尻</td> <td>36° 00'</td> <td>139° 17'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-23° 27'</td> <td>地上 1.5m</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地上 4.0m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注釈) 注 2. 日影投影面の高さは、<u>換気施設等、変電施設、車両基地</u>では、川崎市建築基準条例第 7 条及び相模原市建築基準条例第 6 条による規制(表 8-3-4-5)を準用し、第二種中高層住居専用地域、近隣商業地域は地上 4.0m、用途地域の指定のない区域(容積率 8/10)は地上 1.5mとし、<u>高架橋・橋梁</u>では、「<u>公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について</u>」より地上 4.0mとした。</p>	予測地点番号	市区町村名	所在地	予測条件	赤緯	投影面の高さ	緯度(北緯)	経度(東経)					01	川崎市宮前区	大蔵	36° 00'	139° 33'	地上 4.0m	02	川崎市麻生区	東百合丘	36° 00'	139° 31'	地上 4.0m	03	川崎市麻生区	片平	36° 00'	139° 29'	地上 1.5m	04	町田市	船ヶ谷	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m	05	相模原市緑区	小倉・川尻	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m					-23° 27'	地上 1.5m						地上 4.0m
市区町村名	所在地	予測条件	赤緯	投影面の高さ																																																																																												
緯度(北緯)	経度(東経)																																																																																															
川崎市宮前区	大蔵	36° 00'	139° 33'	地上 4.0m																																																																																												
川崎市麻生区	東百合丘	36° 00'	139° 31'	地上 4.0m																																																																																												
川崎市麻生区	片平	36° 00'	139° 29'	地上 1.5m																																																																																												
町田市	船ヶ谷	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m																																																																																												
相模原市緑区	小倉・川尻	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m																																																																																												
相模原市緑区	鳥屋	36° 00'	139° 13'	地上 1.5m																																																																																												
予測地点番号	市区町村名	所在地	予測条件	赤緯	投影面の高さ																																																																																											
緯度(北緯)	経度(東経)																																																																																															
01	川崎市宮前区	大蔵	36° 00'	139° 33'	地上 4.0m																																																																																											
02	川崎市麻生区	東百合丘	36° 00'	139° 31'	地上 4.0m																																																																																											
03	川崎市麻生区	片平	36° 00'	139° 29'	地上 1.5m																																																																																											
04	町田市	船ヶ谷	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m																																																																																											
05	相模原市緑区	小倉・川尻	36° 00'	139° 17'	地上 1.5m																																																																																											
				-23° 27'	地上 1.5m																																																																																											
					地上 4.0m																																																																																											
p. 8-3-4-8 ①予測結果	日中 5 時間の日影を生じる範囲は、区域境界から 45m と予測される。	日中 5 時間の日影を生じる範囲は、区域境界から 39m と予測される。																																																																																														
p. 8-3-4-8 図 8-3-4-3 日影断面予測図(高架橋)	日影投影面の高さが地上 1.5m 	日影投影面の高さを地上 4.0m に修正 																																																																																														
p. 8-3-4-10~13 図 8-3-4-4 予測結果図	—	追記																																																																																														
p. 8-3-4-16 ①評価結果 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在による日照阻害への影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「鉄道施設(嵩上式)の構造物の形式・配置等の工夫」及び「鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の配置等の工夫」を実施する。これらの措置は、他の公共事業においても採用され、その効果が確認されている。 このことから、本事業の影響を事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。	本事業では、鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在に係る日照阻害により、一部の地域において影響があると予測したものの、「鉄道施設(嵩上式)の構造物の形式・配置等の工夫」及び「鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の配置等の工夫」の環境保全措置を確実に実施する。これらの環境保全措置は、他の公共事業においても採用され、その効果が確認されている。 このことから、鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在に係る日照阻害による環境影響が回避又は低減されていると評価する。																																																																																														

表 12-1(42) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																							
p. 8-3-5-4 ⑦文献調査 表 8-3-5-3(1) テレビジョン電波の送信所及び電波発信の状況	(東京都小仏城山中継局/送信アンテナ高) 560～699.2m	(東京都小仏城山中継局/送信アンテナ高) <u>699.2m</u>																																																																							
p. 8-3-5-4 ⑧現地調査	テレビジョン電波の受信状況の概要を表 8-3-5-4、総合品質評価の基準を表 8-3-5-5 に示す。	テレビジョン電波の受信状況の概要を表 8-3-5-4 に示す。各調査地点における広域局、県域局及び中継局別の総合品質評価としては、各チャンネルの品質評価の中で、最下位の品質評価を集約し、整理した。なお、各チャンネルの品質評価の基準を表 8-3-5-5 に示す。																																																																							
p. 8-3-5-7 ア. 予測	放送衛星(BS)及び通信衛星(CS)は、計画施設と電波発信方向の関係から影響がないと考えられるため、予測対象から除外した。	放送衛星(BS)及び通信衛星(CS)は、神奈川県内の全予測地点における地上波の最大仰角が 4 度程度であるのに比べ、表 8-3-5-3(2)に示すとおり、電波の仰角が極めて大きいため、予測対象から除外した。																																																																							
p. 8-3-5-8 カ)予測結果	鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在によるテレビジョン電波の予測結果を表 8-3-5-7 に示す。	鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在によるテレビジョン電波の予測結果を表 8-3-5-7 及び図 8-3-5-1 に示す。																																																																							
p. 8-3-5-8 表 8-3-5-7 予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市区町村名</th> <th>所在地</th> <th>送信局</th> <th>遮蔽障害の有無 (計画施設からの距離)</th> <th>反射障害の有無 (計画施設からの距離)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市</td> <td>大蔵</td> <td>関東広域圏 東京親局</td> <td>あり (35m)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>東百合丘</td> <td>関東広域圏 東京親局</td> <td>あり (35m)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>片平</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>町田市</td> <td>能ヶ谷</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>小倉・川尻</td> <td>小仏城山中継局 相模原局</td> <td>あり (250m)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>鳥屋</td> <td>神奈川県城 横浜親局</td> <td>あり (380m)</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <small>注1. 区域境界の外に、障害が生じる可能性があると予測された場合、その最も遠い地点と区域境界との距離を示した。</small>	市区町村名	所在地	送信局	遮蔽障害の有無 (計画施設からの距離)	反射障害の有無 (計画施設からの距離)	川崎市	大蔵	関東広域圏 東京親局	あり (35m)	なし	川崎市	東百合丘	関東広域圏 東京親局	あり (35m)	なし	川崎市	片平	—	なし	なし	町田市	能ヶ谷	—	なし	なし	相模原市	小倉・川尻	小仏城山中継局 相模原局	あり (250m)	なし	相模原市	鳥屋	神奈川県城 横浜親局	あり (380m)	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点番号</th> <th>市区町村名</th> <th>所在地</th> <th>送信局</th> <th>遮蔽障害 (計画施設からの距離)</th> <th>反射障害 (計画施設からの距離)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>川崎市</td> <td>大蔵</td> <td>関東広域圏 東京親局</td> <td>35m (南西方向)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>川崎市</td> <td>東百合丘</td> <td>関東広域圏 東京親局</td> <td>35m (北東方向)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>川崎市</td> <td>片平</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>相模原市</td> <td>小倉・川尻</td> <td>小仮城山中継局 相模原局</td> <td>250m (南東方向)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>相模原市</td> <td>鳥屋</td> <td>神奈川県城 横浜親局</td> <td>380m (西方向)</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <small>注1. 区域境界の外に、障害が生じる可能性があると予測された場合、その最も遠い地点と区域境界との距離を示した。</small>	予測地点番号	市区町村名	所在地	送信局	遮蔽障害 (計画施設からの距離)	反射障害 (計画施設からの距離)	01	川崎市	大蔵	関東広域圏 東京親局	35m (南西方向)	なし	02	川崎市	東百合丘	関東広域圏 東京親局	35m (北東方向)	なし	03	川崎市	片平	—	なし	なし	04	相模原市	小倉・川尻	小仮城山中継局 相模原局	250m (南東方向)	なし	05	相模原市	鳥屋	神奈川県城 横浜親局	380m (西方向)	なし
市区町村名	所在地	送信局	遮蔽障害の有無 (計画施設からの距離)	反射障害の有無 (計画施設からの距離)																																																																					
川崎市	大蔵	関東広域圏 東京親局	あり (35m)	なし																																																																					
川崎市	東百合丘	関東広域圏 東京親局	あり (35m)	なし																																																																					
川崎市	片平	—	なし	なし																																																																					
町田市	能ヶ谷	—	なし	なし																																																																					
相模原市	小倉・川尻	小仏城山中継局 相模原局	あり (250m)	なし																																																																					
相模原市	鳥屋	神奈川県城 横浜親局	あり (380m)	なし																																																																					
予測地点番号	市区町村名	所在地	送信局	遮蔽障害 (計画施設からの距離)	反射障害 (計画施設からの距離)																																																																				
01	川崎市	大蔵	関東広域圏 東京親局	35m (南西方向)	なし																																																																				
02	川崎市	東百合丘	関東広域圏 東京親局	35m (北東方向)	なし																																																																				
03	川崎市	片平	—	なし	なし																																																																				
04	相模原市	小倉・川尻	小仮城山中継局 相模原局	250m (南東方向)	なし																																																																				
05	相模原市	鳥屋	神奈川県城 横浜親局	380m (西方向)	なし																																																																				
p. 8-3-5-9～12 図 8-3-5-1 予測結果図	—	追記																																																																							
p. 8-3-5-16 イ)評価結果 a)回避又は低減に係る評価	鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在による電波の遮蔽によってテレビジョン電波障害を生じる可能性があると予測されるが、事前の確認を行うとともに、事業実施後に障害が発生したと判断された場合は、共同受信施設の設置等の環境保全措置を講じることとしている。以上のことから、鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在による電波障害の環境影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価した。	本事業では、鉄道施設(嵩上式、車両基地、換気施設、変電施設)の存在に係る電波障害により、一部の地域において影響があると予測したもの、「受信施設の移設又は改良」、「鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の配置等の工夫」、「鉄道施設(嵩上式)の構造物の形式・配置等の工夫」、「共同受信施設の設置」、「個別受信施設の設置」、「有線テレビジョン放送の活用」及び「指針等に基づく改善策の実施」の環境保全措置を確実に実施することから、電波障害による環境影響が回避又は低減されていると評価する。																																																																							

表 12-1(43) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-3-6-13 ウ)予測地域	なお、非常口（都市部、山岳部）は、図8-3-6-3 及び図 8-3-6-4 に示した円の中心から半径 100m の範囲を、変電施設は中心から半径 150m の範囲を、車両基地は図8-3-6-3(4) 及び図 8-3-6-4(4) に図示した範囲及び地下駅は「第 3 章 3-4-6 対象事業建設等事業の工事計画の概要」に示した計画規模に応じた範囲を、改変の可能性がある範囲として設定した。	改変の可能性のある区域として、「第 3 章 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口（都市部、山岳部）は、「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径 100m の範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 150m の範囲を設定した。
p. 8-3-6-14 カ)予測結果	文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続き、適切な措置を講ずることから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。	文化財保護法等の関係法令に基づき、必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいと予測する。
p. 8-3-6-23 表 8-3-6-5 環境保全措置の検討の状況	(適切な構造及び工法の検討・採用／適否の理由) 適切な構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(適切な構造及び工法の検討・採用／適否の理由) 必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
	(試掘・確認調査及び発掘調査の実施/適否の理由) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により記録保存のための発掘調査を実施する。	(試掘・確認調査及び発掘調査の実施/適否の理由) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。
p. 8-3-6-24 表 8-3-6-6(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。
p. 8-3-6-24 表 8-3-6-6(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により記録保存のための発掘調査を実施する。これらにより、文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより、文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。
p. 8-3-6-24 表 8-3-6-6(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 法令に基づき、必要な届出を実施し、適切に対処することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときには、その旨を教育委員会へ届出をし、その後の取扱いは関係機関と協議を行い対処する。これらにより、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。

表 12-1(44) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-3-6-25 イ)評価結果 ア)回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在に係る文化財への影響を回避又は低減させるために表8-3-6-6に示した環境保全措置を実行することから文化財へ及ぼす影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されると評価する。	本事業では、表8-3-6-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>鉄道施設（都市トンネル、山岳トンネル、非常口（都市部、山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋・橋梁、地下駅、車両基地、変電施設）の存在による文化財に係る環境影響は回避又は低減されると評価する。</u>
p.8-3-7-12 イ. 評価結果 ア)回避又は低減に係る評価	事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で磁界の影響を回避又は低減しているものと評価する。	本事業では、 <u>列車の走行（地下を走行する場合を除く。）による磁界の影響について、基準値よりも十分小さく、回避又は低減が図られていると評価する。</u>
p.8-3-7-19 ア)環境保全措置の検討の状況	また、幅員を4.7m以上とする等、現道以上の機能を確保する。	また、幅員を4.4m以上とする等、現道以上の機能を確保する。
p.8-3-8-20 イ)評価結果 ア)回避又は低減に係る評価	本事業では、地域分断への影響を回避又は低減させるために表8-3-8-7に示した環境保全措置を実行することから、地域分断の影響は事業者により実行可能な範囲内で低減されると評価する。	本事業では、表8-3-8-7に示した環境保全措置を確実に実施することから、 <u>地域分断に係る環境影響は低減されると評価する。</u>
p.8-3-9-5 表8-3-9-4 環境保全措置の検討の状況	(維持管理の適切な実施/適否の理由) 危険物等を取扱う設備の維持管理を適切に実施することで、災害予防の効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。	(維持管理の適切な実施/適否の理由) <u>危険物等を取扱う設備を法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により維持管理することで、災害予防の効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</u>
p.8-3-9-5 表8-3-9-5(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 危険物等を取扱う設備の維持管理を適切に実施することで、災害予防の効果が見込まれる。	(環境保全措置の効果) <u>危険物等を取扱う設備を法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により維持管理することで、災害予防の効果が見込まれる。</u>
p.8-3-9-6 イ)評価結果	本事業では、鉄道施設（駅、車両基地、変電施設）の供用及び列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に伴い危険物等を取扱うことによる環境影響を回避又は低減するために表8-3-9-5に示した環境保全措置を実施することから、本事業による影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているものと評価する。	本事業では、「保安体制の確立」、「維持管理の適切な実施」、「危険物等に関する教育」及び「自衛消防組織の設置」の環境保全措置を確実に実施することから、 <u>鉄道施設（駅、車両基地、変電施設）の供用及び列車の走行（地下を走行する場合を除く。）に伴い危険物等を取扱うことによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。</u>

表 12-1(45) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-3-10-46 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	したがって交通量、交通流への影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。	したがって、 <u>工事用車両の運行に係る交通量、交通流への影響について回避又は低減が図られているものと評価する。</u> なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺35号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、 <u>交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。</u> また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、 <u>工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</u>
p. 8-3-10-52 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	以上のことから、本事業による影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているものと評価する。	以上のことから、 <u>工事用車両の運行に係る交通安全への影響について回避又は低減が図られているものと評価する。</u> なお、川崎市内において工事に使用する道路として想定している市道王禅寺35号については、周辺環境を考慮し、資材及び機械の運搬に用いる大型車両の運行ルートの変更も含め、 <u>交通管理者及び道路管理者等と協議を行い、更なる環境影響の低減に努めるものとする。</u> また、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートにおいては、 <u>工事期間中のモニタリングを実施し、結果について公表していく。</u>
p. 8-3-10-56 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	以上のことから、本事業による影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているものと評価する。	以上のことから、 <u>鉄道施設（駅）の供用に係る交通量、交通流への影響について回避又は低減が図られているものと評価する。</u>
p. 8-3-10-59 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	以上のことから、本事業による影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。	以上のことから、 <u>鉄道施設（駅）の供用に係る交通安全への影響について回避又は低減が図られているものと評価する。</u>
p. 8-3-10-62 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	以上のことから、本事業による影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているものと評価する。	以上のことから、 <u>鉄道施設（車両基地）の供用に係る交通量、交通流への影響について、交差点交通流に支障が出るとされる値よりも十分に小さく、回避又は低減が図られているものと評価する。</u>
p. 8-3-10-64 b)評価結果 ①回避又は低減に係る評価	以上のことから、本事業の実施に伴う影響は、事業者により実行可能な範囲内で低減がなされているものと評価する。	以上のことから、 <u>鉄道施設（車両基地）の供用に係る交通安全への影響について低減が図られているものと評価する。</u>

表 12-1(46) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-13 6) 調査結果	—	哺乳類、鳥類(猛禽類)、爬虫類、両生類、魚類、底生動物及び土壤動物について現地調査の結果を、以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表 8-4-1-5 に基づいて整理した。
p. 8-4-1-13 表 8-4-1-5 改変区域と確認位置の距離に関する定義表	—	追記
p. 8-4-1-13 6) 調査結果	—	改変の可能性のある範囲として、「第3章 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口(都市部、山岳部)は、「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径 100m の範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 150m の範囲を設定した。
p. 8-4-1-14 表 8-4-1-6 哺乳類現地調査結果の概要	(確認種数) 春季 7 目 13 科 16 種	(確認種数) 春季 7 目 13 科 <u>15</u> 種
p. 8-4-1-16 表 8-4-1-8 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-17 表 8-4-1-9 鳥類現地調査結果の概要	(確認種数) 春季 15 目 36 科 81 種 繁殖期 18 目 42 科 76 種 夏季 16 目 39 科 66 種 秋季 17 目 37 科 74 種 冬季 16 目 38 科 93 種	(確認種数) 春季 <u>14</u> 目 35 科 75 種 繁殖期 18 目 42 科 74 種 夏季 16 目 37 科 61 種 秋季 <u>16</u> 目 36 科 72 種 冬季 16 目 37 科 90 種
p. 8-4-1-19 表 8-4-1-10(3) 重要な鳥類確認種一覧	(クマタカ:選定基準⑨のカテゴリー) 繁殖期:空欄 非繁殖期:空欄	(クマタカ:選定基準⑨のカテゴリー) 繁殖期:絶滅危惧Ⅱ類 非繁殖期:絶滅危惧Ⅱ類
p. 8-4-1-20 表 8-4-1-10(4) 重要な鳥類確認種一覧	(⑨の合計種数) 72 種 56 種	(⑨の合計種数) <u>73</u> 種 <u>57</u> 種
p. 8-4-1-20 表 8-4-1-10(4) 重要な鳥類確認種一覧	(⑯の合計種数) 80 種	(⑯の合計種数) <u>81</u> 種
p. 8-4-1-20 表 8-4-1-10(4) 重要な鳥類確認種一覧	(⑯の合計種数) 94 種	(⑯の合計種数) <u>95</u> 種
p. 8-4-1-21~23 表 8-4-1-11(1)~(3) 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記

表 12-1(47) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-26 表 8-4-1-14 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-29 表 8-4-1-17 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-30 表 8-4-1-18 昆虫類現地調査結果の概要	(確認種数) 春季 18 目 183 科 713 種 夏季 19 目 198 科 781 種 秋季 17 目 167 科 525 種	(確認種数) 春季 18 目 182 科 692 種 夏季 19 目 196 科 772 種 秋季 17 目 166 科 518 種
p. 8-4-1-38~40 表 8-4-1-20(1)~(3) 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-42 表 8-4-1-22 現地調査で確認された当該生息地が注目される理由である昆虫類の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-43 表 8-4-1-23 魚類現地調査結果の概要	(確認種数) 春季 7 目 11 科 24 種	(確認種数) 春季 7 目 11 科 23 種
p. 8-4-1-45 表 8-4-1-25 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-46 表 8-4-1-26 底生動物現地調査結果の概要	(確認種数) 春季 20 目 78 科 174 種 夏季 21 目 81 科 195 種 秋季 24 目 88 科 216 種 冬季 24 目 94 科 221 種	(確認種数) 春季 19 目 72 科 161 種 夏季 21 目 80 科 190 種 秋季 24 目 85 科 210 種 冬季 24 目 92 科 215 種
p. 8-4-1-47 表 8-4-1-28 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記
p. 8-4-1-51 表 8-4-1-32 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記

表 12-1(48) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-58 図 8-4-1-2 影響予測の手順	<pre> graph TD A[重要な種及び注目すべき生息地 (文献調査・現地調査)] --> B[重要な種の主な生態環境、注目すべき生息地と予測範囲との関係] B --> C[予測地域] C --> D[改変の可能性のある範囲内] C --> E[改変の可能性のある範囲外] D --> F[予測方法] F --> G[直接的影響の検討] G --> H[主な生息地の改変の有無及び周辺に分布する同質な生息環境等と予測対象種の主な生息環境との重複合併] H --> I[間接的影響の検討] I --> J[工作事業、表面地盤、水理地の変化の状況及び周辺に分布する同質な生息環境等と予測対象種の主な生息環境との重複合併] J --> K[予測結果] K --> L1["保全されない"] K --> L2["一部は保全される"] K --> L3["保全される"] K --> L4["変化は生じない"] L1 --> M1["保全されない"] L2 --> M2["一部は保全される"] L3 --> M3["保全される"] L4 --> M4["変化は生じない"] </pre>	<pre> graph TD A[重要な種及び注目すべき生息地 (文献調査・現地調査)] --> B[重要な種の主な生態環境、注目すべき生息地と予測地域との関係] B --> C[予測地域] C --> D[改変の可能性のある範囲内] C --> E[改変の可能性のある範囲外] D --> F[予測方法] F --> G[直接的影響の検討] G --> H[主な生息地の改変の有無及び周辺に分布する同質な生息環境等と予測対象種の主な生息環境との重複合併] H --> I[間接的影響の検討] I --> J[工作事業、表面地盤、水理地の変化の状況及び周辺に分布する同質な生息環境等と予測対象種の主な生息環境との重複合併] J --> K[予測結果] K --> L1["保全されない"] K --> L2["一部は保全される"] K --> L3["保全される"] K --> L4["変化は生じない"] L1 --> M1["保全されない"] L2 --> M2["一部は保全される"] L3 --> M3["保全される"] L4 --> M4["変化は生じない"] </pre>
p. 8-4-1-59 ～p. 8-4-1-67 表 8-4-1-34(1)～(9) 現地調査で確認された重要な種の予測の結果の概要	<p>—</p> <p>(生息環境への影響) (鳥類)</p> <p>21 タシギ；生息環境に変化は生じない。 27 トビ；生息環境に変化は生じない。 41 チョウゲンボウ；生息環境に変化は生じない。 42 ハヤブサ；生息環境に変化は生じない。 47 コガラ；生息環境に変化は生じない。 (昆虫) 39 コガシラミズムシ；生息環境は保全されない可能性がある。</p>	<p>(改変の可能性のある範囲に「○」を追加) (鳥類) 28 ツミ、29 ハイタカ、31 サシバ、33 クマタカ、42 ハヤブサ、73 クロジ、(両生類) 4 ツチガエル、(昆蟲類) 56 オオミノガ (改変の可能性のある範囲から「○」を削除) (爬虫類) 8 ヤマカガシ、(魚類) 5 ウグイ、9 シマドジョウ</p> <p>(生息環境への影響) (鳥類)</p> <p>21 タシギ；生息環境は保全される。 27 トビ；生息環境は保全される。 41 チョウゲンボウ；生息環境は保全される。 42 ハヤブサ；生息環境は保全される。 47 コガラ；生息環境は保全される。 (昆虫) 39 コガシラミズムシ；生息環境の一部は保全されない可能性がある。</p>

表 12-1(49) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-68～185 表 8-4-1-36(1)～(9) 重要な哺乳類の予測結果 表 8-4-1-37(1)～(74) 重要な鳥類の予測結果 表 8-4-1-38(1)～(9) 重要な爬虫類の予測結果 表 8-4-1-39(1)～(7) 重要な両生類の予測結果 表 8-4-1-40(1)～(66) 重要な昆虫類の予測結果 表 8-4-1-41(1)～(15) 重要な魚類の予測結果 表 8-4-1-42(1)～(5) 重要な底生動物の予測結果 表 8-4-1-43 重要な土壤動物の予測結果	(予測結果、土地又は工作物の存在) 工事の実施による改変以外に新たな改変はなく、土地又は工作物の存在による生息環境の変化も生じない。	(予測結果、土地又は工作物の存在) <u>「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u>
p. 8-4-1-69 表 8-4-1-36(2) 重要な哺乳類の予測結果	(確認状況) 夏季調査時に 1 地点	(確認状況) <u>秋季調査時に 1 地点</u>
p. 8-4-1-76 表 8-4-1-37(7) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 相模原市においては、1 例が確認された。	(確認状況) 相模原市においては、 <u>秋季調査時に</u> 1 例が確認された。
p. 8-4-1-82 表 8-4-1-37(18) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 相模原市において、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 84 例が確認された。改変の可能性のある範囲で 1 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 73 例、相当離れた地域で 10 例確認された。	(確認状況) 相模原市において、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 <u>100</u> 例以上が確認された。改変の可能性のある範囲で <u>1</u> 例、改変の可能性のある範囲の近傍で <u>8</u> 例、相当離れた地域で 10 例確認された。
p. 8-4-1-82 表 8-4-1-37(18) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲等で確認されており、 ・相模原市において、本種は改変の可能性のある範囲等で確認されており、	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、 ・相模原市において、本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、

表 12-1(50) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-88 表 8-4-1-37(25) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・改変の可能性がある範囲及びその近傍では探餌飛翔及びハンティングが確認されたことから、改変の可能性のある範囲の一部は採餌エリアとして利用されている。工事の実施により、採餌エリアの一部が縮小・消失する可能性があるが、周辺には同質の生息環境が広く分布している。 — — (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、工事の実施) ・本種は改変の可能性のある範囲の近傍で探餌飛翔及びハンティングが確認されているが、それらの確認地点は河川区域であるため、工事の実施による採餌エリアの改変はない。 ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境は保全されると予測する。
p. 8-4-1-89 表 8-4-1-37(26) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) — (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、工事の実施) ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境は保全されると予測する。
p. 8-4-1-89 表 8-4-1-37(27) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) — ・したがって生息環境に変化は生じないと予測する。 (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、工事の実施) ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 ・したがって生息環境は保全されると予測する。 (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって生息環境は保全されると予測する。
p. 8-4-1-90 表 8-4-1-37(28) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・川崎市においては、本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されている。 ・相模原市においては、本種は相当離れた地域で確認されているが、	(予測結果、工事の実施) ・川崎市においては、本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されている。 ・相模原市において、改変の可能性のある範囲付近では本種の営巣及び繁殖は確認されなかった。 ・本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、

表 12-1(51) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-91 表 8-4-1-37(29) 重要な鳥類の予測結果	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本種は相当離れた地域で確認されており、工事の実施による生息環境の改変はない。 <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 ・本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、 <p>—</p> <p>(予測結果、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本種は改変の可能性のある範囲付近でも確認されているが、上空を通過する事例であり、事業による影響は及ばないものと考えられ、工事の実施による生息環境の改変はない。 <p>・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境は保全されると予測する。 <p>・本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、</p> <p>・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。</p> <p>(予測結果、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境は保全されると予測する。
p. 8-4-1-92 表 8-4-1-37(30) 重要な鳥類の予測結果	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 ・1ペア（小倉）の営巣地は、改変の可能性のある範囲から約 800m離れた <p>—</p>	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 ・したがって、生息環境は保全されると予測する。 <p>・1ペア（小倉）の営巣地は、改変の可能性のある範囲から約 1200m離れた</p> <p>・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。</p>

表 12-1(52) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-93 表 8-4-1-37(30) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境は <u>保全されると</u> 予測する。
p. 8-4-1-94 表 8-4-1-37(31) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) よって、繁殖行動への影響は小さいものと考えられる。 — ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、工事の実施) また、改変の可能性のある範囲で記録された個体も上空を通過する事例であり事業による影響は及ばないものと考えられ、工事の実施による生息環境の改変はない。 ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 ・したがって、生息環境は <u>保全されると</u> 予測する。
p. 8-4-1-95 表 8-4-1-37(32) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・本種は改変の可能性のある範囲等で確認されているが、工事の実施による樹林及び耕作地等の繁殖環境及び採餌環境の改変はない。 (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 ・相模原市においては、調査対象範囲に1ペアの存在が示唆され、この内4ペアが繁殖を成功させたと考えられる。 — ・1ペア（青山A）の営巣地は改変の可能性のある範囲から約750m離れた場所に位置し、	(予測結果、工事の実施) ・本種は改変の可能性のある範囲等で確認され、改変の可能性のある範囲の近傍ではハンティングが確認されているが、工事の実施により生息環境の改変はない。 ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 (予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境は <u>保全されると</u> 予測する。 ・相模原市においては、調査対象範囲に11ペアの存在が示唆され、この内5ペアが繁殖を成功させたと考えられる。 ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 ・1ペア（青山A）の営巣地は改変の可能性のある範囲から約450m離れた場所に位置し、
p. 8-4-1-96 表 8-4-1-37(32) 重要な鳥類の予測結果	(予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、土地又は工作物の存在) ・したがって、生息環境は <u>保全されると</u> 予測する。

表 12-1(53) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-97 表 8-4-1-37(34) 重要な鳥類の予測結果	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市において、本種は相当離れた地域で確認されており、工事の実施による生息環境の改変はない。 ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 <p>—</p> <p>(予測結果、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市において、本種は相当離れた地域で確認されており、工事の実施による生息環境の改変はない。 ・したがって、生息環境は<u>保全されると</u>予測する。 <p>・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。</p> <p>(予測結果、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境は<u>保全されると</u>予測する。
p. 8-4-1-101 表 8-4-1-37(41) 重要な鳥類の予測結果	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境の変化は生じないと予測する。 <p>(予測結果、工事の実施、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって生息環境に変化は生じないと予測する。 	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。 ・したがって、生息環境は<u>保全されると</u>予測する。 <p>(予測結果、工事の実施、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって生息環境は<u>保全されると</u>予測する。
p. 8-4-1-101 表 8-4-1-37(42) 重要な鳥類の予測結果	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市において、本種は相当離れた地域で確認されており、工事の実施による生息環境の改変はない。 <p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。 <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境の変化は生じないと予測する。 <p>(予測評価、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境の変化は生じないと予測する。 	<p>(予測結果、工事の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市において、改変の可能性のある範囲周辺では、本種の営巣及び繁殖は確認されなかった。 ・本種は改変の可能性のある範囲付近でも確認されているが、上空を通過する事例であり、事業による影響は及ばないものと考えられ、工事の実施による生息環境の改変はない。 <p>・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用することにより、本種の生息環境への影響は小さい。</p> <p>・したがって、生息環境は<u>保全されると</u>予測する。</p> <p>・工事の実施に伴う騒音・振動は、必要に応じて低騒音・低振動型の建設機械等を使用するほか必要に応じて防音扉を設置することにより、本種の生息環境への影響は小さい。</p> <p>・したがって、生息環境は<u>保全されると</u>予測する。</p> <p>(予測評価、土地又は工作物の存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、生息環境は<u>保全されると</u>予測する。

表 12-1(54) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
8-4-1-104 表 8-4-1-37(45) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 川崎市、相模原市において合計 81 例が確認された。 相模原市においては、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 57 例が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 13 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 24 例、相当離れた地域で 20 例確認された。 (予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲及び改変の可能性のある範囲の近傍、相当離れた範囲で確認されおり、	(確認状況) 川崎市、相模原市において合計 83 例が確認された。 相模原市においては、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 59 例が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 13 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 26 例、相当離れた地域で 20 例確認された。 (予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されているが、改変の可能性のある範囲の確認地点は残置される敷地境界付近の法面植栽のため、
p. 8-4-1-106 表 8-4-1-37(48) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 川崎市、相模原市において合計9例が確認された。 川崎市においては、繁殖期調査時に合計 2 例が確認された。相当離れた地域で 2 例確認された。 相模原市においては、春季及び繁殖期調査時に合計 7 例が確認された。相当離れた地域で 7 例確認された。	(確認状況) 川崎市、相模原市において合計 10 例が確認された。 川崎市においては、繁殖期調査時に合計 2 例が確認された。相当離れた地域で 2 例確認された。 相模原市においては、春季及び繁殖期調査時に合計 8 例が確認された。相当離れた地域で 8 例確認された。
p. 8-4-1-107 表 8-4-1-37(49) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 相模原市においては、春季、繁殖期、夏季及び秋季調査時に合計 100 例以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 38 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 85 例、相当離れた地域で 99 例確認された。	(確認状況) 相模原市においては、春季、繁殖期、夏季及び秋季調査時に合計 100 例以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 39 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 100 例以上、相当離れた地域で 100 例以上確認された。
p. 8-4-1-111 表 8-4-1-37(58) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 秋季調査時に 3 例で確認された。	(確認状況) 秋季調査時に 4 例が確認された。
p. 8-4-1-114 表 8-4-1-37(62) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 春季及び冬季調査時に	(確認状況) 冬季調査時に
p. 8-4-1-116 表 8-4-1-37(64) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 合計 99 例が確認された。	(確認状況) 合計 100 例以上が確認された。
8-4-1-121 表 8-4-1-37(69) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 相模原市においては、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 100 例以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 58 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 90 例、相当離れた地域で 65 例確認された。	(確認状況) 相模原市においては、春季、繁殖期、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 100 例以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 60 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 98 例、相当離れた地域で 66 例確認された。
8-4-1-123 表 8-4-1-37(72) 重要な鳥類の予測結果	(確認状況) 相模原市においては、春季及び冬季調査時に合計 121 例が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 35 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 34 例、相当離れた地域で 52 例確認された。	(確認状況) 相模原市においては、春季及び冬季調査時に合計 100 例以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 35 例、改変の可能性のある範囲の近傍で 40 例、相当離れた地域で 52 例確認された。

表 12-1(55) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
8-4-1-136 表 8-4-1-39(6) 重要な両生類の予測結果	(確認状況) 相模原市において、春季及び夏季調査時に合計 30 地点 100 個体以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 8 地点 17 個体、改変の可能性のある範囲の近傍で 14 地点 100 個体以上、相当離れた地域で 8 地点 100 個体以上確認された。	(確認状況) 相模原市において、春季及び夏季調査時に合計 32 地点 100 個体以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 10 地点 17 個体、改変の可能性のある範囲の近傍で 14 地点 100 個体以上、相当離れた地域で 8 地点 100 個体以上確認された。
p. 8-4-1-139 表 8-4-1-40(5) 重要な昆虫類の予測結果	(確認状況) 相模原市において、夏季調査時に合計 4 地点で 4 個体が確認された。	(確認状況) 相模原市において、春季調査時に合計 4 地点で 4 個体が確認された。
p. 8-4-1-157 表 8-4-1-40(38) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果 工事の実施 土地又は工作物の存在) 川崎市において	(予測結果 工事の実施 土地又は工作物の存在) <u>相模原市において</u>
p. 8-4-1-165 表 8-4-1-40(56) 重要な昆虫類の予測結果	(確認状況) その内、改変の可能性のある範囲の近傍で 1 地点 1 個体、相当離れた地域で 2 地点 2 個体が確認された。	(確認状況) その内、改変の可能性のある範囲で 1 地点 1 個体、改変の可能性のある範囲の近傍で 2 地点 2 個体が確認された。
p. 8-4-1-165 表 8-4-1-40(56) 重要な昆虫類の予測結果	(予測結果、工事の実施) 本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、	(予測結果、工事の実施) 本種は改変の可能性のある範囲及び改変の可能性のある範囲の近傍で確認されており、
p. 8-4-1-172 表 8-4-1-41(3) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 川崎市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地区で 11 個体が確認された。	(確認状況) 川崎市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地区で 9 個体が確認された。
8-4-1-172 表 8-4-1-41(3) 重要な魚類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍で確認されており、工事の実施による生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍で確認されているが、工事の実施による生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・工事作業に伴う排水は必要に応じて汚濁処理設備等を配置し処理することにより、本種の生息環境への影響はほとんど及ばない。 ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。
p. 8-4-1-173 表 8-4-1-41(4) 重要な魚類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は相当離れた地域で確認されており、生息環境の変化は生じない。 ・相模原市において、本種は改変の可能性のある範囲で確認されており、	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は相当離れた地域で確認されており、生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・工事作業に伴う排水は必要に応じて汚濁処理設備等を配置し処理することにより、本種の生息環境への影響はほとんど及ばない。 ・相模原市において、本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、
p. 8-4-1-174 表 8-4-1-41(5) 重要な魚類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・相模原市において、本種は改変の可能性がある範囲で確認されており、	(予測結果、工事の実施) ・相模原市において、本種は、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、

表 12-1(56) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-175 表 8-4-1-41(6) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 相模原市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地区で 100 個体以上確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 100 個体以上、	(確認状況) 相模原市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 2 地区で 100 個体以上確認された。その内、 <u>改変の可能性のある範囲の近傍</u> で 100 個体以上、
p. 8-4-1-175 表 8-4-1-41(6) 重要な魚類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・相模原市において、本種は改変の可能性がある範囲では確認されておらず、	(予測結果、工事の実施) ・相模原市において、本種は <u>改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域</u> で確認されており、
p. 8-4-1-177 表 8-4-1-41(8) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 合計 3 地区で 100 個体以上が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 1 個体、改変の可能性のある範囲の近傍で 100 個体以上、相当離れた地域で 3 個体確認された。 (予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、工事の実施による生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(確認状況) 合計 3 地区で <u>14 個体</u> が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で 1 個体、改変の可能性のある範囲の近傍で <u>10 個体</u> 、相当離れた地域で 3 個体確認された。 (予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されているが、工事の実施による生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・ <u>工事作業に伴う排水は必要に応じて汚濁処理設備等を配置し処理することにより、本種の生息環境への影響はほとんど及ばない。</u> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。
p. 8-4-1-178 表 8-4-1-41(9) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 川崎市、相模原市において合計 28 地点と 3 地区の (予測結果、工事の実施) ・相模原市において、本種は改変の可能性のある範囲、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、	(確認状況) 川崎市、相模原市において <u>合計 5 地区</u> で (予測結果、工事の実施) ・相模原市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、
p. 8-4-1-179 表 8-4-1-41(10) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 川崎市、相模原市において合計 24 地点で確認された。 相模原市においては、春季、夏季、秋季、冬季調査時に	(確認状況) 川崎市、相模原市において <u>合計 5 地区</u> で確認された。 相模原市においては、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に
8-4-1-180 表 8-4-1-41(13) 重要な魚類の予測結果	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されており、工事の実施による生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。	(予測結果、工事の実施) ・川崎市において、本種は改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認されているが、工事の実施による生息環境の縮小・消失ではなく、水環境の変化も生じない。 ・ <u>工事作業に伴う排水は必要に応じて汚濁処理設備等を配置し処理することにより、本種の生息環境への影響はほとんど及ばない。</u> ・したがって、生息環境に変化は生じないと予測する。

表 12-1(57) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-1-181 表 8-4-1-41(14) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 相模原市において、春季、夏季及び秋季調査時に合計 5 地区で	(確認状況) 相模原市において、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 5 地区で
p. 8-4-1-181 表 8-4-1-41(15) 重要な魚類の予測結果	(確認状況) 川崎市において、秋季及び冬季調査時に合計 3 地区で	(確認状況) 川崎市において、春季、夏季、秋季及び冬季調査時に合計 3 地区で
p. 8-4-1-185 り) 文献調査でのみ確認された重要な種に対する予測結果	哺乳類 8 種、鳥類 56 種、爬虫類 1 種、両生類 3 種、昆虫類 243 種、魚類 9 種、底生動物 2 種、土壤動物 0 種	哺乳類 9 種、鳥類 39 種、爬虫類 1 種、両生類 4 種、昆虫類 245 種、魚類 8 種、底生動物 2 種、土壤動物 0 種
p. 8-4-1-189～190 表 8-4-1-44(1)～(4) 注目すべき生息地の予測結果	(土地又は工作物の存在) 工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はなく、また、土地又は工作物の存在による生息環境の変化も生じない。	(土地又は工作物の存在) <u>「工事の実施」における生息環境の改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。</u>
p. 8-4-1-192 表 8-4-1-45(2) 環境保全措置の検討の状況	(資材運搬等の適正化/適否の理由) 車両の運行ルート及び配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(資材運搬等の適正化/適否の理由) <u>運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することより動物全般の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-1-195 表 8-4-1-46(7) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 動物全般への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することより動物全般の影響を低減できる。</u>
p. 8-4-1-198、199 イ. 評価結果 ア) 回避又は低減に係る評価	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への影響の回避、低減を図っている。 一部の種は、生息環境が保全されない又は一部は保全されない可能性があると予測されたが、濁水処理の実施、低騒音型、低振動型機械の使用等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。なお、生息環境の創出、代替巣の設置等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は事業者により実行可能な範囲で回避又は低減されていると評価する。	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、動物への環境影響の回避、低減を図っている。 一部の種は、生息環境が保全されない又は一部は保全されない可能性があると予測されたが、濁水処理の実施、低騒音型、低振動型機械の使用等の環境保全措置を <u>確実に実施</u> することで、 <u>動物への環境影響の回避、低減に努める</u> 。 なお、生息環境の創出、代替巣の設置等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は回避又は低減されていると評価する。

表 12-1(58) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																																																																																																																																																																
p. 8-4-2-9 6) 調査結果	—	高等植物及び蘚苔類・地衣類について現地調査の結果を、以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表 8-4-2-6 に基づいて整理した。																																																																																																																																																																																																																
p. 8-4-2-9 表 8-4-2-6 改変区域と確認位置の距離に関する定義	—	追記																																																																																																																																																																																																																
p. 8-4-2-9 6) 調査結果	—	改変の可能性のある範囲として、「第3章表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口（都市部、山岳部）は、「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径 100m の範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 150m の範囲を設定した。																																																																																																																																																																																																																
p. 8-4-2-10 表 8-4-2-7 高等植物に係る植物相の現地調査結果	(科数 種数) シダ植物：左から 18, 89, 19, 111, 19, 108, 19, 105, 20, 133 裸子植物：左から 5, 10, 6, 9, 7, 12, 6, 9, 7, 13 離弁花類：左から 57, 326, 71, 456, 74, 458, 74, 451, 80, 566 合弁花類：左から 28, 145, 30, 235, 29, 247, 30, 243, 33, 307 単子葉植物：左から 14, 119, 13, 191, 18, 214, 19, 221, 19, 307 合計：左から 122, 689, 139, 1002, 147, 1039, 148, 1029, 159, 1326	(科数 種数) シダ植物：左から 16, 85, 19, 110, 17, 104, 18, 103, 20, 133 裸子植物：左から 5, 10, 5, 8, 7, 12, 6, 9, 7, 13 離弁花類：左から 57, 313, 69, 448, 72, 451, 74, 447, 80, 566 合弁花類：左から 27, 140, 29, 232, 29, 243, 30, 241, 33, 307 単子葉植物：左から 14, 111, 13, 186, 18, 206, 19, 213, 19, 307 合計：左から 119, 659, 135, 984, 143, 1016, 147, 1013, 159, 1326																																																																																																																																																																																																																
p. 8-4-2-23～25 表 8-4-2-10(1)～(3) 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記																																																																																																																																																																																																																
p. 8-4-2-41 表 8-4-2-12 高等植物に係る重要な群落確認一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">群落名</th> <th colspan="2">確認状況</th> <th colspan="10">選定基準</th> </tr> <tr> <th>文献</th> <th>現地</th> <th>①</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>⑪</th> <th>⑫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>牧馬の夏緑広葉樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>1</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然環境保全地域 (袖山)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 群落</td> <td>2 群落</td> <td>2 群落</td> <td>0 群落</td> <td>0 群落</td> <td>0 群落</td> <td>1 群落</td> <td>1 群落</td> <td>1 群落</td> <td>0 群落</td> <td>1 群落</td> <td>0 群落</td> </tr> </tbody> </table>	No.	群落名	確認状況		選定基準										文献	現地	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	1	牧馬の夏緑広葉樹林	○	○					○	1		○		2	自然環境保全地域 (袖山)	○	○				○						計	2 群落	2 群落	2 群落	0 群落	0 群落	0 群落	1 群落	1 群落	1 群落	0 群落	1 群落	0 群落	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">群落名</th> <th colspan="2">確認状況</th> <th colspan="10">選定基準</th> </tr> <tr> <th>文献</th> <th>現地</th> <th>①</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> <th>⑩</th> <th>⑪</th> <th>⑫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>牧馬の夏緑広葉樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>1</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然環境保全地域 (袖山)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>自然環境保全地域 (大武尾)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自然環境保全地域 (仙洞寺山)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自然環境保全地域 (灰森山)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自然環境保全地域 (牧馬)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>自然環境保全地域 (石翁山)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>相模川左岸のケヤキ群落</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8 群落</td> <td>7 群落</td> <td>8 群落</td> <td>0 群落</td> <td>0 群落</td> <td>0 群落</td> <td>6 群落</td> <td>1 群落</td> <td>1 群落</td> <td>0 群落</td> <td>1 群落</td> <td>1 群落</td> </tr> </tbody> </table>	No.	群落名	確認状況		選定基準										文献	現地	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	1	牧馬の夏緑広葉樹林	○	○							○	1	○	2	自然環境保全地域 (袖山)	○	○							○			3	自然環境保全地域 (大武尾)	○	○							○			4	自然環境保全地域 (仙洞寺山)	○	○							○			5	自然環境保全地域 (灰森山)	○	○							○			6	自然環境保全地域 (牧馬)	○	○							○			7	自然環境保全地域 (石翁山)	○	○							○			8	相模川左岸のケヤキ群落		○									○	計	8 群落	7 群落	8 群落	0 群落	0 群落	0 群落	6 群落	1 群落	1 群落	0 群落	1 群落	1 群落
No.	群落名			確認状況		選定基準																																																																																																																																																																																																												
		文献	現地	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫																																																																																																																																																																																																					
1	牧馬の夏緑広葉樹林	○	○					○	1		○																																																																																																																																																																																																							
2	自然環境保全地域 (袖山)	○	○				○																																																																																																																																																																																																											
計	2 群落	2 群落	2 群落	0 群落	0 群落	0 群落	1 群落	1 群落	1 群落	0 群落	1 群落	0 群落																																																																																																																																																																																																						
No.	群落名	確認状況		選定基準																																																																																																																																																																																																														
		文献	現地	①	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫																																																																																																																																																																																																					
1	牧馬の夏緑広葉樹林	○	○							○	1	○																																																																																																																																																																																																						
2	自然環境保全地域 (袖山)	○	○							○																																																																																																																																																																																																								
3	自然環境保全地域 (大武尾)	○	○							○																																																																																																																																																																																																								
4	自然環境保全地域 (仙洞寺山)	○	○							○																																																																																																																																																																																																								
5	自然環境保全地域 (灰森山)	○	○							○																																																																																																																																																																																																								
6	自然環境保全地域 (牧馬)	○	○							○																																																																																																																																																																																																								
7	自然環境保全地域 (石翁山)	○	○							○																																																																																																																																																																																																								
8	相模川左岸のケヤキ群落		○									○																																																																																																																																																																																																						
計	8 群落	7 群落	8 群落	0 群落	0 群落	0 群落	6 群落	1 群落	1 群落	0 群落	1 群落	1 群落																																																																																																																																																																																																						
p. 8-4-2-42 表 8-4-2-13 現地調査で確認された重要な群落の確認位置	—	追記																																																																																																																																																																																																																

表 12-1(59) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書																																																																													
p. 8-4-2-44 表 8-4-2-15 現地調査で確認された重要な種の確認位置	—	追記																																																																													
p. 8-4-2-48 図 8-4-2-3 影響予測の手順	<pre> graph TD A[重要な種及び群落 (文献調査・現地調査)] --> B[現地調査において重要な種及び群落の確認の有無] B --> C[変更の可能性のある範囲 変更の可能性がある範囲の範囲から100mの範囲内] C --> D[相当離れた距離 変更の可能性がある範囲の範囲から100m以上離れている] D --> E[予測方法] E --> F[直接的影響の検討] E --> G[間接的影響の検討] F --> H[生産地の改変の程度及び範囲に分布する現状の生育環境と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] F --> I[工事作業、水環境の変化の状況等と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] F --> J[水環境の変化の状況等と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] G --> K[直接的影響の検討] G --> L[間接的影響の検討] K --> M[生産地の改変の程度及び範囲に分布する現状の生育環境と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] K --> N[工事作業、水環境の変化の状況等と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] K --> O[水環境の変化の状況等と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] L --> P[直接的影響の検討] L --> Q[間接的影響の検討] P --> R[予測結果] Q --> S[予測結果] R --> T[「現られた主な生育環境が消失する。」] R --> U[「現れた主な生育環境が小さくなる。」] R --> V[「工事作業、水環境の変化の状況等により、生育環境が変化する。」] R --> W[「工事作業、水環境の変化の状況等により、生育環境が変化するが、周辺に同様の生育環境が広く分布する。」] S --> X[「現られた主な生育環境が消失する。」] S --> Y[「現れた主な生育環境が小さくなる可能性がある。」] S --> Z[「工事作業、水環境の変化の状況等により、生育環境が変化するが、周辺に同様の生育環境が広く分布する。」] T --> AA[「生育環境は保全されない」] U --> BB[「生育環境の一部は保全されない可能性がある」] V --> CC[「生育環境は保全される」] W --> DD[「生育環境に変化は生じない」] X --> EE[「生育環境は保全されない」] Y --> FF[「生育環境の一部が消失、縮小する。」] Z --> GG[「工事作業、水環境の変化の状況等により、生育環境が変化する。」] CC --> HH[「生育環境は保全されない」] DD --> II[「生育環境は保全される」] FF --> JJ[「生育環境に変化は生じない」] GG --> KK[「生育環境に変化は生じない」] HH --> LL[「生育環境に変化は生じない」] II --> MM[「生育環境に変化は生じない」] KK --> NN[「生育環境に変化は生じない」] LL --> OO[「生育環境に変化は生じない」] MM --> PP[「生育環境に変化は生じない」] OO --> QQ[「生育環境に変化は生じない」] PP --> RR[「生育環境に変化は生じない」] QQ --> TT[「生育環境に変化は生じない」] </pre>	<pre> graph TD A[重要な種及び群落 (文献調査・現地調査)] --> B[現地調査において重要な種及び群落の確認の有無] B --> C[変更の可能性のある範囲 変更の可能性のある範囲の範囲から100mの範囲内] C --> D[相当離れた距離 変更の可能性のある範囲の範囲から100m以上離れている] D --> E[予測方法] E --> F[直接的影響の検討] E --> G[間接的影響の検討] F --> H[生産地の改変の程度及び範囲に分布する現状の生育環境と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] F --> I[工事作業、水環境の変化の状況等と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] F --> J[水環境の変化の状況等と予測対象及び群落の主な生育環境との重ね合わせ] G --> K[直接的影響の検討] G --> L[間接的影響の検討] H --> M[「現られた主な生育環境が消失する。」] H --> N[「現れた主な生育環境が小さくなる。」] H --> O[「工事作業、水環境の変化の状況等により、生育環境が変化する。」] H --> P[「工事作業、水環境の変化の状況等により、生育環境が変化するが、周辺に同様の生育環境が広く分布する。」] K --> Q[「生育環境は保全されない」] L --> R[「生育環境の一部が消失、縮小する。」] M --> S[「生育環境は保全されない」] N --> T[「生育環境の一部が保全されない可能性がある」] O --> U[「生育環境は保全される」] P --> V[「生育環境に変化は生じない」] Q --> W[「生育環境は保全されない」] R --> X[「生育環境の一部が消失、縮小する。」] S --> Y[「生育環境に変化は生じない」] T --> Z[「生育環境に変化は生じない」] U --> AA[「生育環境は保全される」] V --> BB[「生育環境に変化は生じない」] W --> CC[「生育環境に変化は生じない」] X --> DD[「生育環境に変化は生じない」] Y --> EE[「生育環境に変化は生じない」] Z --> FF[「生育環境に変化は生じない」] AA --> GG[「生育環境に変化は生じない」] BB --> HH[「生育環境に変化は生じない」] CC --> II[「生育環境に変化は生じない」] DD --> JJ[「生育環境に変化は生じない」] EE --> KK[「生育環境に変化は生じない」] FF --> LL[「生育環境に変化は生じない」] </pre>																																																																													
p. 8-4-2-51 表 8-4-2-17(3) 重要な種の予測結果の概要	—	(改变の可能性のある範囲の近傍に○を追加) 58 カヤラン																																																																													
p. 8-4-2-52 表 8-4-2-18 重要な群落の予測結果の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">確認種の生育環境</th> <th colspan="2">確認位置</th> <th rowspan="2">影響の有無</th> <th rowspan="2">生育環境への影響</th> </tr> <tr> <th>改変の可能性がある範囲</th> <th>改変の可能性がある範囲の近傍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>牧馬の夏緑広葉樹林</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>無</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然環境保全地域 (城山、仙洞寺山、大坂、英吉山、牧馬、石脇山)</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	種名	確認種の生育環境	確認位置		影響の有無	生育環境への影響	改変の可能性がある範囲	改変の可能性がある範囲の近傍	1	牧馬の夏緑広葉樹林	樹林	○	無	生育環境に変化は生じない。	2	自然環境保全地域 (城山、仙洞寺山、大坂、英吉山、牧馬、石脇山)		○	○	生育環境に変化は生じない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">種名</th> <th rowspan="2">確認種の生育環境</th> <th colspan="2">確認位置</th> <th rowspan="2">生育環境への影響</th> </tr> <tr> <th>改変の可能性がある範囲</th> <th>改変の可能性のある範囲の近傍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>牧馬の夏緑広葉樹林</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然環境保全地域 (城山)</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>自然環境保全地域 (竹ヶ原)</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自然環境保全地域 (仙洞寺山)</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>自然環境保全地域 (大坂)</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自然環境保全地域 (英吉山)</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>自然環境保全地域 (石脇山)</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境に変化は生じない。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>相模川左岸のケヤキ群落</td> <td>樹林</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>生育環境は保全される。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	種名	確認種の生育環境	確認位置		生育環境への影響	改変の可能性がある範囲	改変の可能性のある範囲の近傍	1	牧馬の夏緑広葉樹林	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	2	自然環境保全地域 (城山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	3	自然環境保全地域 (竹ヶ原)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	4	自然環境保全地域 (仙洞寺山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	5	自然環境保全地域 (大坂)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	6	自然環境保全地域 (英吉山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	7	自然環境保全地域 (石脇山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。	8	相模川左岸のケヤキ群落	樹林	○	○	生育環境は保全される。
番号	種名				確認種の生育環境	確認位置			影響の有無	生育環境への影響																																																																					
		改変の可能性がある範囲	改変の可能性がある範囲の近傍																																																																												
1	牧馬の夏緑広葉樹林	樹林	○	無	生育環境に変化は生じない。																																																																										
2	自然環境保全地域 (城山、仙洞寺山、大坂、英吉山、牧馬、石脇山)		○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
番号	種名	確認種の生育環境	確認位置		生育環境への影響																																																																										
			改変の可能性がある範囲	改変の可能性のある範囲の近傍																																																																											
1	牧馬の夏緑広葉樹林	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
2	自然環境保全地域 (城山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
3	自然環境保全地域 (竹ヶ原)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
4	自然環境保全地域 (仙洞寺山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
5	自然環境保全地域 (大坂)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
6	自然環境保全地域 (英吉山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
7	自然環境保全地域 (石脇山)	樹林	○	○	生育環境に変化は生じない。																																																																										
8	相模川左岸のケヤキ群落	樹林	○	○	生育環境は保全される。																																																																										
p. 8-4-2-53～81 表 8-4-2-19(1)～(66) 重要な種の予測結果 表 8-4-2-20(1)～(2) 重要な群落の予測結果	(予測結果 土地又は工作物の存在) 工事の実施による改変以外に新たな改変はなく、土地又は工作物の存在による生育環境の変化も生じない。	(予測結果 土地又は工作物の存在) 「工事の実施」における改変以外に工事後に新たな改変はなく、「土地又は工作物の存在」による新たな生育環境の変化も生じないため、「土地又は工作物の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。																																																																													
p. 8-4-2-54 表 8-4-2-19(5) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 相模原市において、早春季、春季、夏季および秋季調査時に	(確認状況) 相模原市において、早春季、春季及び秋季調査時に																																																																													
p. 8-4-2-56 表 8-4-2-19(11) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 相模原市において、春季及び夏季調査時に合計 2 地点 60 個体	(確認状況) 相模原市において、早春季及び夏季調査時に合計 2 地点 60 個体																																																																													

表 12-1(60) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-2-61 表 8-4-2-19(23) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 川崎市において (予測結果、工事の実施) 川崎市において (予測結果、土地又は工作物の存在) 川崎市において	(確認状況) 相模原市において (予測結果、工事の実施) 相模原市において (予測結果、土地又は工作物の存在) 相模原市において
p. 8-4-2-61 表 8-4-2-19(25) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 相模原市において、早春季、夏季及び秋季調査時に	(確認状況) 相模原市において、夏季及び秋季調査時に
p. 8-4-2-69 表 8-4-2-19(44) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 川崎市の調査範囲において夏季調査時に	(確認状況) 川崎市の調査範囲において春季調査時に
p. 8-4-2-74 表 8-4-2-19(53) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 夏季及び秋季調査時に	(確認状況) 夏季調査時に
p. 8-4-2-74 表 8-4-2-19(54) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 本種が確認された 1 地点 3 個体は	(確認状況) 本種が確認された 1 地点 4 個体は
p. 8-4-2-75 表 8-4-2-19(57) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) 相模原市において夏季調査時に	(確認状況) 相模原市において春季調査時に
p. 8-4-2-76 表 8-4-2-19(58) 重要な種の予測結果の概要	(確認状況) ・相当離れた地域で 2 地点 3 個体確認された。	(確認状況) ・改変の可能性がある範囲の近傍で 1 地点 1 個体、相当離れた地域で 1 地点 2 個体確認された。
p. 8-4-2-76 表 8-4-2-19(58) 重要な種の予測結果の概要	(予測結果、工事の実施) 相模原市において、本種が確認された 2 地点 3 個体は相当離れた地域であるため、	(予測結果、工事の実施) 相模原市において、本種が確認された 1 地点 1 個体は改変の可能性のある範囲の近傍、1 地点 2 個体は相当離れた地域であるため、
p. 8-4-2-81 表 8-4-2-20(1) 重要な群落の予測結果	(確認状況) 相模原市内において、1 地点で確認された。 相当離れた地域で 1 地点確認された。 (予測結果 工事の実施) ・相模原市において、本群落が確認された 1 地点は相当離れた地域であるため、生育環境の変化は生じない。 (予測結果 工事の実施) ・相模原市において、本群落が確認された地点では、	(確認状況) 牧馬地区において、相当離れた地域から改変の可能性のある範囲の近傍に本群落の一部が含まれる。 (予測結果 工事の実施) ・牧馬地区において、計画路線は本地域外をトンネルで通過する。 (予測結果 工事の実施) ・本群落が確認された地点では、
p. 8-4-2-81 表 8-4-2-20(2) 重要な群落の予測結果	(表最上段) 自然環境保全地域（城山、仙洞寺山、寸沢嵐、茨菰山、牧馬、石砂山）	(表最上段) 城山自然環境保全地域 (以下、各自然環境保全地域ごとに予測)
p. 8-4-2-81～84 表 8-4-2-20(3)～(8) 重要な群落の予測結果	—	追記

表 12-1(61) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-2-86 表 8-4-2-21 環境保全措置の検討の状況	(緑化等による自然環境の確保/適否の理由) 改変された区域の一部を緑化等により修復を図ることで、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。	(林縁保護植栽等による自然環境の確保/適否の理由) 改変された区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-2-88 表 8-4-22(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を緑化等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。	(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。
p. 8-4-2-91 イ. 評価結果 ア) 回避又は低減に係る評価	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、植物への影響の回避、低減を図っている。 一部の種については、生育環境が保全されない又は一部は保全されない可能性があると予測されたが、工事従事者への指導等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、移植した植物の生育状況については、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価する。	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、植物への環境影響の回避、低減を図っている。 一部の種については、生育環境が保全されない又は一部は保全されない可能性があると予測されたが、工事従事者への指導等の環境保全措置を確実に実施することで、植物への環境影響の回避、低減に努める。 なお、移植した植物の生育状況については、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は回避又は低減されていると評価する。
p. 8-4-3-30 図 8-4-3-7 河川・河川敷の生態系(相模川地域)における食物連鎖の模式図	(底生動物など) スジエビ、アメリカザリガニ、ヘビトンボ類、カゲロウ類	(底生動物など) スジエビ、アメリカザリガニ、ヘビトンボ類、カゲロウ類、トンボ類、トビケラ類
p. 8-4-3-35 ウ. 予測地域	なお、非常口(都市部、山岳部)は、図8-4-3-2に示した円の中心から半径100mの範囲を、変電施設は中心から半径150mの範囲を、車両基地は図8-4-3-2に図示した範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として、「第3章表3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、非常口(都市部、山岳部)は、「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径100mの範囲を、トンネル坑口は「環境影響評価関連図」に示した中心から半径100mの範囲を、変電施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径150mの範囲を設定した。
p. 8-4-3-36 ①ホンドタヌキのハビタット(生息・生育環境)の状況	これらのことから、樹林地を本種の繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の半径約310mの範囲内を生息可能性エリアとした。本種のハビタットへの影響を、表8-4-3-12に示す。	これらのことから、落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する竹林等を本種の繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の約310mの範囲内を生息可能性エリアとした。本種のハビタットへの直接的影響の程度を、表8-4-3-12に示す。

表 12-1(62) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-3-36 表 8-4-3-12 ホンドタヌキの推定ハビタットへの直接的影響の程度	(表タイトル) ○○の推定ハビタットへの影響(調査区域内) (表最上段) A. ハビタット面積 (ha) B. 改変の可能性がある面積 (ha)	(表タイトル) ○○の推定ハビタットへの <u>直接的影響の程度</u> (表最上段) A. <u>予測地域及びその周辺のハビタット面積 (ha)</u> B. 改変の可能性のある <u>範囲内のハビタット面積 (ha)</u>
p. 8-4-3-39 表 8-4-3-15 モズの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-42 表 8-4-3-18 バッタ類の推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-45 表 8-4-3-21 アズマモグラの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-48 表 8-4-3-24 ホンドタヌキの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-50 表 8-4-3-27 モズの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-52 表 8-4-3-30 トンボ類の推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-54 表 8-4-3-33 アズマモグラの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-56 表 8-4-3-36 フクロウの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-59 表 8-4-3-39 モズの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-62 表 8-4-3-42 ホンドアカネズミの推定ハビタットへの直接的影響の程度		
p. 8-4-3-65 表 8-4-3-45 ヤマアカガエルの推定ハビタットへの直接的影響の程度		

表 12-1(63) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-3-39 ②モズのハビタット (生息・生育環境) の 状況	以上のことから、落葉広葉樹林、果樹園を繁殖可能性エリアとし、周辺域を生息可能性エリアとした。	以上のことから、落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する果樹園等を繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の約 60m の範囲内を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-39 表 8-4-3-13 モズの ハビタット選好性	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林、果樹園等	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する果樹園等
p. 8-4-3-45 ④アズマモグラのハビタット (生息・生育環境) の状況	このことから、クヌギやコナラ林等の樹林とその周辺を繁殖可能性エリアとし、これに隣接する連続した地域は、既存の知見 ⁽⁵⁾ によると、行動圏は約 800 m ² (半径約 16m) としており、この範囲を生息可能性エリアとした。	このことから、落葉広葉樹林を繁殖可能性エリアとし、これに隣接する連続した地域は、既存の知見 ⁽⁵⁾ によると、行動圏は約 800 m ² (半径約 16m) としており、この範囲を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-45 表 8-4-3-19 アズマ モグラのハビタット 選好性	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林及びその周辺	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林
p. 8-4-3-48 ①ホンドタヌキのハビタット (生息・生育環境) の状況	これらのことから、樹林地を本種の繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の半径約 310m の範囲内を生息可能性エリアとした。	これらのことから、落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する竹林等を本種の繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の約 310m の範囲内を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-50 ②モズのハビタット (生息・生育環境) の 状況	以上のことから、落葉広葉樹林、果樹園を繁殖可能性エリアとし、周辺域を生息可能性エリアとした。	以上のことから、落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する果樹園等を繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の約 60m の範囲内を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-50 表 8-4-3-25 モズの ハビタット選好性	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林、果樹園等	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する果樹園等
p. 8-4-3-54 ④アズマモグラのハビタット (生息・生育環境) の状況	このことから、クヌギやコナラ林等の樹林とその周辺を繁殖可能性エリアとし、これに隣接する連続した地域は、既存の知見 ⁽⁹⁾ によると、行動圏は約 800 m ² (半径約 16m) としており、この範囲を生息可能性エリアとした。	このことから、落葉広葉樹林を繁殖可能性エリアとし、これに隣接する連続した地域は、既存の知見 ⁽⁹⁾ によると、行動圏は約 800 m ² (半径約 16m) としており、この範囲を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-54 表 8-4-3-31 アズマ モグラのハビタット 選好性	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林及びその周辺	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林
p. 8-4-3-56 ①フクロウのハビタット (生息・生育環境) の 状況	以上のことから、餌であるホンドアカネズミのハビタットであるクヌギ・コナラ林から 200m の範囲内に存在する樹林域を繁殖可能性エリアとし、繁殖エリア及びその周辺に存在する本種の主要な食物であるホンドアカネズミが生息するコナラ群落を生息可能性エリアとした。	以上のことから、餌であるホンドアカネズミのハビタットであるクヌギ・コナラ林から 200m 以内の範囲に存在するスギ・ヒノキ・サワラ植林、落葉広葉樹林を繁殖可能性エリアとし、繁殖エリア及びその周辺に存在する本種の主要な食物であるホンドアカネズミが生息するコナラ群落を生息可能性エリアとした。

表 12-1(64) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-3-59 ②モズのハビタット(生息・生育環境)の状況	以上のことから、落葉広葉樹林、果樹園を繁殖可能性エリアとし、周辺域を生息可能性エリアとした。	以上のことから、落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する果樹園等を繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の約60mの範囲内を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-59 表 8-4-3-37 モズのハビタット選好性	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林、果樹園等	(繁殖可能性エリア/備考) 落葉広葉樹林及び落葉広葉樹林に隣接する果樹園等
p. 8-4-3-62 ③ホンドアカネズミのハビタット(生息・生育環境)の状況	以上のことから、落葉広葉樹林(クヌギコナラ林)を繁殖可能性エリアとし、樹林地に隣接する市街地、水田、開放水域を除いた植生環境を生息可能性エリアとした。	以上のことから、落葉広葉樹林を繁殖可能性エリアとし、隣接する連続した地域の約100mを取り込んだ範囲を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-62 表 8-4-3-40 ホンドアカネズミのハビタット選好性	繁殖可能性エリア及び繁殖可能エリアから約100m以内の範囲内の、市街地、水田、解放水域を除く地域。	繁殖可能性エリア及び繁殖可能性エリアから約100mを取り込んだ範囲
p. 8-4-3-62 表 8-4-3-42 ホンドアカネズミの推定ハビタットへの直接的影響の程度	(生息可能性エリア) 上記繁殖可能性エリアから、移動範囲の結果を考慮し、市街地、水田、開放水域を除いた植生100mを取り込んだ範囲を生息可能性エリアとした。	(生息可能性エリア) 上記既存知見の結果を考慮し、繁殖可能性エリアから、約100mを取り込んだ範囲を生息可能性エリアとした。
p. 8-4-3-68～79 表 8-4-3-46(1)～(12)注目種の予測結果	(予測結果/鉄道施設の存在/ハビタットの縮小・消失) ・予測評価の対象とした地区においては、工事の実施による改変以外に新たな改変はなく、鉄道施設の存在による影響は生じない。	(予測結果/鉄道施設の存在/ハビタットの縮小・消失) ・予測評価の対象とした地区においては、「工事の実施」における改変以外に工事后に新たな改変はなく、「鉄道施設の存在」による新たな生息環境の変化も生じないため、「鉄道施設の存在」による影響は「工事の実施」に記載した影響を上回ることはない。
p. 8-4-3-76 表 8-4-3-46(9) 注目種の予測結果	(予測結果/工事の実施/ハビタットの質的变化) ・工事の実施に伴い、騒音、振動による忌避反応が見られる可能性がある。 ・騒音による隣接するハビタットの質的な変化が予想されるが、本種の主な活動時間は夜間であり、本種への影響はないものと予測される。 ・したがって、ハビタットは保全されると予測する。	(予測結果/工事の実施/ハビタットの質的变化) ・工事の実施に伴い、騒音、振動による忌避反応が見られる可能性がある。 ・騒音や振動により隣接するハビタットの質的な変化が予想されるが、現地調査でも周辺域で生息が確認されていることから、工事期間中は周辺の同質な環境において、新たな生息場所を見出せる。 ・本種の主な活動時間である夜間には影響のある工事を基本的に実施しないことから、本種への影響は小さいものと予測する。 ・したがって、ハビタットは保全されると予測する。

表 12-1(65) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-4-3-85 表 8-4-3-51(1) 環境保全措置の検討の状況	(緑化等による自然環境の確保/適否の理由) 改変された区域の一部を緑化等により修復を図ることで、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。 (資材運搬等の適正化/適否の理由) 車両の運行ルートや配車計画を適切に行うことにより動物全般への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	(林縁保護植栽等による自然環境の確保/適否の理由) 改変された区域の一部に林縁保護植栽等を図ることで、自然環境を確保できることから、環境保全措置として採用する。 (資材運搬等の適正化/適否の理由) <u>運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般の影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-3-86 表 8-4-3-51(2) 環境保全措置の検討の状況	(汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置/適否の理由) 汚濁水の発生が抑えられ、また排水の水温を下げることで、魚類等の生息環境及び水辺の植物等の生育環境への影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。	(汚濁処理設備及び仮設沈砂池の設置/適否の理由) 汚濁水の発生が抑えられ、また排水の水温を下げることで、魚類等の生息環境及び水辺の植物等の生育環境への影響を <u>低減</u> できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-4-3-88 表 8-4-3-52(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を緑化等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。	(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。
p. 8-4-3-89 表 8-4-3-52(9) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 動物全般への影響を回避、低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般の影響を低減できる。</u>
p. 8-4-3-94 イ. 評価結果 ア) 回避又は低減に係る評価	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種への影響の回避、低減を図っている。 一部の注目種については、生息環境が保全されない又は一部は保全されない可能性があると予測されたが、動物の生息環境の創出、新たな林縁環境の創出等の環境保全措置を実施することで、影響の回避、低減に努める。 なお、動物の生息環境の創出等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減されていると評価する。	計画路線は、計画段階において、大部分をトンネル構造にする等して、改変面積を極力小さくする計画とし、注目種への <u>環境影響</u> の回避、低減を図っている。 一部の注目種については、生息環境が保全されない又は一部は保全されない可能性があると予測されたが、動物の生息環境の創出、新たな林縁環境の創出等の環境保全措置を <u>確実に</u> 実施することで、 <u>注目種への環境影響</u> の回避、低減に努める。 なお、動物の生息環境の創出等は、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家等の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、環境への影響は回避又は低減されていると評価する。

表 12-1(66) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-5-1-8~14 図 8-5-1-2(1)~(7) 調査地点図	—	追記
p. 8-5-1-17 ウ) 予測地域	なお、換気施設等は、図 8-5-1-1 に示した円の中心から半径 100m の範囲を、車両基地は図 8-5-1-1 に図示した範囲に示した計画規模に応じた範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として「第 3 章 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、換気施設等は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。
p. 8-5-1-20~35 表 8-5-1-10(1)~(8) 主要な眺望景観の変化の予測結果 図 8-5-1-3(1)~(8) 主要な眺望景観の変化の予測結果 p. 8-5-1-36~43 表 8-5-1-11(1)~(4) 日常的な視点場からの景観の変化の予測結果 図 8-5-1-4(1)~(4) 日常的な視点場からの景観の変化の予測結果		
p. 8-5-1-45 イ. 評価結果 a)回避又は低減に係る評価	景観等への変化の程度はわずかであり、景観等の価値を大きく損なうものではないが、「改変区域をできる限り小さくすること」、「橋梁等の形状の配慮」、「鉄道施設（換気施設等）の視認性への配慮」の環境保全措置を実施することとした。事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。	景観等への変化の程度はわずかであり、景観等の価値を大きく損なうものではないが、「改変区域をできる限り小さくすること」、「橋梁等の形状の配慮」及び「鉄道施設（換気施設等）の視認性への配慮」の環境保全措置を確実に実施することにより鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設等）の存在による景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られているものと評価する。
p. 8-5-2-14 イ. 予測地域	なお、換気施設は、図 8-5-2-1 に示した円の中心から半径 100m の範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として「第 3 章 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、換気施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。

表 12-1(67) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-5-2-16 表 8-5-2-4 環境保全措置の検討の状況	(環境保全措置の検討結果) 工事施工ヤード及び工事用道路は適切な配置計画とし、改変ができる限り小さくすることで、利用性への影響を緩和する効果があることから、環境保全措置として採用する。	(環境保全措置の検討結果) <u>工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすること</u> で、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用道路のルート及び仕様を計画していくことで利用性への影響を緩和することができるから、環境保全措置として採用する。
p. 8-5-2-18 表 8-5-2-5(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事施工ヤード及び工事用道路は適切な配置計画とし、改変ができる限り小さくすることで、利用性への影響を緩和することができる。	(環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすること</u> で、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用道路のルート及び仕様を計画していくことで利用性への影響を緩和することができる。
p. 8-5-2-18 イ. 評価結果 a)回避又は低減に係る評価	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路の設置）に係る環境保全措置としては、工事施工ヤード外への工事用車両の進入禁止、散策路ルート機能の確保、市民及び利用者への工事情報等の適切な周知、工事施工ヤード及び工事用道路をできる限り小さくすることを実施することにより、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴う利用性への影響を緩和することができる。また、工事中、仮設物の形式、色合いの検討を行うことにより快適性への影響を緩和することができる。これらの環境保全措置は十分効果を期待できる。したがって、工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路の設置）による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているものと評価する。	本事業では、工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路の設置）に係る <u>主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響について</u> 、「工事施工ヤード外への工事用車両の進入禁止」、「散策路ルート機能の確保」、「市民及び利用者への工事情報等の適切な周知」、「工事施工ヤード及び工事用道路をできる限り小さくすること」の環境保全措置を確実に実施することにより、利用性への影響を緩和することができる。また、工事中、「仮設物の形式、色合いの検討」の環境保全措置を確実に実施することにより快適性への影響を緩和することができるから、工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路の設置）による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られているものと評価する。
p. 8-5-2-19 ウ)予測地域	なお、換気施設は、図 8-5-2-1 に示した円の中心から半径 100m の範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。	改変の可能性のある範囲として「第3章 表 3-4-2-1」に示す範囲を設定した。なお、換気施設は「環境影響評価関連図」に示した円の中心から半径 100m の範囲を、改変の可能性のある範囲として設定した。

表 12-1(68) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-5-2-25 イ. 評価結果 a)回避又は低減に係る評価	<p>鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在に係る環境保全措置としては、計画段階から鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の設置位置、構造形式を配慮することにより、改変による利用性への影響を回避又は緩和することができる。</p> <p>鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在に係る環境保全措置は、計画段階から鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の改変区域をできる限り小さくするよう検討することにより、公園施設及び樹木の改変、利用性への影響を緩和することができる。また、風致地区における鉄道施設の視認性への配慮、鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮を行うことにより、快適性への影響を緩和することができる。これらの環境保全措置は、十分効果を期待できる。</p> <p>したがって、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場へ及ぼす影響は、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、計画段階から「鉄道施設の設置位置、構造への配慮」、「鉄道施設の改変区域をできる限り小さくすること」の環境保全措置を確実に実施することにより、公園施設及び樹木の改変、利用性への影響を緩和することができる。また、「風致地区における鉄道施設の視認性への配慮」、「鉄道施設の周辺景観への形状等、調和の配慮」の環境保全措置を確実に実施することにより、快適性への影響を緩和することができることから、鉄道施設（嵩上式、車両基地、換気施設）の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られているものと評価する。</p>
p.8-6-1-1 e)予測結果	また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。	また、当該副産物の処理、処分は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号、最終改正：平成23年8月30日法律第105号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。
p.8-6-1-2 表 8-6-1-1 予測結果	<p>—</p> <p>—</p>	<p>(主な副産物の種類) 建設発生木材</p> <p>(発生量) 49,000t</p> <p>(注釈) 注2. 建設発生木材は、コンクリート工事等の型枠に用いる木材と事業実施区域内の造成等による森林伐採によって発生する木材を合算した量である。</p>

表 12-1(69) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-6-1-2 表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況	(建設汚泥の脱水処理/適否の理由) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(建設汚泥の脱水処理/適否の理由) <u>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-6-1-3 表 8-6-1-3(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>
p. 8-6-1-4 b)評価結果	切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表 8-6-1-1 に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正な処理、処分を徹底する。基準不適合土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-3 土壤汚染」参照）。	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別・再資源化」の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 24 年 8 月 1 日法律第 53 号）等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号）等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-3 土壤汚染」参照）。
	したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	このことから、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物による環境影響が低減されていると評価する。

表 12-1(70) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-6-1-4 表 8-6-1-4 本事業における減量化、再資源化等の目標	—	(主な副産物の種類) 建設発生木材 (減量化、再資源化等の目標) 95%以上 (再資源化、縮減率)
	(注釈) 注 1. 各品目の目標値の定義は以下に示す。 〈有効利用率〉 ・建設発生土：(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量)／土砂利用量 ただし利用量には現場内完結利用を含む 現場内利用量を含む。 〈再資源化・縮減率〉 ・建設汚泥：(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)／発生量 〈再資源化率〉 ・アスファルト・コンクリート塊・コンクリート塊：(再使用量+再生利用量)／発生量	(注釈) 注 1. 各品目の目標値の定義は以下に示す。 〈有効利用率〉 ・建設発生土：(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量)／土砂利用量 ただし利用量には現場内完結利用を含む 現場内利用量を含む。 〈再資源化・縮減率〉 ・建設汚泥：(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量)／発生量 ・建設発生木材：(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量)／発生量 〈再資源化率〉 ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：(再使用量+再生利用量)／発生量 ・建設発生木材：(再使用量+再生利用量+熱回収量)／発生量
	—	(注釈) 注 3. 建設発生木材（伐採木や型枠等の木くず）は、一般的な建設工事において、一部は丸太等の建設資材として活用されている。それ以外は木材チップ化され、法面緑化基盤材として現場内利用、バイオマス発電の燃料や堆肥材として一定量が再資源化されている。
p. 8-6-1-5 b) 予測の基本的な手法	—	都市トンネルはシールド工法を用いるが、施工性や地質条件等も踏まえた上で、シールド工法の中でも建設汚泥の発生量が比較的少ない泥水式を想定した。一方、相模原市域でシールド工法を適用する範囲の内、地下水位が低く礫層主体の相模川までの区域において、土質に対して広い適応性がある土圧式を想定した。
p. 8-6-1-5 e) 予測結果	また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。	また、当該副産物の処理、処分は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。

表 12-1(71) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-6-1-5 e) 予測結果 表 8-6-1-5 予測結果	—	(主な副産物の種類) 建設発生木材 (発生量) 7,000t
	—	(注釈) 注 2. 建設発生木材は、コンクリート工事等の型枠に用いる木材と事業実施区域内の造成等による森林伐採によって発生する木材を合算した量である。
p. 8-6-1-6 表 8-6-1-6 環境保全措置の検討の状況	(建設汚泥の脱水処理/適否の理由) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(建設汚泥の脱水処理/適否の理由) <u>真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレント工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-6-1-7 表 8-6-1-7(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレント工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>
p. 8-6-1-8 b) 評価結果	トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表 8-6-1-5 に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。基準不適合土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する(「8-3-3 土壤汚染」参照)。 したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別・再資源化」の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壤が発見された場合には、土壤汚染対策法等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する(「8-3-3 土壤汚染」参照)。 このことから、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物による環境影響が低減されていると評価する。

表 12-1(72) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-6-1-9 か)予測結果	また、当該廃棄物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。	また、当該廃棄物の処理、処分は、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。</u>
p. 8-6-1-10 表 8-6-1-9 環境保全措置の検討の状況	(廃棄物の処理・処分の円滑化/適否の理由) 廃棄物保管場所の設置を適切に行い、廃棄物の処理・処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅、車両基地)の供用による廃棄物の発生量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(廃棄物の処理、処分の円滑化/適否の理由) <u>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの位置、色彩または形状の工夫等で区別しやすくし、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-6-1-11 表 8-6-1-10(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 廃棄物保管場所の適切な配置による廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅、車両基地)の供用による廃棄物の発生量を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの位置、色彩または形状の工夫等で区別しやすくし、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できる。</u>
p. 8-6-1-11 イ)評価結果	鉄道施設(駅、車両基地)の供用による廃棄物の発生量は、表 8-6-1-8 に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。 したがって、事業者により実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	本事業では、 <u>鉄道施設(駅、車両基地)の供用による廃棄物が発生するものの、「廃棄物の分別・再資源化」及び「廃棄物の処理、処分の円滑化」の環境保全措置を確実に実施する。</u> なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。 <u>このことから、鉄道施設(駅、車両基地)の供用に係る廃棄物による環境影響が低減されていると評価する。</u>
p. 8-6-2-5 表 8-6-2-4 環境保全措置の検討の状況	(高効率の建設機械の選定/適否の理由) 高効率の建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。	(低炭素型建設機械の選定/適否の理由) <u>低炭素型建設機械(例えは油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減)</u> の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。
	(工事規模に合わせた建設機械の選定/適否の理由) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(工事規模に合わせた建設機械の選定/適否の理由) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>

表 12-1(73) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-6-2-5 表 8-6-2-4 環境保全措置の検討の状況	(建設機械の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(建設機械の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/適否の理由) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-6-2-5 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る温室効果ガスによる環境影響を低減させるため、環境保全措置として「高効率の建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」及び「鉄道貨物を活用した発生土の運搬」を実施する。	本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る温室効果ガスによる環境影響を低減させるため、環境保全措置として <u>「低炭素型建設機械の選定」</u> 、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」及び「鉄道貨物を活用した発生土の運搬」を実施する。
p. 8-6-2-5 表 8-6-2-5(1) 環境保全措置の内容	(実施内容/種類・方法) 高効率の建設機械の選定 (環境保全措置の効果) 高効率の建設機械の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(実施内容/種類・方法) <u>低炭素型建設機械の選定</u> (環境保全措置の効果) <u>低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5(5) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>

表 12-1(74) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 8-6-2-7 イ)評価結果	工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による温室効果ガス排出量は表 8-6-2-3 に示すとおりであり、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、神奈川県における1年間あたりの温室効果ガス 74,050,000 tCO ₂ ⁽¹⁾ と比較すると 0.06%程度である。 また本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表 8-6-2-5 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、神奈川県における1年間あたりの温室効果ガス 74,050,000 tCO ₂ ⁽¹⁾ と比較すると 0.06%程度であり、「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」及び「鉄道貨物を活用した発生土の運搬」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。
p. 8-6-2-10 表 8-6-2-10 環境保全措置の検討の状況	(省エネルギー型製品の導入/適否の理由) 省エネルギー型製品の導入による温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(省エネルギー型製品の導入/適否の理由) 省エネルギー型製品(例えば、空調設備、高効率電動機、LED 照明)の導入により温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
	(設備機器の点検・整備による性能維持/適否の理由) 適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	(設備機器の点検・整備による性能維持/適否の理由) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
p. 8-6-2-10 表 8-6-2-11(1) 環境保全措置の内容	(保全措置の効果) 省エネルギー型製品の導入により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(保全措置の効果) 省エネルギー型製品(例えば、空調設備、高効率電動機、LED 照明)の導入により、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p. 8-6-2-11 表 8-6-2-11(3) 環境保全措置の内容	(保全措置の効果) 適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(保全措置の効果) 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p. 8-6-2-12 イ)評価結果	鉄道施設(駅、車両基地、換気施設)の供用による温室効果ガス排出量は表 8-6-2-9 に示すとおりであり、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、神奈川県における1年間あたりの温室効果ガス 74,050,000tCO ₂ ⁽¹⁾ と比較すると 0.16%程度である。 また本事業では、鉄道施設(駅、車両基地、換気施設)の供用における温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表 8-6-2-11 に示した環境保全措置を実施することから、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設(駅、車両基地、換気施設)の供用による温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、神奈川県における1年間あたりの温室効果ガス 74,050,000tCO ₂ ⁽¹⁾ と比較すると 0.16%程度であり、「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」、「設備機器の点検・整備による性能維持」及び「鉄道施設(車両基地)の緑化・植栽」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスによる環境影響が回避又は低減されていると評価する。

表 12-1(75) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-2 表 9-1-1(1) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果	(排出ガス対策型建設機械の採用/環境保全措置の効果) 排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(排出ガス対策型建設機械の採用/環境保全措置の効果) 排出ガス対策型建設機械を使用する。 <u>また必要に応じて周辺環境への影響を考慮し、</u> <u>出来る限り二次対策型又は三次対策型の機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
p.9-3 表 9-1-1(2) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(建設機械の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「揮発性有機化合物の排出抑制」を追記
p.9-4 表 9-1-1(3) 大気環境（大気質）に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記
	(貨物列車による発生土の運搬/環境保全措置の効果) 発生土を貨物列車により運搬することで、工事用車両台数を低減し、車両の運行による交通流への影響を低減できる。	(貨物列車による発生土の運搬/環境保全措置の効果) 発生土を貨物列車により運搬することで、工事用車両台数を低減し、車両の運行による <u>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
—	環境保全措置として「VOC の排出抑制」を追記	

表 12-1(76) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-5 表 9-1-1(4) 大気環境(大気質)に関する環境保全措置の検討結果	(排出ガス処理施設の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、排出ガス処理施設を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(排出ガス処理施設の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、排出ガス処理施設を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。</u>
p.9-6 表 9-1-1(5) 大気環境(大気質)に関する環境保全措置の検討結果	(仮囲いの設置/環境保全措置の効果) 仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	(仮囲いの設置/環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。</u>
p.9-8 表 9-1-2(1) 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果) 遮音による低減効果が見込まれる。	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p.9-9 表 9-1-2(2) 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記

表 12-1(77) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-10 表 9-1-2(3) 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果	(換気施設の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(換気施設の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>換気設備の異常な騒音、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、換気施設の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	(防音壁、防音防災フードの設置/環境保全措置の効果) 防音壁、防音防災フードを設置することにより、騒音を低減できる。	(防音壁、防音防災フードの設置/環境保全措置の効果) <u>騒音対策が必要な区間へ防音壁、防音防災フードを設置することにより、騒音を低減できる。</u>
p. 9-11 表 9-1-2(4) 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果	(防音防災フードの目地の維持管理の徹底/環境保全措置の効果) 防音防災フードの目地の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(防音防災フードの目地の維持管理の徹底/環境保全措置の効果) <u>防音防災フード間目地の取り付けボルトの緩みや目地材の腐食の有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めや目地材の交換を行うことにより、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	(桁間の目地の維持管理の徹底/環境保全措置の効果) 桁間の目地の適切な点検・整備を行い、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(桁間の目地の維持管理の徹底/環境保全措置の効果) <u>桁間目地の目地材の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、目地材の交換等を行うことにより、その性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	(沿線の土地利用対策/環境保全措置の効果) 新幹線計画と整合した公共施設(道路、公園、緑地等)を配置する等の土地利用対策を推進することで、距離減衰により住居等における騒音を低減できる。	(沿線の土地利用対策/環境保全措置の効果) <u>新幹線計画と整合した公共施設(道路、公園、緑地等)を配置する等の土地利用対策を推進することで、鉄道施設との距離を確保することにより住居等における騒音を低減できる。</u>
p. 9-12 表 9-1-3(1) 大気環境(振動)に関する環境保全措置の検討結果	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置、稼働を避けることで、振動の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できる。</u>
	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>

表 12-1(78) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-13 表 9-1-3(2) 大気環境(振動)に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 9-14 表 9-1-3(3) 大気環境(振動)に関する環境保全措置の検討結果	(防振装置の設置/環境保全措置の効果) 換気施設内に防振ゴムを設置する等の防振対策を施すことにより、振動を低減できる。	(防振装置の設置/環境保全措置の効果) <u>換気施設内に防振ゴム等の防振装置を設置することにより、振動を低減できる。</u>
	(換気施設の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(換気施設の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>換気設備の異常な振動、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、換気施設の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
	(桁支承部の維持管理の徹底/環境保全措置の効果) 桁支承部の適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。	(桁支承部の維持管理の徹底/環境保全措置の効果) <u>桁支承の腐食や亀裂の有無、取り付け状況の確認、支承取り付け部分のコンクリートのひび割れの有無等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、支承や取り付け部分のコンクリートの補修等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。</u>
	(ガイドウェイの維持管理の徹底/環境保全措置の効果) ガイドウェイの適切な点検・整備を行い、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。	(ガイドウェイの維持管理の徹底/環境保全措置の効果) <u>ガイドウェイの取り付けボルトの緩みや取り付け状況の確認、ガイドウェイコンクリートのひび割れ、欠け等の検査を行い、検査結果をもとに必要に応じて、取り付けボルトの増締めやガイドウェイの補修、交換等を行うことにより、その性能を維持管理することで、振動の発生を低減できる。</u>

表 12-1(79) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-15 表 9-1-4(1) 大気環境(微気圧波)に関する環境保全措置の検討結果	(緩衝工の設置/環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に適切に緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。	(緩衝工の設置/環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所であるトンネル及び防音防災フードの出入口に、周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の緩衝工を設置することにより、微気圧波を低減できる。
	(緩衝工の維持管理/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により緩衝工の性能を維持することで、微気圧波を低減できる。	(緩衝工の維持管理/環境保全措置の効果) 緩衝工の性能を維持するため、開口部の飛来物等による閉塞の有無、開口部の腐食の有無等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、飛来物の撤去や開口部の補修等を行うことで、微気圧波を低減できる。
p. 9-16 表 9-1-4(2) 大気環境(微気圧波)に関する環境保全措置の検討結果	(多孔板の設置/環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所である非常口(都市部、山岳部)及び地下駅に適切に多孔板を設置することにより、微気圧波を低減できる。	(多孔板の設置/環境保全措置の効果) 微気圧波対策が必要な箇所である非常口(都市部、山岳部)及び地下駅に、周辺の住居分布等に留意し、基準値を満足できる延長の多孔板を設置することにより、微気圧波を低減できる。
	(多孔板の維持管理/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により多孔板の性能を維持することで、微気圧波を低減できる。	(多孔板の維持管理/環境保全措置の効果) 多孔板の性能を維持するため、目詰まりの有無、多孔板の腐食の有無、取り付けボルトの緩み等の検査を行い、その結果をもとに必要に応じて、目詰まりの除去や多孔板の交換、取り付けボルトの増締め等を行うことで、微気圧波を低減できる。
p. 9-17 表 9-1-5 大気環境(低周波音)に関する環境保全措置の検討結果	(換気施設の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により換気施設の性能を維持することで、低周波音の発生を低減できる。	(換気施設の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 換気設備の異常な騒音や振動、ケーシング内の異物の混入の有無、据付ボルトの緩み、消音設備の腐食の有無や目詰まり状況の異常等の検査に加え、定期的に分解検査を行い、換気設備内部の粉塵の堆積、腐食の進行等の検査を行うことにより、低周波音の発生を低減できる。
p. 9-18 表 9-2-1(1) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させることで、公共用水域への影響を低減できる。

表 12-1(80) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-19 表 9-2-1(2) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-20 表 9-2-1(3) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) <u>工事により発生する濁水は、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</u>
	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) <u>工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</u>
p. 9-21 表 9-2-1(4) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) <u>工事により発生する濁水は必要に応じ、発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</u>
	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>

表 12-1(81) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-22 表 9-2-1(5) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水は中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水、 <u>自然由来の重金属に汚染された排水、酸性化排水は、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理等をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</u>
p. 9-23 表 9-2-1(6) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。 (下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u> (下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-24 表 9-2-1(7) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水、自然由来の重金属汚染排水、酸性化排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できる。 (処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。 (下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生するアルカリ排水、自然由来の重金属に汚染された排水、酸性化排水は、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るために処理等をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。 (処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u> (下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-25 表 9-2-1(8) 水環境 (水質)に関する環境保全措置の検討結果	(鉄道施設からの排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 鉄道施設（車両基地）から排出する水は必要に応じて処理等の対策により、法令等に基づく排水基準に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。 (処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、排水の適正処理を徹底することができる。	(鉄道施設からの排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 鉄道施設（車両基地）から排出する水は、 <u>発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBOD、全窒素及び全燐を低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。</u> (処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>

表 12-1(82) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-26 表 9-2-2 水環境(水底の底質)に関する環境保全措置の検討結果	(河川内工事における工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて適切に処理したうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できる。	(河川内工事における工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 河川内工事において工事により排出する水は、必要に応じて <u>水質の改善を図るための処理</u> をしたうえで排水することで、水底の底質への影響を低減できる。
p. 9-29 表 9-2-4(1) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により発生する濁水は必要に応じて <u>沈殿・濾過・中和等の対策</u> により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>水質の改善を図るための処理</u> をしたうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できる。
	(処理装置の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底する</u> ことができる。
p. 9-30 表 9-2-4(2) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により排出する濁水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理した上で排出することで、公共用水域への影響を低減できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 工事により排出する濁水は必要に応じて <u>沈殿・濾過・中和等の対策</u> により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、 <u>水質の改善を図るための処理</u> をしたうえで排出することで、公共用水域への影響を低減できる。
p. 9-31 表 9-2-4(3) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果	(処理装置の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底する</u> ことができる。
	(適切な構造及び工法の採用/環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を検討し採用することにより影響を低減できる。	(適切な構造及び工法の採用/環境保全措置の効果) 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、 <u>覆工コンクリート、防水シートの設置等</u> を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、影響を低減できる。

表 12-1(83) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-34 表 9-3-1(1) 土壤環境(重要な地形及び地質への影響)に関する環境保全措置の検討結果	(地形の改変区域をできる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画/環境保全措置の効果) 工事施工ヤードの及び工事用道路の設置に際し、地形の改変をできる限り小さくする計画とすることで、重要な地形及び地質への影響を回避又は低減できる。	(地形の改変区域をできる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤードの計画において、現地の地形や周辺構造物、建設機械の動線等を勘案して、できる限りコンパクトな建設機械や設備等を用いるとともに、ヤードの重層化や構造物のプレキャスト化等、必要とするヤード面積を抑える工法を検討する。工事用道路の計画においても、計画地に応じて工事用車両の進入路を桟橋構造とする等、地形の改変区域をできる限り小さくする計画とすることで、重要な地形及び地質への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-36 表 9-3-2(1) 土壤環境(地盤沈下)に関する環境保全措置の検討結果	—	環境保全措置として「地質の状況等に応じた山留め工法等の採用」を追記
	—	環境保全措置として「山留め材及び周辺地盤の計測管理」を追記
p. 9-37 表 9-3-2(2) 土壤環境(地盤沈下)に関する環境保全措置の検討結果	—	環境保全措置として「地質の状況等に応じた山留め工法等の採用」を追記
	—	環境保全措置として「山留め材及び周辺地盤の計測管理」を追記
p. 9-38 表 9-3-2(1) 土壤環境(土壤汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理/環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	(有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理/環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき <u>対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。</u>
	(仮置場における発生土の適切な管理/環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流れを防止し土壤汚染を回避できる。	(仮置場における発生土の適切な管理/環境保全措置の効果) <u>発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。</u>

表 12-1(84) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-38 表 9-3-2(1) 土壤環境（土壤汚染）に関する環境保全措置の検討結果	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 処理施設により工事排水を適切に処理することで、土壤汚染を回避できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) <u>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水すること</u> で、土壤汚染を回避できる。
	—	環境保全措置として「発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底」を追記
p. 9-39 表 9-3-3(2) 土壤環境（土壤汚染）に関する環境保全措置の検討結果	(発生土に含まれる重金属等の定期的な調査/環境保全措置の効果) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	(発生土に含まれる重金属等の定期的な調査/環境保全措置の効果) 発生土に含まれる重金属等の有無を定期的に確認し、指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれのある発生土は、選別して <u>対象物質の種類や含有状況等に合わせた現場管理を行うとともに、関連法令等に基づき処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。</u>
	(仮置場における発生土の適切な管理/環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等、発生土を適切に管理することで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流出を防止し、土壤汚染を回避できる。	(仮置場における発生土の適切な管理/環境保全措置の効果) 発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流れを防止し、土壤汚染を回避できる。
	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 処理施設により工事排水を適切に処理することで、土壤汚染を回避できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) <u>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水すること</u> で、土壤汚染を回避できる。
	—	環境保全措置として「発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底」を追記
p. 9-43 表 9-3-6(1) その他（文化財）に関する環境保全措置の検討結果	(適切な構造及び工法の検討・採用/環境保全措置の効果) 適切な構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。	(適切な構造及び工法の検討・採用/環境保全措置の効果) <u>必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。</u>

表 12-1(85) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-44 表 9-3-6(2) その他 (文化財)に関する環境保全措置の検討結果	(試掘・確認調査及び発掘調査の実施/環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により記録保存のための発掘調査を実施する。これらにより、影響を回避又は低減できる。	(試掘・確認調査及び発掘調査の実施/環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより、文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる。
	(遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処/環境保全措置の効果) 法令に基づき、必要な届出を実施し、適切に対処することで埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。	(遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処/環境保全措置の効果) 法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときには、その旨を教育委員会へ届出をし、その後の取扱いは関係機関と協議を行い対処する。これらにより、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。
p. 9-46 表 9-3-8 その他(安全(危険物))に関する環境保全措置の検討結果	(維持管理の適切な実施/環境保全措置の効果) 危険物等を取扱う設備の維持管理を適切に実施することで、災害予防の効果が見込まれる。	(維持管理の適切な実施/環境保全措置の効果) 危険物等を取扱う設備を法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により維持管理することで、災害予防の効果が見込まれる。
p. 9-57 表 9-4-1(7) 動物に関する環境保全措置の検討結果	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) 動物全般への影響を低減できる。	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) 運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般の影響を低減できる。
p. 9-60 表 9-4-2(2) 植物に関する環境保全措置の検討結果	(緑化等による自然環境の確保/環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を緑化等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。	(林縁保護植栽等による自然環境の確保/環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。
p. 9-66 表 9-4-3(4) 生態系に関する環境保全措置の検討結果	(緑化等による自然環境の確保/環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を緑化等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。	(林縁保護植栽等による自然環境の確保/環境保全措置の効果) 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により修復を図ることで、自然環境を確保できる。
p. 9-71 表 9-4-3(9) 生態系に関する環境保全措置の検討結果	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) 動物全般への影響を低減できる。	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) 運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般の影響を低減できる。

表 12-1(86) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-75 表 9-5-2(2) 人と自然との触れ合い(人と自然との触れ合いの活動の場)に関する環境保全措置の検討結果	(工事施工ヤード及び工事用道路をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 工事施工ヤード及び工事用道路は適切な配置計画とし、改変ができる限り小さくすることで、利用性への影響を緩和することができる。	(工事施工ヤード及び工事用道路をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすることで、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用道路のルート及び仕様を計画していくことで利用性への影響を緩和することができる。</u>
p.9-77 表 9-6-1(1) 環境への負荷(廃棄物等)に関する環境保全措置の検討結果	(建設発生土の再利用/環境保全措置の効果) 事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(建設発生土の再利用/環境保全措置の効果) <u>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>
	(建設汚泥の脱水処理/環境保全措置の効果) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(建設汚泥の脱水処理/環境保全措置の効果) <u>真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレント工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>
p.9-78 表 9-6-1(2) 環境への負荷(廃棄物等)に関する環境保全措置の検討結果	(建設発生土の再利用/環境保全措置の効果) 事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(建設発生土の再利用/環境保全措置の効果) <u>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>
	(建設汚泥の脱水処理/環境保全措置の効果) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(建設汚泥の脱水処理/環境保全措置の効果) <u>真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレント工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>

表 12-1(87) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-79 表 9-6-1(3) 環境への負荷(廃棄物等)に関する環境保全措置の検討結果	(廃棄物の処理、処分の円滑化/環境保全措置の効果) 廃棄物保管場所の適切な配置による廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、鉄道施設(駅、車両基地)の供用による廃棄物の発生量を低減できる。	(廃棄物の処理、処分の円滑化/環境保全措置の効果) <u>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とともに、仕切りの位置、色彩または形状の工夫等で区別しやすくし、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別・再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できる。</u>
p. 9-80 表 9-6-2(1) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(高効率の建設機械の選定/環境保全措置の効果) 高効率の建設機械の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(低炭素型建設機械の選定/環境保全措置の効果) <u>低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減)</u> の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	(工事規模に合わせた建設機械の選定/環境保全措置の効果) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の選定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画</u> することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持</u> することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p. 9-81 表 9-6-2(2) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持</u> することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
	(省エネルギー型製品の導入/環境保全措置の効果) 省エネルギー型製品の導入により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(省エネルギー型製品の導入/環境保全措置の効果) <u>省エネルギー型製品(例えば、空調設備、高効率電動機、LED 照明)</u> の導入により、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p. 9-82 表 9-6-2(3) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(設備機器の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により設備機器の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(設備機器の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により設備機器の性能を維持</u> することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。

表 12-1(88) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-83 表 9-7-1(1) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(排出ガス対策型建設機械の採用/環境保全措置の効果) 排出ガス対策型建設機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(排出ガス対策型建設機械の採用/環境保全措置の効果) 排出ガス対策型建設機械を使用する。 <u>また必要に応じて周辺環境への影響を考慮し、出来る限り二次対策型又は三次対策型の機械を使用することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
p. 9-84 表 9-7-1(2) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(建設機械の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(建設機械の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、建設機械の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「揮発性有機化合物の排出抑制」を追加
p. 9-85 表 9-7-1(3) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記
	(貨物列車による発生土の運搬/環境保全措置の効果) 発生土を貨物列車により運搬することで、工事用車両台数を低減し、車両の運行による交通流への影響を低減できる。	(貨物列車による発生土の運搬/環境保全措置の効果) 発生土を貨物列車により運搬することで、工事用車両台数を低減し、車両の運行による <u>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生</u> を低減できる。
	—	環境保全措置として「VOC の排出抑制」を追加
p. 9-86 表 9-7-1(4) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、粉じん等の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、粉じん等の発生を低減できる。</u>
	(仮囲いの設置/環境保全措置の効果) 仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。	(仮囲いの設置/環境保全措置の効果) 住居等周辺環境を考慮した仮囲いの高さの検討を行ったうえで仮囲いを設置することで、粉じん等の拡散を低減できる。

表 12-1(89) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-88 表 9-7-1(6) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【騒音】	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果) 遮音による低減効果が見込まれる。	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策/環境保全措置の効果) <u>住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置・稼働を避けることで、騒音の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
p. 9-89 表 9-7-1(7) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【騒音】	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記
p. 9-90 表 9-7-1(8) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置結果【振動】	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) 適切な機械の設定により必要以上の建設機械の配置、稼働を避けることで、振動の発生を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の設定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、振動の発生を低減できる。</u>
	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
p. 9-91 表 9-7-1(9) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置【振動】	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。</u>
	—	環境保全措置として「環境負荷低減を意識した運転の徹底」を追記

表 12-1(90) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-92 表 9-7-1(10) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【水質】	—	環境保全措置として「工事排水の適切な処理」を追記
	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	(処理設備の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 処理設備を設置する場合は、 <u>点検・整備を確実に行い、性能を維持することにより、工事排水の処理を徹底することができる。</u>
	(下水道への排水/環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(下水道への排水/環境保全措置の効果) <u>下水道の利用が可能な地域では、必要に応じて処理を行い、下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-93 表 9-7-1(11) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【重要な地形及び地質】	(地形の改変区域ができる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画/環境保全措置の効果) 工事施工ヤード及び工事用道路の設置に際し、地形の改変ができる限り小さくする計画とすることで、重要な地形及び地質への影響を回避又は低減できる。	(地形の改変区域ができる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤードの計画において、現地の地形や周辺構造物、建設機械の動線等を勘案して、できる限りコンパクトな建設機械や設備等を用いるとともに、ヤードの重層化や構造物のプレキャスト化等、必要とするヤード面積を抑える工法を検討する。工事用道路の計画においても、計画地に応じて工事用車両の進入路を棧橋構造とする等、地形の改変区域ができる限り小さくする計画とすることで、重要な地形及び地質への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-94 表 9-7-1(12) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【土壤汚染】	(有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理/環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無や汚染状況等を確認する。汚染土壤が明らかとなった際には、関連法令等に基づき適切に処理、処分することで、土壤汚染を回避できる。	(有害物質の有無の確認と汚染土壤の適切な処理/環境保全措置の効果) 汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合は、有害物質の有無を確認する。土壤汚染が明らかとなった際には、関連法令等に基づき <u>対象物質の種類や含有状況等に合わせた処理、処分を行うことで、土壤汚染を回避できる。</u>
	(発生土の適切な管理/環境保全措置の効果) 発生土を適切に管理することで、重金属等の拡散を回避できる。	(仮置場における発生土の適切な管理/環境保全措置の効果) <u>発生土の仮置き場にシート覆いを設置する等の管理を行うことで、重金属等の有無を確認するまでの間の雨水等による重金属等の流れを防止し、土壤汚染を回避できる。</u>

表 12-1(91) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-94 表 9-7-1(12) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【土壤汚染】	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) 処理設備により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。	(工事排水の適切な処理/環境保全措置の効果) <u>工事排水について、処理施設により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壤汚染を回避できる。</u>
p. 9-95 表 9-7-1(13) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【文化財】	(適切な構造及び工法の検討・採用/環境保全措置の効果) 適切な構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。	(適切な構造及び工法の検討・採用/環境保全措置の効果) <u>必要な範囲で地上への仮設物の設置や橋脚の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を検討し、採用することで、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。</u>
	(試掘・確認調査及び発掘調査の実施/環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係箇所との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により記録保存のための発掘調査を実施する。これらにより、影響を回避又は低減できる。	(試掘・確認調査及び発掘調査の実施/環境保全措置の効果) 事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により <u>文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する</u> 。これらにより、 <u>文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できる</u> 。
	(遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処/環境保全措置の効果) 法令に基づき、必要な届出を実施し、適切に対処することで埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。	(遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議・対処/環境保全措置の効果) 法令に基づき、 <u>調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときには、その旨を教育委員会へ届出をし、その後の取扱いは関係機関と協議を行い対処する</u> 。これらにより、埋蔵文化財への影響を回避又は低減できる。
p. 9-100 表 9-7-1(18) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【動物】	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) 動物全般への影響を低減できる。	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) <u>運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般の影響を低減できる。</u>
p. 9-105 表 9-7-1(23) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【生態系】	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) 動物全般への影響を低減できる。	(資材運搬等の適正化/環境保全措置の効果) <u>運行ルートを自然環境保全地域など動物の重要な生息地を出来る限り回避するよう設定し、配車計画を運行ルートに応じた車両の台数や速度、運転方法などに留意して計画することにより動物全般の影響を低減できる。</u>

表 12-1(92) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-108 表 9-7-1(26) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【人と自然との触れ合いの活動の場】	(工事施工ヤード及び工事用道路をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) 工事施工ヤード及び工事用道路は適切な配置計画とし、改変ができる限り小さくすることで、利用性への影響を緩和することができる。	(工事施工ヤード及び工事用道路をできる限り小さくすること/環境保全措置の効果) <u>工事施工ヤードにおいて、工事の規模に適した規格の設備や建設機械を使用すること及びその設備等の配置を効率的にすることで、施工ヤードの設置による改変が小さくなるよう計画する。また、人と自然との触れ合いの活動の場の機能を把握したうえで、利用性への影響を小さくするような工事用道路のルート及び仕様を計画していくことで利用性への影響を緩和することができる。</u>
p. 9-109 表 9-7-1(27) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【廃棄物等】	(建設発生土の再利用/環境保全措置の効果) 事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。 (建設汚泥の脱水処理/環境保全措置の効果) 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	(建設発生土の再利用/環境保全措置の効果) <u>建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める等、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u> (建設汚泥の脱水処理/環境保全措置の効果) <u>真空脱水(ベルトフィルタ)、遠心脱水(スクリューデカンタ)、加圧脱水(フィルタープレス)、並びに加圧絞り脱水(ロールプレス、ベルトプレス)等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法等の強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。</u>
p. 9-109 表 9-7-1(28) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】	(高効率の建設機械の選定/環境保全措置の効果) 高効率の建設機械の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(低炭素型建設機械の選定/環境保全措置の効果) <u>低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減)の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
	(工事規模に合わせた建設機械の選定/環境保全措置の効果) 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置及び稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(工事規模に合わせた建設機械の選定/環境保全措置の効果) <u>工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(建設機械の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>

表 12-1(93) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 9-111 表 9-7-1(29) 環境への負荷(発生土置き場等)に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	(資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持/環境保全措置の効果) <u>法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。</u>
p. 10-1-2 表 10-1-1(1) 事後調査の概要	—	追記
p. 10-2-1 10-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査	—	追記
p. 11-1 11 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。	環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。 <u>なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。</u>
p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 工事の実施(建設機械の稼働) 環境保全措置) ⑥工事の平準化	(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 工事の実施(建設機械の稼働) 環境保全措置) ⑥工事の平準化 ⑦揮発性有機化合物の排出抑制
p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 環境保全措置) ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③貨物列車による発生土の運搬	(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 環境保全措置) ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 <u>③環境負荷低減を意識した運転の徹底</u> ④貨物列車による発生土の運搬 ⑤揮発性有機化合物の排出抑制
p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 鉄道施設(車両基地)の供用 予測結果) 2%除外値の予測結果は $0.044 \sim 0.045 \text{mg/m}^3$ である。	(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 鉄道施設(車両基地)の供用 予測結果) 2%除外値の予測結果は <u>$0.043 \sim 0.046 \text{mg/m}^3$</u> である。
p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(粉じん等 工事の実施(建設機械の稼動) 予測結果) 降下ばいじん量の各季節の予測結果は $0.01 \sim 8.98 \text{t/km}^2/\text{月}$ である。	(粉じん等 工事の実施(建設機械の稼動) 予測結果) 降下ばいじん量の各季節の予測結果は <u>$0.01 \sim 8.98 \text{t/km}^2/\text{月}$</u> である。
p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(粉じん等 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 予測結果) 降下ばいじん量の各季節の予測結果は $0.14 \sim 2.37 \text{t/km}^2/\text{月}$ である。	(粉じん等 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 予測結果) 降下ばいじん量の各季節の予測結果は <u>$0.14 \sim 2.69 \text{t/km}^2/\text{月}$</u> である。

表 12-1(94) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 11-7 表 11-1(3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(騒音 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 環境保全措置) ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③工事の平準化	(騒音 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 環境保全措置) ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化
p. 11-9 表 11-1(4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(振動 調査結果) 振動レベルの 80%レンジの上端値は昼間 25 dB 以下、	(振動 調査結果) 振動レベルの 80%レンジの上端値は昼間 25 dB 未満～25dB、
p. 11-9 表 11-1(4) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(振動 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 環境保全措置) ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③工事の平準化	(振動 工事の実施(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) 環境保全措置) ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(振動 鉄道施設(換気施設)の供用 予測結果) 振動の予測結果は、換気施設端部から 10m、20m の位置で、いずれも 30dB 未満である。	(振動 鉄道施設(換気施設)の供用 予測結果) 振動の予測結果は、 <u>換気施設端部から 1m 離れた地点を基準に</u> 10m、20m の位置で、いずれも 30dB 未満である。
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(振動 列車の走行(地下を走行する場合を除く。) 予測結果) 振動の予測結果は、62dB 未満である。	(振動 列車の走行(地下を走行する場合を除く。) 予測結果) 振動の予測結果は、62dB 以下である。
p. 11-11 表 11-1(5) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(振動 列車の走行(地下を走行する場合に限る。) 予測結果) 振動の予測結果は、48dB 未満である。	(振動 列車の走行(地下を走行する場合に限る。) 予測結果) 振動の予測結果は、48dB 以下である。
p. 11-13 表 11-1(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(微気圧波 列車の走行(地下を走行する場合を除く。) 列車の走行(地下を走行する場合に限る。) 評価結果) また、適切に多孔板及び緩衝工を設置することにより、	(微気圧波 列車の走行(地下を走行する場合を除く。) 列車の走行(地下を走行する場合に限る。) 評価結果) また、 <u>適切な延長の</u> 多孔板及び緩衝工を設置することにより、
p. 11-13 表 11-1(6) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水の濁り 調査結果) 全調査地点の測定値は 1～10mg/L であり、	(水の濁り 調査結果) 全調査地点の測定値は 1 未満～10mg/L であり、
p. 11-17 表 11-1(8) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水の汚れ 調査結果) 全調査地点の測定値は 0.5～0.7mg/L であり、環境基準を達成していた。	(水の汚れ 調査結果) 全調査地点の測定値は 0.5 未満～0.7mg/L であり、環境基準を達成していた。 全窒素、全燐について調査地点の測定値はそれぞれ 1.97mg/L、0.030mg/L であった。

表 12-1(95) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 11-17 表 11-1(8) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水の汚れ 鉄道施設(駅、車両基地)の供用 予測結果) 鉄道施設(車両基地)の供用に係る生物化学的酸素要求量の予測結果は、1.49～1.98mg/Lである。 なお、鉄道施設(駅)の供用に係る予測は、下水道への排水を計画するため行わない。	(水の汚れ 鉄道施設(駅、車両基地)の供用 予測結果) 鉄道施設(車両基地)の供用に係る生物化学的酸素要求量の予測結果は、 <u>0.76～1.02mg/L</u> である。 <u>また、全窒素、全燐の津久井湖への負荷量の割合の予測結果はそれぞれ0.22%、0.63%</u> である。 なお、鉄道施設(駅)の供用に係る予測評価は、下水道への排水を計画するため行わない。
p. 11-17 表 11-1(8) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水の汚れ 鉄道施設(駅、車両基地)の供用 評価結果) ②基準又は目標との整合の検討 排水について、基準等との整合が図られていると評価する。	(水の汚れ 鉄道施設(駅、車両基地)の供用 評価結果) ②基準又は目標との整合の検討 排水について、 <u>下記のとおり</u> 評価する。 ・生物化学的酸素要求量については、 <u>基準等との整合が図られていると評価する。</u> ・全窒素、全燐については、津久井湖において現況すでに基準等を超過しているが、津久井湖への負荷量の割合は小さいことから影響は小さいと評価する。
p. 11-19 表 11-1(9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地下水の水質及び水位 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 鉄道施設(駅)の存在 環境保全措置) ①止水性の高い山止め工法等の採用 ②適切な施工管理	(地下水の水質及び水位 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 鉄道施設(駅)の存在 環境保全措置) ①止水性の高い山止め工法等の採用 ②地下水の継続的な監視
p. 11-23 表 11-1(11) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地下水の水質及び水位 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(トンネル)の存在 予測結果) 水位の変化量が浅層地下水で+0.072～-0.070m、深層地下水で+0.060～-0.065mと予測され、	(地下水の水質及び水位 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(トンネル)の存在 予測結果) 水位の変化量が浅層地下水で <u>+0.073～-0.067m</u> 、深層地下水で <u>+0.062～-0.064m</u> と予測され、
p. 11-25 表 11-1(12) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水資源 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 鉄道施設(駅)の存在 環境保全措置) ⑤適切な施工管理	(水資源 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 鉄道施設(駅)の存在 環境保全措置) ⑤地下水の継続的な監視
p. 11-27 表 11-1(13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水資源 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(トンネル)の存在 環境保全措置) ⑥適切な施工管理	(水資源 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(トンネル)の存在 環境保全措置) ⑥地下水の継続的な監視
p. 11-29 表 11-1(14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(水資源 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(トンネル)の存在 予測結果) また、地中連続壁等による地下水の流れへの影響は、三次元浸透流解析を行った結果より、小さいと予測する。	(水資源 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(トンネル)の存在 予測結果) また、地中連続壁等により地下水の流れを阻害する可能性についても、三次元浸透流解析を行った結果より、 <u>影響はほとんどない</u> と予測する。

表 12-1(96) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 11-29 表 11-1(14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(重要な地形及び地質 工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路の設置) 予測結果) 地上部となる一部においても、改変される範囲は	(重要な地形及び地質 工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路の設置) 予測結果) 地上部となる一部においても、 <u>改変の可能性のある範囲は</u>
p. 11-29 表 11-1(14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(重要な地形及び地質 工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路の設置) 環境保全措置) ①地形の改変ができる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画 ②地形の改変ができる限り小さくする工法又は構造の採用	(重要な地形及び地質 工事の実施(工事施工ヤード及び工事用道路の設置) 環境保全措置) ①地形の改変 <u>区域</u> ができる限り小さくした工事施工ヤード及び工事用道路の計画 ②地形の改変 <u>区域</u> ができる限り小さくする工法又は構造の採用
p. 11-31 表 11-1(15) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(重要な地形及び地質 鉄道施設(トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、非常口(山岳部)、変電施設)の存在 環境保全措置) ①地形の改変ができる限り小さくした鉄道施設の構造の選定	(重要な地形及び地質 鉄道施設(トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、非常口(山岳部)、変電施設)の存在 環境保全措置) ①地形の改変 <u>区域</u> ができる限り小さくした鉄道施設の構造の選定
p. 11-33 表 11-1(16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地盤沈下 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 鉄道施設(駅)の存在 環境保全措置) ①止水性の高い山留め工法等の採用 ②適切な施工管理 ③防水シート等の止水対策の採用	(地盤沈下 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 鉄道施設(駅)の存在 環境保全措置) ①止水性の高い山留め工法等の採用 ②地下水等の継続的な監視 ③防水シート等の止水対策の採用 ④地質の状況等に応じた山留め工法等の採用 ⑤山留め材及び周辺地盤の計測管理
p. 11-33 表 11-1(16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地盤沈下 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(都市トンネル、非常口(都市部))の存在 環境保全措置) ①適切な構造及び工法の採用 ②適切な施工管理	(地盤沈下 工事の実施(トンネルの工事) 鉄道施設(都市トンネル、非常口(都市部))の存在 環境保全措置) ①適切な構造及び工法の採用 ②地下水等の継続的な監視 ③地質の状況等に応じた山留め工法等の採用 ④山留め材及び周辺地盤の計測管理
p. 11-33 表 11-1(16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(土壤汚染 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 環境保全措置) ④薬液注入工法における指針の順守	(土壤汚染 工事の実施(切土工等又は既存の工作物の除去) 環境保全措置) ④薬液注入工法における指針の順守 ⑤発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底
p. 11-37 表 11-1(18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(土壤汚染 工事の実施(トンネルの工事) 環境保全措置) ④薬液注入工法における指針の順守	(土壤汚染 工事の実施(トンネルの工事) 環境保全措置) ④薬液注入工法における指針の順守 ⑤発生土を有効利用する事業者への土壤汚染に関する情報提供の徹底

表 12-1(97) 環境影響評価準備書からの主な相違点(評価書)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p. 11-41 表 11-1(20) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(文化財 予測結果) 文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続き、適切な措置を講ずることから、	(文化財 予測結果) 文化財保護法等の関係法令に基づき関係機関への手続き、 <u>試掘・確認調査、必要により発掘調査を行うこと</u> から、
p. 11-43 表 11-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(地域分断 調査結果) 広域避難場所が 1 箇所、公共施設等が 11 箇所、交通施設（バス停）が 8 箇所存在した。	(地域分断 調査結果) 広域避難場所が 1 箇所、公共施設等が <u>12 箇所</u> 、交通施設（バス停）が 8 箇所存在した。
p. 11-43 表 11-1(21) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(安全（交通）工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） 調査結果) ● 58 箇所の避難所管轄区域内に存在していた。	(安全（交通）工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） 調査結果) ● 59 箇所の避難所管轄区域内に存在していた。
p. 11-51 表 11-1(25) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(動物 調査結果) 哺乳類 7 目 16 科 24 種	(動物 調査結果) 哺乳類 7 目 <u>15</u> 科 24 種
p. 11-53 表 11-1(26) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(植物 調査結果) 高等植物 159 科 1,326 種、高等植物に係る群落等 40 群落を確認した。 また、重要な種及び群落として、高等植物 92 科 328 種、高等植物に係る重要な群落 2 群落、蘇苔類・地衣類 8 科 9 種を確認した。	(植物 調査結果) 高等植物 159 科 1,326 種、高等植物に係る群落等 <u>39</u> 群落を確認した。 また、重要な種及び群落として、高等植物 92 科 328 種、高等植物に係る重要な群落 <u>8</u> 群落、蘇苔類・地衣類 8 科 9 種を確認した。
p. 11-53 表 11-1(26) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(植物 環境保全措置) ④緑化等による自然環境の確保	(植物 環境保全措置) ④ <u>林縁保護植栽等</u> による自然環境の確保
p. 11-55 表 11-1(27) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(生態系 環境保全措置) ⑤緑化等による自然環境の確保	(生態系 環境保全措置) ⑤ <u>林縁保護植栽等</u> による自然環境の確保
p. 11-59 表 11-1(29) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(建設工事に伴う副産物 工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去） 予測結果) アスファルト・コンクリート塊 2,000m ³ である。	(建設工事に伴う副産物 工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去） 予測結果) アスファルト・コンクリート塊 2,000m ³ <u>建設発生木材 49,000t</u> である。
p. 11-59 表 11-1(29) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(建設工事に伴う副産物 工事の実施（トンネルの工事） 予測結果) アスファルト・コンクリート塊 11,000m ³ である。	(建設工事に伴う副産物 工事の実施（トンネルの工事） 予測結果) アスファルト・コンクリート塊 11,000m ³ <u>建設発生木材 7,000t</u> である。
p. 11-59 表 11-1(29) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	(温室効果ガス 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） 環境保全措置) ①高効率の建設機械の選定	(温室効果ガス 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） 環境保全措置) ① <u>低炭素型建設機械の選定</u>

表 12-1(98) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編			
p. 事 2-2～2-9 図 2-1 路線概要(縦断計画)	平成 25 年 9 月時点の縦断線形を反映	平成 26 年 3 月時点の縦断線形を反映			
p. 事 3-3-1	建設機械の台数を表 3-3-1～3-3-13 に示す。	<p><u>建設機械の台数については、下記の手順に基づき求めた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設する構造物の規模や施工条件（近接工事、地質条件など）に基づき、施工法を設定し、それに基づく、工種及び各工種で必要な建設機械を選定した。 ・選定した建設機械について、計画の工期及び建設機械 1 台当たりの施工能力を考慮して、台数を求めた。 <p>これらの方法に基づいて算定を行った建設機械の台数を表 3-3-1～3-3-13 に示す。</p>			
p. 事 3-3-3 表 3-3-1 建設機械台数	記載なし	<p>(開削部/4. 建屋建築工) ラフテレーンクレーン 25t</p> <table> <tr> <td>5 年目 最大台数/月 9、総台数/年 9</td> </tr> <tr> <td>6 年目 最大台数/月 14、総台数/年 130</td> </tr> <tr> <td>7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 22</td> </tr> </table>	5 年目 最大台数/月 9、総台数/年 9	6 年目 最大台数/月 14、総台数/年 130	7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 22
5 年目 最大台数/月 9、総台数/年 9					
6 年目 最大台数/月 14、総台数/年 130					
7 年目 最大台数/月 10、総台数/年 22					
	記載なし	<p>(開削部/4. 建屋建築工) ラフテレーンクレーン 16t</p> <table> <tr> <td>7 年目 最大台数/月 3、総台数/年 6</td> </tr> </table>	7 年目 最大台数/月 3、総台数/年 6		
7 年目 最大台数/月 3、総台数/年 6					
	(開削部/5. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t	<p>(開削部/5. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t</p> <table> <tr> <td>5 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0</td> </tr> <tr> <td>6 年目 最大台数/月 8、総台数/年 24</td> </tr> <tr> <td>7 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0</td> </tr> </table>	5 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0	6 年目 最大台数/月 8、総台数/年 24	7 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0
5 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0					
6 年目 最大台数/月 8、総台数/年 24					
7 年目 最大台数/月 0、総台数/年 0					
	(開削部/5. 電気機械設備工) 16t ラフター	<p>(開削部/5. 電気機械設備工) 16t ラフター</p> <table> <tr> <td>7 年目 総台数/年 22</td> </tr> </table>	7 年目 総台数/年 22		
7 年目 総台数/年 22					
p. 事 3-3-5 表 3-3-2 建設機械台数	(開削部/5. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t 10 年目 総台数/年 24	<p>(開削部/5. 電気機械設備工) ラフテレーンクレーン 25t 10 年目 総台数/年 30</p>			
	(開削部/5. 電気機械設備工) 16t ラフター 10 年目 総台数/年 32	<p>(開削部/5. 電気機械設備工) 16t ラフター 10 年目 総台数/年 38</p>			
p. 事 3-4-1 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について (前文)	—	追記			
p. 事 3-5-1 3-5 本線トンネル及び非常口の計画	—	追記			

表 12-1(99) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 事 3-6-1 3-6 南関東ガス田への対応	—	追記
p. 事 4-1-1 4 施設計画 4-1 車両基地、変電施設の対象事業実施区域について	—	追記
p. 事 4-2-1 4-2 中央新幹線における電気設備の接地について	—	追記
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(1) 建設機械の大気質排出量 p. 環 1-1-2 表 1-1-1(2) 建設機械の大気質排出量	(タイトル行) NOx 排出係数(g/h 台) SPM 排出係数(g/h 台) 平均稼働率	(タイトル行) NOx 排出係数(g/h 台) ^{注1} SPM 排出係数(g/h 台) ^{注1} 平均稼働率 ^{注2}
	(注釈) 注 1. 平均稼働率は、「平成 25 年度版建設機械等損料表」における、運転時間と運転日数から求めた 1 日あたりの平均運転時間を、標準としている作業時間である 8 時間で除した値である。	(注釈) 注 1. NO _x 排出係数及び SPM 排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 年度版」(平成 25 年 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所)に示されている算出式に、「平成 25 年度版建設機械等損料表」(一般社団法人 日本建設機械施工協会)の燃料消費率等を代入して算出した。 注 2. 平均稼働率は、「平成 25 年度版建設機械等損料表」(一般社団法人 日本建設機械施工協会)における、運転時間と運転日数から求めた 1 日あたりの平均運転時間を、標準としている作業時間である 8 時間で除した値である。
p. 環 1-1-1 表 1-1-1(1) 建設機械の大気質排出量	(クローラクレーン 20~25t (一次排出ガス対策型) NOx 排出係数) 351	(クローラクレーン 20~25t (一次排出ガス対策型) NOx 排出係数) <u>202</u>
	(クローラクレーン 20~25t (一次排出ガス対策型) SPM 排出係数) 11	(クローラクレーン 20~25t (一次排出ガス対策型) SPM 排出係数) 9
p. 環 1-3-31 1-3-3 鉄道施設(車両基地)の供用による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測に用いる気象条件	—	追記

表 12-1(100) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 1-4-1 1-4 建設機械の稼働に係る大気質の等濃度線図 及び距離毎の予測値 (都市部)	—	追記
p.環 1-5-1 1-5 建設機械の稼働に係る大気質の距離毎の予測値 (地下駅部、山岳部)	—	追記
p.環 1-6-1 1-6 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について	—	追記
p.環 1-7-1 1-7 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う予測地点より勾配及びカーブが急な箇所並びに道路の幅員が十分でない箇所への影響について	—	追記
p.環 1-8-1 1-8 建設機械に関する発生源配置の考え方	—	追記
p.環 2-6-1 2-6 建設機械の予測に係る音源配置の考え方	—	追記
p.環 2-7-1 2-7 建設機械の稼働に係る等値線図	—	追記
p.環 2-8-1 2-8 騒音の距離毎の予測値について	—	追記

表 12-1(101) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 2-12-1 2-12-1 非常口（都市部）区間	また、非常口においてはトンネルから地上への換気経路となる部分に、必要に応じて開閉設備、消音設備、多孔板を設置している。このうち開閉設備は列車が通過する前に扉を遮断し、列車通過時の騒音を低減するものであり、山梨リニア実験線で約10dBの騒音低減効果があることを確認している。消音設備は主に換気施設のファンの騒音を低減させるために設置するものであり、多孔板は主にファンの騒音や微気圧波を低減させるためのものであるが、これらは列車走行により発生する騒音の低減にも寄与する。これらの設備の設置により、非常口の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない。	非常口（都市部）においてはトンネルから地上への換気経路となる部分に、開閉設備、消音設備、多孔板を設置（図2-12-1-1）している。このうち開閉設備は列車が通過する前に扉を遮断（図2-12-1-2）し、列車通過時の騒音を低減するものであり、山梨リニア実験線で約10dBの騒音低減効果があることを確認している。また、開閉設備の稼働に伴い発生する音はモータで駆動する音が主体であり、騒音や低周波音の影響は小さいこと、数秒の動作時間をかけて扉を遮断するものであり、稼働に伴う微気圧波も発生しないことも確認している。消音設備は主に換気施設のファンの騒音を低減させるために設置するものであり、多孔板は主に微気圧波を低減させるためのものであるが、これらはファンの騒音や列車走行により発生する騒音の低減にも寄与する。これらの設備の設置により、非常口（都市部）の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない。 なお、山梨リニア実験線での試験結果から開閉設備透過後のパワーレベルを設定（約120dB）し、消音設備、多孔板の減衰効果（評価書「表8-1-2-29～30」）を考慮した上で、評価書「3)鉄道施設（換気施設）の供用、b)予測式」と同様の予測式を用いて、計算を行った。その結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約23dB（換気口中心から20m離れ、1.2m高さ）と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。
p. 環 2-12-1 図2-12-1-1 開閉設備の配置 図2-12-1-2 開閉設備の開閉状況のイメージ	—	追記
p. 環 2-12-2 2-12-2 非常口（山岳部）区間	—	追記
p. 環 2-13-1 2-13 L0系車両の測定結果について	—	追記
p. 環 2-14-1 2-14 変電施設の騒音及び低周波音について	—	追記

表 12-1(102) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 2-15-1 2-15 騒音の大きさの目安について	—	追記
p.環 3-5-1 3-5 建設機械の稼働に係る等値線図	—	追記
p.環 3-6-1 3-6 振動の距離毎の予測値について	—	追記
p.環 3-8-1 図 3-8-1 編成両数の相違	—	縦軸の目盛を追記
p.環 3-10-1 3-10 L0 系車両の測定結果について	—	追記
p.環 3-11-1 3-11 振動の大きさの目安について	—	追記
p.環 4-3-2 4-3-2 多孔板	変動する圧力が多孔板の各孔を出入りする際の粘性減衰作用によって圧力変動が低減される。	変動する圧力が多孔板の各孔を出入りする際の <u>圧力損失</u> 作用によって圧力変動が低減される。
	—	また、山梨実験線にて多孔板延長を調整することにより微気圧波の大きさを小さくできることを確認している。
p.環 4-3-2 図 4-3-2-1 多孔板の構造	多孔板イメージ図を記載	多孔板イメージ写真を記載
p.環 4-4-1 4-4 微気圧波の基準について	—	微気圧波は図 4-4-1 に示すとおりパルス状の圧力波であり、継続時間が極めて短いことも勘案して騒音レベルである dB 表示とするより圧力レベルである Pa 表示とすることが適切とされ、これまで Pa 表示で測定や対策が進められている。
p.環 4-4-1 図 4-4-1 微気圧波測定値 (20m 離れ)	—	追記
p.環 4-6-1 4-6 L0 系車両の測定結果について	—	追記

表 12-1(103) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 5-1-1 5-1 列車走行に伴う 低周波音について	後者については、山梨リニア実験線における防音防災フード設置区間での圧力変動の測定値は 50m 離れで 1Pa 以下、防音壁設置区間での測定値は 50m 離れで約 12Pa 程度である。これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準（案）」（山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成 20 年 4 月）の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が 20Pa 以上」を下回っており、沿線への影響は小さく低周波音に関する苦情は発生していない。	後者については、これまで一般的な地上走行区間での苦情は発生していない。低周波音の評価については、列車の様な移動する音源に対しての定量的な指標がないこと、また、圧力変動の継続時間が短いものであることから、微気圧波の基準値である Pa 表示の圧力レベルで比較した。山梨リニア実験線における防音防災フード設置区間での圧力変動の測定値は、図 5-1-1 に示すとおり 50m 離れで 1Pa 以下、防音壁設置区間での測定値は 50m 離れで約 12Pa 程度である。これは、建物のガタつきに関する目安値である「トンネル坑口緩衝工の設置基準（案）」（山岳トンネル設計施工標準・同解説、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、平成 20 年 4 月）の、「民家近傍で微気圧波のピーク値が 20Pa 以上」を下回っており、沿線への影響は小さい。
p. 環 5-1-1 表 5-1-1 各交通機関におけるたわみ制限（連続桁の場合）	—	追記
p. 環 5-1-2 図 5-1-1(1) 防音防災フード区間での圧力変動の測定値（50m 離れ） 図 5-1-1(2) 防音壁区間での圧力変動の測定値（50m 離れ）	—	追記
p. 環 6-1-1 6 水質 6-1 水質における調査及び予測地点と河川の分布状況について 6-2 豊水時、低水時の考え方 6-3 関東車両基地からの排水の考え方 6-4 相模原市条例「高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例」について	—	追記
p. 環 7-3-8 表 7-3-2-3 地層別透水係数	—	追記

表 12-1(104) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 7-3-8 図 7-3-2-4 透水係数分布	—	追記
p.環 7-3-12 表 7-3-2-5 地層別透水係数	—	追記
p.環 7-3-12 図 7-3-2-8 透水係数分布	—	追記
p.環 7-3-13 7-3-3 地形・地質条件の根拠とした地質調査結果	—	追記
p.環 7-3-32 7-3-4 沖積層及びローム層の透水係数の設定について	—	追記
p.環 8-1-1 8 水資源 8-1 道志川とトンネルの位置関係について 8-2 公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領について 8-3 山梨リニア実験線における水資源対策について	—	追記
p.環 10-2-1 10-2 山岳トンネル区間の路線の縦断計画と地質の関係	—	追記
p.環 11-1-1 11 土壤汚染 11-1 掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について	—	追記
p.環 12-1-1 12-1 日影線図	—	追記
p.環 12-2-1 12-2 日影時間予測結果	—	追記
p.環 13-2-1 13-2 テレビ受信障害予測地域図	—	追記

表 12-1(105) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 13-3-4 更改費の式	更改費＝ $E \times \{1+1/(1+r)^{q1}\} \dots$	更改費＝ $E \times \{1/(1+r)^{q1}\} \dots$
p. 環 14-1-1 14 文化財 14-1 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度	—	追記
p. 環 15-5-1 15-5 車内及びホームの磁界	超電導リニアの車両及びホームについては図 11-5-1 および図 11-5-2 に示す通り磁気シールドを設置しているため、車内及びホームの磁界は、国の一基準である国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) のガイドラインの基準値を大幅に下回っており、磁界による影響は極めて小さい。図 11-5-3 および図 11-5-4 に磁界の測定箇所を、図 11-5-5 に測定結果を示す。	超電導リニアの車両及びホームについては図 15-5-1 および図 15-5-2 に示す通り磁気シールドを設置しているため、車内及びホームならびに乗降装置内の磁界は、国の一基準である国際非電離放射線防護委員会 (ICNIRP) のガイドラインの参考値を大幅に下回っており、磁界による影響は極めて小さい。 <u>特殊鉄道告示の解釈基準に基づく、車内および乗降装置部の測定箇所を図 15-5-3 および図 15-5-4 に、同基準に基づく測定結果のまとめを図 15-5-5 に示す。(測定の詳細は「15-9 磁界の測定結果について」付属資料 5 (平成 25 年 12 月 5 日実施の公開磁界測定) 参照。なお、対向列車すれ違いによる車内変動磁界データは平成 25 年 9 月環境影響評価準備書資料編に既に掲載済。)</u>
p. 環 15-5-1 図 15-5-2 ホームへの磁気シールド設置の概念図	先行区間のホームへの磁気シールド設置の概念図	新実験線のホームへの磁気シールド設置の概念図
p. 環 15-5-2～3 図 15-5-3 車内の磁界の測定箇所 図 15-5-4 乗降装置と車内(出入台)の磁界の測定箇所 図 15-5-5 車内及び乗降装置と車内(出入台)の磁界の測定結果	—	国土交通省が定める超電導リニアに関する特殊鉄道告示により測定基準が変更されたため、車内静磁界およびホーム静磁界最大値の計測点を、特殊鉄道告示の解釈基準に規定される計測点とし、その測定結果を示した図に変更した。
p. 環 15-5-4 15-5 車内及びホームの磁界	—	<<付記>> <u>※平成 25 年 9 月の環境影響評価準備書資料編にて記載した車内およびホームの磁界の測定箇所および測定結果を図 15-5-6～8 に再掲する。測定当時は国土交通省が定める超電導リニアに関する特殊鉄道告示前のため、車内静磁界およびホーム静磁界最大値の計測点は、特殊鉄道告示の解釈基準に規定される計測点と異なる。</u>

表 12-1(106) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 15-5-4 図 15-5-6 車内の磁界の測定箇所 図 15-5-7 ホーム上の磁界の測定箇所 図 15-5-8 車内及びホームの磁界の測定結果	—	追記
p.環 15-9-1 15-9 磁界の測定結果について	—	追記
p.環 15-10-1 15-10 誘導集電等に伴う高調波による電子機器等への影響について	—	追記
p.環 16-1-1 16 地域分断 16-1 地域社会への影響について 16-2 既存道路機能の確保について	—	追記
p.環 17-1-4 表 17-1-1-2 (2) 消防法により規定されている危険物の指定数量	(第六類/品名) 過塩素酸水素	(第六類/品名) <u>過酸化水素</u>
p.環 18-8-1 18-8 工事用車両の運行台数	工事用車両の運行台数を表 13-8-1～表 13-8-3 に示す。なお、「ラフテレーンクレーン」、「トラッククレーン」、「コンクリートポンプ車」を場内で稼働する車両と想定し、車両台数から除外し算出した。	工事用車両の運行台数を表 18-8-1～表 18-8-3 に示す。 <u>工事用車両の運行台数は、「ラフテレーンクレーン」、「トラッククレーン」及び「コンクリートポンプ車」を場内で稼働する車両と想定し、「資料編 3-4 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数について」に記載した台数から除外し算出した。</u> <u>また、工事用車両の運行台数は、「平成 22 年度道路交通センサス（全国道路・街路交通 情勢調査）」（国土交通省）の分類の考え方を参考に、バス・普通貨物車・特殊車を大型車、それ以外を小型車として算出した。</u>
p.環 19-1-1 表 19-1-1 哺乳類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 9 ホンドキツネ 春季、秋季、冬季 (合計種数) 春季：16 種、夏季：20 種、秋季：20 種、冬季：16 種	• No. 9 ホンドキツネ 秋季、冬季 (合計種数) 春季： <u>15</u> 種、夏季：20 種、秋季：20 種、冬季：16 種

表 12-1(107) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 19-1-2 表 19-1-2(1) 鳥類 確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 1 キジ 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季 ・No. 20 ダイサギ 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季 ・No. 27 ホトトギス 繁殖期、夏季、秋季 ・No. 37 イソシギ 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季 ・No. 43 トビ 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季 ・No. 48 ノスリ 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季	・No. 1 キジ 春季、繁殖期、夏季 ・No. 20 ダイサギ 春季、夏季、秋季、冬季 ・No. 27 ホトトギス 繁殖期、夏季 ・No. 37 イソシギ 春季、繁殖期、秋季、冬季 ・No. 43 トビ 繁殖期、秋季、冬季 ・No. 48 ノスリ 繁殖期、夏季、秋季、冬季
p. 環 19-1-3 表 19-1-2(2) 鳥類 確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 58 アオゲラ 春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季 ・No. 68 キクイタダキ 繁殖期、夏季、秋季、冬季 ・No. 90 カワガラス 秋季、冬季 ・No. 91 トラツグミ 夏季、冬季 ・No. 96 ルリビタキ 春季、冬季	・No. 58 アオゲラ 春季、夏季、秋季、冬季 ・No. 68 キクイタダキ 繁殖期、秋季、冬季 ・No. 90 カワガラス 秋季 ・No. 91 トラツグミ 冬季 ・No. 96 ルリビタキ 冬季
p. 環 19-1-4 表 19-1-2(3) 鳥類 確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 114 ベニマシコ 春季、冬季 (合計種数) 春季：81 種、繁殖期：76 種、夏季：66 種、秋季：74 種、冬季：93 種	・No. 114 ベニマシコ 冬季 (合計種数) 春季：75 種、繁殖期：74 種、夏季：61 種、秋季：72 種、冬季：90 種
p. 環 19-1-8 表 19-1-5(2) 昆虫 類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 95 ノミバッタ 春季、夏季、秋季	・No. 95 ノミバッタ 春季、秋季
p. 環 19-1-9 表 19-1-5(3) 昆虫 類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 143 ミンミンゼミ 春季、夏季	・No. 143 ミンミンゼミ 夏季
p. 環 19-1-10 表 19-1-5(4) 昆虫 類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 204 ヤニサシガメ 春季、秋季	・No. 204 ヤニサシガメ 春季
p. 環 19-1-11 表 19-1-5(5) 昆虫 類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 243 ホオズキカメムシ 春季、夏季、秋季 ・No. 244 オオクモヘリカメムシ 春季、夏季、秋季 ・No. 246 ハリカメムシ 春季、秋季 ・No. 276 ツマジロカメムシ 春季、夏季、秋季	・No. 243 ホオズキカメムシ 春季、夏季 ・No. 244 オオクモヘリカメムシ 春季、秋季 ・No. 246 ハリカメムシ 秋季 ・No. 276 ツマジロカメムシ 夏季、秋季

表 12-1(108) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 19-1-12 表 19-1-5(6) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 359 イツホシマメゴモクムシ <u>春季、夏季</u> • No. 363 オオアトボシアオゴミムシ <u>春季、夏季、秋季</u>	• No. 359 イツホシマメゴモクムシ 夏季 • No. 363 オオアトボシアオゴミムシ 夏季、秋季
p.環 19-1-13 表 19-1-5(7) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 381 コルリアトキリゴミムシ <u>春季、夏季、秋季</u> • No. 397 コエンマムシ <u>春季、夏季、秋季</u> • No. 418 アカバハネカクシ <u>春季、夏季</u>	• No. 381 コルリアトキリゴミムシ 夏季、秋季 • No. 397 コエンマムシ 春季、夏季 • No. 418 アカバハネカクシ 春季
p.環 19-1-14 表 19-1-5(8) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●野市) • No. 444 ヒメカンショコガネ <u>春季、夏季</u> • No. 446 クロコガネ <u>春季、夏季</u> • No. 482 カブトムシ <u>夏季、秋季</u>	• No. 444 ヒメカンショコガネ 春季 • No. 446 クロコガネ 夏季 • No. 482 カブトムシ 夏季
p.環 19-1-15 表 19-1-5(9) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 498 ホソサビキコリ <u>春季、夏季</u>	• No. 498 ホソサビキコリ 春季
p.環 19-1-16 表 19-1-5(10) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 595 オオニジュウヤホシテントウ <u>夏季、秋季</u>	• No. 595 オオニジュウヤホシテントウ 秋季
p.環 19-1-18 表 19-1-5(12) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 737 ニレハムシ <u>夏季、秋季</u>	• No. 737 ニレハムシ 秋季
p.環 19-1-19 表 19-1-5(13) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 771 イコマケシツチゾウムシ <u>春季</u> • No. 785 カシワノミゾウムシ <u>夏季、秋季</u> • No. 806 クシヒゲハバチ <u>春季、夏季</u> • No. 810 ニホンカブラハバチ <u>春季、秋季</u>	• No. 771 イコマケシツチゾウムシ (●なし・種名削除) • No. 784 カシワノミゾウムシ 秋季 • No. 805 クシヒゲハバチ 夏季 • No. 809 ニホンカブラハバチ 春季
p.環 19-1-20 表 19-1-5(14) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 853 クロナガアリ <u>春季、秋季</u> • No. 855 エゾクシケアリ <u>春季、秋季</u> • No. 859 イガウロコアリ <u>春季、秋季</u> • No. 872 Lasius (Chthonolasius) 属の一種 <u>春季、秋季</u> • No. 873 クロクサアリ <u>春季、夏季、秋季</u> • No. 895 コガタスズメバチ <u>春季、夏季、秋季</u>	• No. 852 クロナガアリ 秋季 • No. 854 エゾクシケアリ 秋季 • No. 858 イガウロコアリ 秋季 • No. 871 Lasius (Chthonolasius) 属の一種 秋季 • No. 872 クロクサアリ 夏季 • No. 894 コガタスズメバチ 夏季、秋季

表 12-1(109) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 19-1-21 表 19-1-5(15) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 943Aedes 属の一種 <u>夏季、秋季</u>	・ No. 942Aedes 属の一種 秋季
p. 環 19-1-22 表 19-1-5(16) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 1017 オオハナアブ 春季、夏季、秋季	・ No. 1016 オオハナアブ 夏季、秋季
p. 環 19-1-23 表 19-1-5(17) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 1055 キンバエ <u>春季、夏季、秋季</u> ・ No. 1068Tachina 属の一種 <u>春季、秋季</u> ・ No. - ヤドリバエ科の一種 <u>春季、夏季、秋季</u> ・ No. 1075 アオヒゲナガトビケラ <u>春季、秋季</u> ・ No. 1076 ゴマダラヒゲナガトビケラ <u>春季、夏季</u> ・ No. 1077Nothopsyche 属の一種 <u>春季、秋季</u>	・ No. 1054 キンバエ 夏季、秋季 ・ No. 1067Tachina 属の一種 秋季 ・ No. - ヤドリバエ科の一種 春季、秋季 ・ No. 1074 アオヒゲナガトビケラ 秋季 ・ No. 1075 ゴマダラヒゲナガトビケラ 夏季 ・ No. 1076Nothopsyche 属の一種 秋季
p. 環 19-1-25 表 19-1-5(19) 昆虫類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 1168 イチモンジチョウ <u>春季、夏季、秋季</u> ・ No. 1182 ヤマキマダラヒカゲ <u>春季、夏季</u> (合計種数) ・ 春季：713 種、夏季：781 種、秋季：525 種	・ No. 1167 イチモンジチョウ 春季、夏季 ・ No. 1181 ヤマキマダラヒカゲ 夏季 (合計種数) ・ 春季：692 種、夏季：772 種、秋季：518 種
p. 環 19-1-28 表 19-1-6 魚類確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 11 モツゴ <u>春季、夏季、秋季、冬季</u> (合計種数) ・ 春季：24 種、夏季：31 種、秋季：26 種、冬季：24 種	・ No. 11 モツゴ 夏季、秋季、冬季 (合計種数) ・ 春季：23 種、夏季：31 種、秋季：26 種、冬季：24 種
p. 環 19-1-29 表 19-17(1) 底生動物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 12 カワコザラガイ <u>春季、冬季</u> ・ No. 14 ハブタエモノアラガイ <u>春季、秋季、冬季</u> ・ No. 22 エラミミズ <u>春季、夏季、秋季、冬季</u> ・ No. 24Limnodrilus 属の一種 <u>夏季、秋季、冬季</u> ・ No. 30 ヌマビル <u>春季、秋季</u> ・ No. 42 スジエビ <u>春季、夏季、秋季、冬季</u> ・ No. 45 モクズガニ <u>春季、夏季、秋季、冬季</u>	・ No. 12 カワコザラガイ 春季 ・ No. 14 ハブタエモノアラガイ 秋季 ・ No. 22 エラミミズ 夏季、冬季 ・ No. 24Limnodrilus 属の一種 夏季、秋季 ・ No. 30 ヌマビル 秋季 ・ No. 42 スジエビ 秋季、冬季 ・ No. 45 モクズガニ 夏季
p. 環 19-1-30 表 19-17(2) 底生動物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・ No. 101 ハグロトンボ <u>春季、夏季</u>	・ No. 101 ハグロトンボ 春季

表 12-1(110) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 19-1-31 表 19-17(3) 底生動物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 125 オオシオカラトンボ 春季、秋季、冬季 • No. 150 オオアメンボ 春季、夏季、秋季 • No. 155 ヤスマツアメンボ 春季、秋季 • No. 157 ヒメイトアメンボ 春季、秋季	• No. 125 オオシオカラトンボ 秋季、冬季 • No. 150 オオアメンボ 春季、秋季 • No. 155 ヤスマツアメンボ 秋季 • No. 157 ヒメイトアメンボ 秋季
p.環 19-1-32 表 19-17(4) 底生動物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 177 ナミコガタシマトビケラ 春季、夏季、秋季、冬季 • No. 216 Pedicia 属の一種 春季、夏季、冬季	• No. 177 ナミコガタシマトビケラ 夏季、秋季、冬季 • No. 216 Pedicia 属の一種 夏季、冬季
p.環 19-1-33 表 19-17(5) 底生動物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 229 Cryptochironomus 属の一種 春季、夏季、秋季、冬季 • No. 239 Micropsectra 属の一種 春季、夏季、冬季 • No. 247 Paratendipes 属の一種 春季、夏季、秋季、冬季 • No. 260 Stictochironomus 属の一種 春季、夏季、冬季 • No. - カ科の一種 春季、夏季、冬季 • No. 273 アシナガバエ科の一種 春季、秋季 • No. 282 ヒメゲンゴロウ 春季、秋季	• No. 229 Cryptochironomus 属の一種 春季、夏季 • No. 239 Micropsectra 属の一種 春季 • No. 247 Paratendipes 属の一種 春季、夏季、冬季 • No. 260 Stictochironomus 属の一種 春季、冬季 • No. - カ科の一種 夏季、冬季 • No. 273 アシナガバエ科の一種 秋季 • No. 282 ヒメゲンゴロウ 秋季
p.環 19-1-34 表 19-17(6) 底生動物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 304 ナガハナノミ科の一種 夏季、秋季 • No. 305 ゲンジボタル 春季、夏季、秋季、冬季 (合計種数) • 春季：174 種、夏季：195 種、秋季：216 種、冬季：221 種	• No. 304 ナガハナノミ科の一種 夏季 • No. 305 ゲンジボタル 夏季、冬季 (合計種数) • 春季：161 種、夏季：195 種、秋季：216 種、冬季：221 種
p.環 19-2-1 タイトル	14-2 動物出現種リスト	14-2 動物文献調査確認種リスト
p.環 19-2-2 表 19-2-2-1(1) 鳥類確認種一覧	(イソシギ、選定基準⑨) 繁殖期：空欄 非繁殖期：希少種、注目	(イソシギ、選定基準⑨) 繁殖期：希少種 非繁殖期：注目種
	(タマシギ、選定基準⑨) 非繁殖期：非希少種	(タマシギ、選定基準⑨) 非繁殖期：希少種
	(クマタカ、選定基準⑨) 繁殖期：空欄 非繁殖期：空欄	(クマタカ、選定基準⑨) 繁殖期：絶滅危惧Ⅱ類 非繁殖期：絶滅危惧Ⅱ類
p.環 19-2-3 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(合計種数) ⑨左から 繁殖期：70 種 非繁殖期：56 種	(合計種数) ⑨左から 繁殖期：72 種 非繁殖期：57 種

表 12-1(111) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 19-2-4 表 19-2-2-1(2) 鳥類確認種一覧	(イソシギ、選定基準⑨) 繁殖期：空欄 非繁殖期：希少種、注目	(イソシギ、選定基準⑨) 繁殖期： <u>希少種</u> 非繁殖期： <u>注目種</u>
	(タマシギ、選定基準⑨) 非繁殖期：非希少種	(タマシギ、選定基準⑨) 非繁殖期： <u>希少種</u>
	(クマタカ、選定基準⑨) 繁殖期：空欄 非繁殖期：空欄	(クマタカ、選定基準⑨) 繁殖期： <u>絶滅危惧 II類</u> 非繁殖期： <u>絶滅危惧 II類</u>
p. 環 19-2-5 表 19-2-2-2 (2) 鳥類確認種一覧	(合計種数) ⑨左から 繁殖期：70 種 非繁殖期：56 種	(合計種数) ⑨左から 繁殖期： <u>72</u> 種 非繁殖期： <u>57</u> 種
p. 環 19-3-3 表 19-3-2-1 山岳トンネル区間の沢において確認された重要種(哺乳類)	(種名) キツネ イタチ	(種名) <u>ホンドキツネ</u> <u>ホンドイタチ</u>
p. 環 19-3-10 19-3-3 その他	—	削除
p. 環 19-3-10 19-3-3 影響について	—	追記
p. 環 20-1-1 表 20-1-1-1(1) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 8 トクサ 早春季、春季 • No. 18 コシダ 春季、夏季 • No. 19 ウラジロ <u>早春季</u> 、春季 • No. 27 イワヒメワラビ 早春季、春季、夏季、秋季 • No. 32 シノブ 早春季、春季、夏季、秋季	• No. 8 トクサ 早春季 • No. 18 コシダ 春季 • No. 19 ウラジロ 春季 • No. 27 イワヒメワラビ 春季、夏季、秋季 • No. 32 シノブ 春季
p. 環 20-1-2 表 20-1-1-1(2) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 81 ナライシダ 春季、夏季、秋季 • No. 92 オニイノデ 早春季、春季、夏季、秋季	• No. 81 ナライシダ 春季 • No. 92 オニイノデ 早春季、春季、秋季
p. 環 20-1-3 表 20-1-1-1(3) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 124 イヌガンソク <u>早春季</u> 、春季、夏季、秋季 • No. 144 イスマキ 春季、夏季、秋季 • No. 152 ジャヤナギ <u>早春季</u> 、春季、夏季、秋季 • No. 158 オノエヤナギ 春季、夏季、秋季	• No. 124 イヌガンソク 春季、夏季、秋季 • No. 144 イスマキ 夏季、秋季 • No. 152 ジャヤナギ 春季、夏季、秋季 • No. 158 オノエヤナギ 秋季
p. 環 20-1-4 表 20-1-1-1(4) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) • No. 185 アキニレ 早春季、 <u>春季</u> 、夏季、秋季 • No. 245 オシロイバナ 春季、夏季、秋季	• No. 185 アキニレ 早春季、夏季、秋季 • No. 245 オシロイバナ 夏季、秋季

表 12-1(112) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 20-1-6 表 20-1-1-1(6) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 325 イカリソウ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> • No. 332 ムベ <u>春季、秋季</u> • No. 345 カンアオイ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> • No. 352 サカキ <u>春季、夏季、秋季</u> • No. 355 トモエソウ <u>春季、夏季</u> • No. 367 ケナシチャンパギク <u>早春季、夏季、秋季</u> • No. 371 ヤマハタザオ <u>早春季、春季、秋季</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 325 イカリソウ 春季 • No. 332 ムベ 春季 • No. 345 カンアオイ 早春季、春季、秋季 • No. 352 サカキ 夏季、秋季 • No. 355 トモエソウ 春季 • No. 367 ケナシチャンパギク 夏季、秋季 • No. 371 ヤマハタザオ 春季、秋季
p.環 20-1-7 表 20-1-1-1(7) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 378 タデノウミコンロンソウ 早春季、<u>春季、夏季</u> • No. 400 オオバマンサク <u>春季、夏季</u> • No. 408 ヨコハママンネングサ <u>早春期、春季、夏季、秋季</u> • No. 410 チダケサシ <u>早春期、春季、夏季、秋季</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 378 タデノウミコンロンソウ 早春季、夏季 • No. 400 オオバマンサク 春季 • No. 408 ヨコハママンネングサ 春季、夏季、秋季 • No. 410 チダケサシ 夏季
p.環 20-1-8 表 20-1-1-1(8) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 443 オヘビイチゴ <u>早春期、春季、夏季、秋季</u> • No. 454 ソメイヨシノ <u>早春期、春季、夏季</u> 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 443 オヘビイチゴ 春季、夏季、秋季 • No. 454 ソメイヨシノ 早春期、春季
p.環 20-1-9 表 20-1-1-1(9) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 513 ヤハズエンドウ 早春期、春季、<u>夏季、秋季</u> • No. 562 ヤマウルシ 早春期、春季、夏季、秋季 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 513 ヤハズエンドウ 早春期、春季、秋季 • No. 562 ヤマウルシ 春季、夏季、秋季
p.環 20-1-10 表 20-1-1-1(10) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 596 ニシキギ 早春期、春季、夏季、秋季 • No. 609 ノブドウ 早春期、春季、夏季、秋季 • No. 618 ゼニアオイ 春季、夏季、秋季 • No. 624 マルバナツグミ 春季、秋季 • No. 627 ナガバノスミレサイシン 早春期、春季、夏季、秋季 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 596 ニシキギ 春季、夏季、秋季 • No. 609 ノブドウ 春季、夏季、秋季 • No. 618 ゼニアオイ 夏季、秋季 • No. 624 マルバナツグミ 春季 • No. 627 ナガバノスミレサイシン 夏季、秋季
p.環 20-1-11 表 20-1-1-1(11) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 693 アシタバ 早春期、春季、夏季、秋季 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 693 アシタバ 春季、夏季、秋季

表 12-1(113) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p. 環 20-1-12 表 20-1-1-1(12) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 711 ヤブジラミ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> ・No. 738 サワフタギ <u>春季、夏季、秋季</u> ・No. 748 リンドウ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> ・No. 750 アケボノソウ <u>早春季、春季</u>	・No. 711 ヤブジラミ 春季、夏季、秋季 ・No. 738 サワフタギ 夏季、秋季 ・No. 748 リンドウ 春季、秋季 ・No. 750 アケボノソウ 春季
p. 環 20-1-13 表 20-1-1-1(13) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 769 ヤイトバナ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> ・No. 773 ヒルガオ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> ・No. 801 ジュウニヒトエ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u>	・No. 769 ヤイトバナ 春季、夏季、秋季 ・No. 773 ヒルガオ 春季、夏季、秋季 ・No. 801 ジュウニヒトエ 早春季、春季
p. 環 20-1-14 表 20-1-1-1(14) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 834 コバノタツナミ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> ・No. 854 フサフジウツギ <u>早春季、夏季</u> ・No. 896 サンゴジュ <u>春季、夏季、秋季</u>	・No. 834 コバノタツナミ 早春季、春季、秋季 ・No. 854 フサフジウツギ 夏季 ・No. 896 サンゴジュ 夏季
p. 環 20-1-15 表 20-1-1-1(15) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 943 アレチノギク <u>春季、夏季</u>	・No. 943 アレチノギク 夏季
p. 環 20-1-16 表 20-1-1-1(16) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 987 ヤブタビラコ <u>早春季、春季、夏季</u>	・No. 987 ヤブタビラコ 早春季、春季
p. 環 20-1-17 表 20-1-1-1(17) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 1039 ヤマユリ <u>早春季、春季、夏季、秋季</u> ・No. 1051 アマドコロ <u>早春季、春季、夏季</u> ・No. 1066 キツネノカミソリ <u>早春季、夏季、秋季</u> ・No. 1088 スズメノヤリ <u>早春季、春季、夏季</u>	・No. 1039 ヤマユリ 春季、秋季 ・No. 1051 アマドコロ 春季、夏季 ・No. 1066 キツネノカミソリ 夏季 ・No. 1088 スズメノヤリ 早春季、春季
p. 環 20-1-18 表 20-1-1-1(18) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) ・No. 1107 セトガヤ <u>早春季、春季</u> ・No. 1117 ヒメコバンソウ <u>春季、夏季</u>	・No. 1107 セトガヤ 春季 ・No. 1117 ヒメコバンソウ 春季

表 12-1(114) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 20-1-19 表 20-1-1-1(19) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 1168 ヌカキビ 春季、夏季、秋季 • No. 1193 イチゴツナギ 早春期、春季、夏季 • No. 1210 オオエノコロ 夏季、秋季 • No. 1212 セイバンモロコシ 春季、夏季、秋季 • No. 1215 カニツリグサ 春季、夏季、秋季 • No. 1216 ナギナタガヤ 春季、夏季、秋季 • No. 1218 コウシュンシバ 早春期、春季、夏季、秋季 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 1168 ヌカキビ 春季、秋季 • No. 1193 イチゴツナギ 春季、夏季 • No. 1210 オオエノコロ 夏季 • No. 1212 セイバンモロコシ 夏季、秋季 • No. 1215 カニツリグサ 春季、夏季 • No. 1216 ナギナタガヤ 春季、夏季 • No. 1218 コウシュンシバ 春季、夏季、秋季
p.環 20-1-20 表 20-1-1-1(20) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 1221 ショウブ 早春期、春季、夏季、秋季 • No. 1264 ミヤマカンスゲ 早春期、春季、夏季、秋季 	<ul style="list-style-type: none"> • No. 1221 ショウブ 早春期 • No. 1264 ミヤマカンスゲ 早春期、夏季、秋季
p.環 20-1-21 表 20-1-1-1(21) 高等植物確認種一覧	(確認時期の●の位置) <ul style="list-style-type: none"> • No. 1293 ハマスゲ 春季、夏季、秋季 • No. 1310 ギンラン 春季、夏季 • No. 1311 キンラン 春季、夏季、秋季 • No. 1312 ササバギンラン 早春季、春季、夏季、秋季 • No. 1317 ベニシュスラン 夏季、秋季 • No. 1323 オオバノトンボソウ 早春季、春季、夏季 • No. 1326 トンボソウ 春季、夏季、秋季 <p>(合計種数) 早春季：689 種、春季：1002 種、夏季： 1039 種、秋季：1029 種</p>	<ul style="list-style-type: none"> • No. 1293 ハマスゲ 夏季、秋季 • No. 1310 ギンラン 春季 • No. 1311 キンラン 春季、夏季 • No. 1312 ササバギンラン 春季 • No. 1317 ベニシュスラン 夏季 • No. 1323 オオバノトンボソウ 春季 • No. 1326 トンボソウ 夏季、秋季 <p>(合計種数) 早春季：659 種、春季：984 種、夏季： 1016 種、秋季：1013 種</p>
p.環 20-3-5 20-3-3 その他	—	削除
p.環 20-3-5 20-3-3 影響について	—	追記
p.環 20-4-1 20-4 群落調査結果について	—	追記

表 12-1(115) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
p. 環 21-1-1 21 生態系 21-1 生態系におけるハビタットの設定の考え方について	—	追記																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
p. 環 22-2-1 22-2 相模川橋梁の景観検討について	—	追記																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
p. 環 22-3-1 22-3 相模川橋梁の河川縦断方向の断面図について	—	追記																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
p. 環 23-1-1 表 23-1-1-1 建設工事に伴う工種ごとの副産物発生量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な副産物の種類</th> <th>切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、車両基地、変電施設)</th> <th>トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、非常口 (都市部、山岳部))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>4,800,000 m³</td><td>6,600,000 m³</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>250,000 m³</td><td>2,000,000 m³</td></tr> <tr> <td>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</td><td>13,000 m³</td><td>6,000 m³</td></tr> <tr> <td>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</td><td>2,000 m³</td><td>11,000 m³</td></tr> </tbody> </table>	主な副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、車両基地、変電施設)	トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、非常口 (都市部、山岳部))	建設発生土	4,800,000 m ³	6,600,000 m ³	建設汚泥	250,000 m ³	2,000,000 m ³	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	13,000 m ³	6,000 m ³	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	2,000 m ³	11,000 m ³	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な副産物の種類</th> <th>切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、車両基地、変電施設)</th> <th>トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、非常口 (都市部、山岳部))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設発生土</td><td>4,800,000 m³</td><td>6,600,000 m³</td></tr> <tr> <td>建設汚泥</td><td>250,000 m³</td><td>2,000,000 m³</td></tr> <tr> <td>建設材 コンクリート塊</td><td>15,000 m³</td><td>6,000 m³</td></tr> <tr> <td>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</td><td>2,000 m³</td><td>11,000 m³</td></tr> <tr> <td>建設発生木材</td><td>49,000 t</td><td>7,000 t</td></tr> </tbody> </table>	主な副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、車両基地、変電施設)	トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、非常口 (都市部、山岳部))	建設発生土	4,800,000 m ³	6,600,000 m ³	建設汚泥	250,000 m ³	2,000,000 m ³	建設材 コンクリート塊	15,000 m ³	6,000 m ³	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	2,000 m ³	11,000 m ³	建設発生木材	49,000 t	7,000 t																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、車両基地、変電施設)	トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、非常口 (都市部、山岳部))																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建設発生土	4,800,000 m ³	6,600,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建設汚泥	250,000 m ³	2,000,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
廃棄物 (アフターリサイクル) 境	13,000 m ³	6,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
廃棄物 (アフターリサイクル) 境	2,000 m ³	11,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
主な副産物の種類	切土工等又は既存の工作物の除去 (嵩上式、地下駅、車両基地、変電施設)	トンネルの工事 (都市トンネル、山岳トンネル、非常口 (都市部、山岳部))																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建設発生土	4,800,000 m ³	6,600,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建設汚泥	250,000 m ³	2,000,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建設材 コンクリート塊	15,000 m ³	6,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
廃棄物 (アフターリサイクル) 境	2,000 m ³	11,000 m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建設発生木材	49,000 t	7,000 t																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
p. 環 23-1-2 表 23-1-2-1 建設工事に伴う発生地域ごとの副産物発生量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生地域</th> <th>建設発生土</th> <th>建設汚泥</th> <th>建設材 コンクリート塊</th> <th>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</th> <th>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>愛知県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>和歌県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 総数の割合で、合計値が一致しない場合がある。</p>	発生地域	建設発生土	建設汚泥	建設材 コンクリート塊	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	横浜市	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	神奈川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	静岡県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	愛知県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	岐阜県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	三重県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	滋賀県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	京都府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	大阪府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	兵庫県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	奈良県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	和歌県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	福井県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	富山県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	石川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	長野県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	群馬県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	栃木県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	埼玉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	千葉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	東京都	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	北海道	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	沖縄県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	その他	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	合計	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	<p>(注釈)</p> <p>注2. 建設発生木材は、コンクリート工事等の型枠に用いる木材と事業実施区域内の造成等による森林伐採によって発生する木材を合算した量である。</p>																																																																																																																																																
発生地域	建設発生土	建設汚泥	建設材 コンクリート塊	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	廃棄物 (アフターリサイクル) 境																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜市	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神奈川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
静岡県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
愛知県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
岐阜県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三重県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
滋賀県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
京都府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大阪府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
兵庫県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
奈良県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
和歌県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
福井県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
富山県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
石川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
長野県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
群馬県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
栃木県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
埼玉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
千葉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東京都	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
北海道	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
沖縄県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
合計	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
p. 環 23-2-1 (1)建設発生土	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生地域</th> <th>建設発生土</th> <th>建設汚泥</th> <th>建設材 コンクリート塊</th> <th>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</th> <th>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>和歌県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 総数の割合で、合計値が一致しない場合がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生地域</th> <th>建設発生土</th> <th>建設汚泥</th> <th>建設材 コンクリート塊</th> <th>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</th> <th>廃棄物 (アフターリサイクル) 境</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>神奈川県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>岐阜県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>京都府</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>大阪府</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>兵庫県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>奈良県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>和歌県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>群馬県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>栃木県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,800,000</td> <td>250,000</td> <td>15,000</td> <td>2,000</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 総数の割合で、合計値が一致しない場合がある。</p>	発生地域	建設発生土	建設汚泥	建設材 コンクリート塊	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	横浜市	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	神奈川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	静岡県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	岐阜県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	三重県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	滋賀県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	京都府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	大阪府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	兵庫県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	奈良県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	和歌県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	福井県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	富山県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	石川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	長野県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	群馬県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	栃木県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	埼玉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	千葉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	東京都	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	北海道	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	沖縄県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	その他	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	合計	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	発生地域	建設発生土	建設汚泥	建設材 コンクリート塊	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	横浜市	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	神奈川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	静岡県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	岐阜県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	三重県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	滋賀県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	京都府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	大阪府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	兵庫県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	奈良県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	和歌県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	福井県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	富山県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	石川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	長野県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	群馬県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	栃木県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	埼玉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	千葉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	東京都	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	北海道	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	沖縄県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	その他	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	合計	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000	<p>一次処理土の発生率は、これまでの泥式シールドマシンの施工実績より設定した。</p> <p>一次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に設定した。</p>
発生地域	建設発生土	建設汚泥	建設材 コンクリート塊	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	廃棄物 (アフターリサイクル) 境																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜市	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神奈川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
静岡県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
岐阜県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三重県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
滋賀県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
京都府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大阪府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
兵庫県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
奈良県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
和歌県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
福井県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
富山県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
石川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
長野県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
群馬県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
栃木県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
埼玉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
千葉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東京都	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
北海道	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
沖縄県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
合計	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
発生地域	建設発生土	建設汚泥	建設材 コンクリート塊	廃棄物 (アフターリサイクル) 境	廃棄物 (アフターリサイクル) 境																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
横浜市	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神奈川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
静岡県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
岐阜県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
三重県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
滋賀県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
京都府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大阪府	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
兵庫県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
奈良県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
和歌県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
福井県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
富山県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
石川県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
長野県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
群馬県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
栃木県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
埼玉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
千葉県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東京都	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
北海道	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
沖縄県	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
合計	4,800,000	250,000	15,000	2,000	11,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

表 12-1(116) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 23-3-1 図 23-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法		
	—	(注釈) ※1 汚泥處理：汚水が発生する場合に想定。ただし、雨水の状況により雨水処理のみを行い、水と脱水ケーキに分離し、脱水ケーキを建設汚泥として、処理する場合もある。 ※2 一次処理：土砂（74μmを超えるもの）と濁水の分離により、泥状の状態でなく流动性を保たなくなるようにする処理。 ※3 二次処理：一次処理後の濁水について、濁水処理を行い、水と脱水ケーキに分離する処理。脱水ケーキを建設汚泥として貯蔵する場合がある。 ※4 中間処理施設：再生利用許可制度及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。改正 平成24年法律第53号）」で規定される中間処理業者が設置する産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物を最終処分する前に分別、減量、無害化、安定化などの処理をする施設で、設置許可が必要な施設を想定している。 ※5 再資源化施設：「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。改正 平成23年法律第105号）」で示される概念として、特定建設資材に係る再生資源化を行う施設全般を想定している。建設資材のうち、建設用砂利、建設用石灰、建設用セメント、建設用骨材、建設用セメント等。 ※6 汚染土壤処理施設：「土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。改正 平成23年法律第74号）」で規定される汚染土壤の処理の事業の用に供する施設として、セメント製造、埋立及び分別による処理を行う施設を想定している。再資源化処理方法には、破碎処理、燃焼処理、溶融処理、脱水処理等がある。 ※7 最終処分：埋め立て処分、海洋投入処分等をいう。
p.環 23-3-2 図 23-3-2-1 鉄道施設の供用による廃棄物の一般的な処理、処分の方法		
	—	(注釈) ※1 ごみ処理施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される一般廃棄物処理施設のうち「ごみ処理施設」として規定される施設を想定している。
p.環 23-4-1 23-4 新たな発生土置き場等の取り扱い	—	追記
p.環 23-5-1 23-5 建設発生土等の抑制	—	追記

表 12-1(117) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編																																																																																																																	
p. 環 23-6-1 表 23-6-1-1 公共建設発生土受入地一覧	<p>(平成 24 年 10 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受入地名</th> <th>所在地</th> <th>所管事務所</th> <th>建設期間・予定期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田代</td> <td>愛川町田代</td> <td>厚木土木</td> <td>平成 24 年 12 月 31 日まで</td> <td>延滞予定</td> </tr> <tr> <td>真蒲</td> <td>愛野市真蒲</td> <td>厚木土木</td> <td>平成 24 年 12 月 31 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保ヶ谷</td> <td>清川村保ヶ谷</td> <td>厚木土木</td> <td>平成 24 年 10 月 23 日まで</td> <td>延滞予定</td> </tr> <tr> <td>久野</td> <td>小田原市久野</td> <td>県西土木小田原土木センター</td> <td>平成 25 年 3 月 31 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鶴色</td> <td>中井町鶴色</td> <td>県西土木</td> <td>平成 24 年 10 月 24 日まで</td> <td>延滞予定</td> </tr> <tr> <td>相模葉山島 I</td> <td>相模葉山島緑区</td> <td>厚木土木津久井</td> <td>平成 26 年 10 月 6 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>葉山島</td> <td>相模葉山島 I</td> <td>厚木土木</td> <td>平成 26 年 10 月 6 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江之浦</td> <td>小田原市江之浦</td> <td>県西土木小田原土木センター</td> <td>平成 26 年 5 月 17 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>川西</td> <td>山北町川西</td> <td>県西土木</td> <td>平成 25 年 3 月 31 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田</td> <td>大井町山田</td> <td>県西土木</td> <td>平成 29 年 3 月 31 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄</td> <td>松田町寄</td> <td>県西土木</td> <td>平成 28 年 11 月 23 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七沢</td> <td>厚木市七沢</td> <td>厚木土木</td> <td>平成 26 年 5 月 16 日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長坂</td> <td>横浜市営地下鉄長坂駅</td> <td>横浜市営地下鉄長坂駅</td> <td>休止中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 背面について平成 24 年 12 月末で受入れ完了予定 資料:「建設発生土受入地一覧」(平成 25 年 6 月現在) 公益財團法人神奈川県市町村整備技術センターホームページ</p>	受入地名	所在地	所管事務所	建設期間・予定期間	備考	田代	愛川町田代	厚木土木	平成 24 年 12 月 31 日まで	延滞予定	真蒲	愛野市真蒲	厚木土木	平成 24 年 12 月 31 日まで		保ヶ谷	清川村保ヶ谷	厚木土木	平成 24 年 10 月 23 日まで	延滞予定	久野	小田原市久野	県西土木小田原土木センター	平成 25 年 3 月 31 日まで		鶴色	中井町鶴色	県西土木	平成 24 年 10 月 24 日まで	延滞予定	相模葉山島 I	相模葉山島緑区	厚木土木津久井	平成 26 年 10 月 6 日まで		葉山島	相模葉山島 I	厚木土木	平成 26 年 10 月 6 日まで		江之浦	小田原市江之浦	県西土木小田原土木センター	平成 26 年 5 月 17 日まで		川西	山北町川西	県西土木	平成 25 年 3 月 31 日まで		山田	大井町山田	県西土木	平成 29 年 3 月 31 日まで		寄	松田町寄	県西土木	平成 28 年 11 月 23 日まで		七沢	厚木市七沢	厚木土木	平成 26 年 5 月 16 日まで		長坂	横浜市営地下鉄長坂駅	横浜市営地下鉄長坂駅	休止中		<p>(平成 26 年 1 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受入地名</th> <th>協定土量 (m³)</th> <th>所在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛川町田代</td> <td>750,000</td> <td>愛川町田代字船山 1853-1 番地外</td> </tr> <tr> <td>津川村樅ヶ谷</td> <td>600,000</td> <td>津川村樅ヶ谷 4129 番地外</td> </tr> <tr> <td>小田原市久野</td> <td>150,000</td> <td>小田原市久野字龜甲山 4391-1 番地外</td> </tr> <tr> <td>中井町鶴色</td> <td>150,000</td> <td>中井町鶴色字宇峰ノ畑 719-1 番地外</td> </tr> <tr> <td>相模原市葉山島 I</td> <td>72,000</td> <td>相模原市葉山島区小倉字三葉山 1907 番 97 外</td> </tr> <tr> <td>小田原市江ノ浦</td> <td>60,000</td> <td>小田原市江ノ浦字赤坂 410 番 1 外</td> </tr> <tr> <td>大井町山田</td> <td>100,000</td> <td>大井町山田石河山 1744 番地外</td> </tr> <tr> <td>松田町寄</td> <td>140,000</td> <td>松田町寄字六番 213 番地外</td> </tr> <tr> <td>厚木市七沢</td> <td>250,000</td> <td>厚木市七沢字吉原 2353 番地ほか</td> </tr> <tr> <td>相模原市葉山島 II</td> <td>50,000</td> <td>相模原市葉山島区葉山島字谷垣 1265-1 番地外</td> </tr> <tr> <td>山北町第二川西</td> <td>35,000</td> <td>山北町川西字西透間 1716 番地外</td> </tr> <tr> <td>山北町谷ヶ</td> <td>150,000</td> <td>山北町谷ヶ 1250-1 番地外</td> </tr> <tr> <td>小田原市第二上町</td> <td>240,000</td> <td>小田原市上町字まさせ 349-1 外</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 協定土量については、県及び市町村の公共建設から発生する公建設発生土の受入土量である。</p> <p>資料: 神奈川県 環境部 環境管理部 建設リサイクル課</p>	受入地名	協定土量 (m ³)	所在 地	愛川町田代	750,000	愛川町田代字船山 1853-1 番地外	津川村樅ヶ谷	600,000	津川村樅ヶ谷 4129 番地外	小田原市久野	150,000	小田原市久野字龜甲山 4391-1 番地外	中井町鶴色	150,000	中井町鶴色字宇峰ノ畑 719-1 番地外	相模原市葉山島 I	72,000	相模原市葉山島区小倉字三葉山 1907 番 97 外	小田原市江ノ浦	60,000	小田原市江ノ浦字赤坂 410 番 1 外	大井町山田	100,000	大井町山田石河山 1744 番地外	松田町寄	140,000	松田町寄字六番 213 番地外	厚木市七沢	250,000	厚木市七沢字吉原 2353 番地ほか	相模原市葉山島 II	50,000	相模原市葉山島区葉山島字谷垣 1265-1 番地外	山北町第二川西	35,000	山北町川西字西透間 1716 番地外	山北町谷ヶ	150,000	山北町谷ヶ 1250-1 番地外	小田原市第二上町	240,000	小田原市上町字まさせ 349-1 外	
受入地名	所在地	所管事務所	建設期間・予定期間	備考																																																																																																															
田代	愛川町田代	厚木土木	平成 24 年 12 月 31 日まで	延滞予定																																																																																																															
真蒲	愛野市真蒲	厚木土木	平成 24 年 12 月 31 日まで																																																																																																																
保ヶ谷	清川村保ヶ谷	厚木土木	平成 24 年 10 月 23 日まで	延滞予定																																																																																																															
久野	小田原市久野	県西土木小田原土木センター	平成 25 年 3 月 31 日まで																																																																																																																
鶴色	中井町鶴色	県西土木	平成 24 年 10 月 24 日まで	延滞予定																																																																																																															
相模葉山島 I	相模葉山島緑区	厚木土木津久井	平成 26 年 10 月 6 日まで																																																																																																																
葉山島	相模葉山島 I	厚木土木	平成 26 年 10 月 6 日まで																																																																																																																
江之浦	小田原市江之浦	県西土木小田原土木センター	平成 26 年 5 月 17 日まで																																																																																																																
川西	山北町川西	県西土木	平成 25 年 3 月 31 日まで																																																																																																																
山田	大井町山田	県西土木	平成 29 年 3 月 31 日まで																																																																																																																
寄	松田町寄	県西土木	平成 28 年 11 月 23 日まで																																																																																																																
七沢	厚木市七沢	厚木土木	平成 26 年 5 月 16 日まで																																																																																																																
長坂	横浜市営地下鉄長坂駅	横浜市営地下鉄長坂駅	休止中																																																																																																																
受入地名	協定土量 (m ³)	所在 地																																																																																																																	
愛川町田代	750,000	愛川町田代字船山 1853-1 番地外																																																																																																																	
津川村樅ヶ谷	600,000	津川村樅ヶ谷 4129 番地外																																																																																																																	
小田原市久野	150,000	小田原市久野字龜甲山 4391-1 番地外																																																																																																																	
中井町鶴色	150,000	中井町鶴色字宇峰ノ畑 719-1 番地外																																																																																																																	
相模原市葉山島 I	72,000	相模原市葉山島区小倉字三葉山 1907 番 97 外																																																																																																																	
小田原市江ノ浦	60,000	小田原市江ノ浦字赤坂 410 番 1 外																																																																																																																	
大井町山田	100,000	大井町山田石河山 1744 番地外																																																																																																																	
松田町寄	140,000	松田町寄字六番 213 番地外																																																																																																																	
厚木市七沢	250,000	厚木市七沢字吉原 2353 番地ほか																																																																																																																	
相模原市葉山島 II	50,000	相模原市葉山島区葉山島字谷垣 1265-1 番地外																																																																																																																	
山北町第二川西	35,000	山北町川西字西透間 1716 番地外																																																																																																																	
山北町谷ヶ	150,000	山北町谷ヶ 1250-1 番地外																																																																																																																	
小田原市第二上町	240,000	小田原市上町字まさせ 349-1 外																																																																																																																	
p. 環 23-6-1 23-6-2 民間事業における建設発生土受入地の状況	—	追記																																																																																																																	
p. 環 23-6-4 23-6-3 建設発生土の受入実績	—	追記																																																																																																																	
p. 環 23-6-4 23-6-4 建設発生土の不法投棄対策	—	追記																																																																																																																	
p. 環 24-1-1	18. 温室効果ガス	<p>24. 温室効果ガス</p> <p>工事終了後には、環境影響評価における前提条件との概略的な差異について確認する。</p>																																																																																																																	
p. 環 24-1-1 表 24-1-1-1(1)～(3) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械</th> <th>定格出力(kW)</th> <th>運転1時間あたり燃料消費量(L/h)</th> <th>運転1時間あたり燃費量(L/h)</th> <th>平均燃費率(kgCO₂/L)</th> <th>CO₂排出係数(kgCO₂/L)</th> <th>N₂O排出係数(N₂O/L)</th> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>総元</th> <th>燃料</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>	建設機械	定格出力(kW)	運転1時間あたり燃料消費量(L/h)	運転1時間あたり燃費量(L/h)	平均燃費率(kgCO ₂ /L)	CO ₂ 排出係数(kgCO ₂ /L)	N ₂ O排出係数(N ₂ O/L)	機械名	総元	燃料					<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械</th> <th>定格出力(kW)</th> <th>運転1時間あたり燃料消費量(L/h)</th> <th>運転1時間あたり燃費量(L/h)</th> <th>平均燃費率(kgCO₂/L)</th> <th>CO₂排出係数(kgCO₂/L)</th> <th>N₂O排出係数(N₂O/L)</th> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>総元</th> <th>燃料</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> </table>	建設機械	定格出力(kW)	運転1時間あたり燃料消費量(L/h)	運転1時間あたり燃費量(L/h)	平均燃費率(kgCO ₂ /L)	CO ₂ 排出係数(kgCO ₂ /L)	N ₂ O排出係数(N ₂ O/L)	機械名	総元	燃料																																																																																									
建設機械	定格出力(kW)	運転1時間あたり燃料消費量(L/h)	運転1時間あたり燃費量(L/h)	平均燃費率(kgCO ₂ /L)	CO ₂ 排出係数(kgCO ₂ /L)	N ₂ O排出係数(N ₂ O/L)																																																																																																													
機械名	総元	燃料																																																																																																																	
建設機械	定格出力(kW)	運転1時間あたり燃料消費量(L/h)	運転1時間あたり燃費量(L/h)	平均燃費率(kgCO ₂ /L)	CO ₂ 排出係数(kgCO ₂ /L)	N ₂ O排出係数(N ₂ O/L)																																																																																																													
機械名	総元	燃料																																																																																																																	

表 12-1(118) 環境影響評価準備書からの主な相違点(資料編)

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書資料編	環境影響評価書資料編
p.環 24-1-1 表 24-1-1-1(1)～(3) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位	—	<p>(注釈)</p> <p>注 1. 「平成 25 年度版建設機械等損料表」 (一般社団法人 日本建設機械施工協会) に示された値を用いた。ただし、記載のない機械については規格・規模等が同程度のものを適用した。</p> <p>注 2. 運転 1 時間あたり燃料消費量 (L/h) = 定格出力 (kW) × 運転 1 時間あたり燃料消費率 (L/kWh)</p> <p>注 3. 「平成 25 年度版建設機械等損料表」に示された値より算出した。 平均稼働率 = 年間標準運転時間 (時間) / (年間標準運転日数 (日) × 8 時間) ただし、記載のないものは 1.000 とした。</p> <p>注 4. 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(平成 22 年政令第 20 号) 別表第 1 より算出した。</p> <p>注 5. 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に示された値を用いた。</p>
p.環 24-2-1 24-2 列車の走行に伴う温室効果ガス排出量	列車走行に伴う温室効果ガス排出量については、東京都～大阪府間で全線開業時に、開業前と同程度の排出量となる。以下に算出根拠を示す。	中央新幹線の開業に伴う環境への効果としては、国土交通省の交通政策審議会の第 9 回中央新幹線小委員会において、2027 年の名古屋までの開業及び 2045 年の全線開業を前提として環境等改善便益として 11 億円と算定されている。これに関わるものとして、東京都～大阪府間の中央新幹線の列車の走行に伴う温室効果ガス排出量について検討を行った。以下に算出結果を示す。
p.環 24-2-6 24-2-2 名古屋開業時	—	追記
p.環 24-2-9 24-2-3 列車の走行に伴う温室効果ガス排出量の原単位について	—	追記
p.環 24-2-13 24-2-4 他のケースにおける CO ₂ 排出量及び CO ₂ 排出割合について	—	追記
p.環 25-1 25 モニタリング等について	—	追記